

911.123-Ka41dウ
1200500755173
123
1d



始



911.123

K441d



萬葉集古義

第四



萬葉集古義八卷之下

秋雜歌。

岡本天皇御製歌一首。

岡本天皇は舒明天皇なり、

暮去者。小倉乃山爾。鳴鹿之。今夜波不鳴。寐宿家良思母。

小倉乃山は、九卷に、龍田の山の瀧の上のをくらの嶺とよめる、をくらの嶺や、この小倉の山にて侍らむと契沖云り、○大御歌意は、暮べになれば、いつも小倉の山にて、妻戀しつゝ、鳴鹿の今夜は鳴ず、妻を得て安く宿にけるらし、嗚呼、さても、これまで幾夜か辛苦して、妻を求めむとなり、仁德天皇紀云、三十八年秋七月、天皇與皇后居高臺而避暑時、每夜自兔餓野有聞鹿鳴其聲寥亮而悲之、共起、可憐之情及月盡以鹿鳴不聆、爰天皇語皇后曰、當最夕而鹿不鳴、其何由焉、云々、○此大御歌九卷初には、第三句、臥鹿之として載たり、さてそこには、雄略天皇のとして、後に岡本天皇御製と註せり、

大津皇子御歌一首

經毛無緯毛不定未通女等之織黃葉爾霜莫零

織黃葉とは契沖云錦といふべきをその錦はもみちのことなればおしてのたまへるなり、懷風藻云七言述志(大津皇子四首之中第三)天紙風筆畫雲鶴山棧霜杼織葉錦今の歌此後の句とおなじいづれをかさきにつくらせ給ひけむ第七みよしぬのあをねがみねのこけむしろたれかおりけむたてぬきなしに第十三に山の邊のいそしの御井はおのづからなれるにしきをはれる山かも古今集に霜のたて露のぬきこそよわからし山のにしきのおればかつちる立田川にしきおりかく神無月しぐれの雨をたてぬきにしてなどあり○御歌意かくれたるところなし

穗積皇子御歌二首

今朝之旦開雁之鳴聞都春日山黃葉家良思吾情痛之

今朝之旦開雁之鳴聞都春日山黃葉家良思吾情痛之。吾情痛之皇極天皇紀に四年六月云々古人大兄見走入私宮謂於人曰韓人殺鞍作臣吾心痛矣即入臥內杜門不出○御歌意は今朝の旦開に初鴈の鳴てわたる音を聞つ又我心も秋としるく何となくかなしくいたしこれにて思へば春日山もこの頃は色付にけるらしとなり

963
140

秋芽者可咲有良之吾屋戸之淺茅之花乃散去見者

秋芽之花は契沖云つばななりつばなは春の末に穗に出て薄のやうに見え夏野にも猶ちらず有が秋萩もや、咲ぬべき頃にちるをかくはよませ給ふなり心をつけてつばなのやうをみたる人この御歌にまことあることを知べし○御歌意かくれたるところなし

但馬皇女御歌一首

皇女を舊本に皇子と作るは誤なり○子部王は傳未詳ならず十六に兒部女王とあるに同

事繁里爾不住者今朝鳴之鴈爾副而去益物乎

不住者不字舊本には下に誤今は活字本に従は住むよりはの意なり○御歌意かくれなし世間の繁務をいとせ給へるときよみ賜へるなるべし

山部王惜秋葉歌一首

山部王は契沖山部王にふたつありそのひとつは天武天皇紀上元年七月云時近江命山部王蘇我臣果安巨勢臣比等率數萬衆將襲不破而軍于犬上川濱山部王爲蘇我臣果安巨勢臣比等見殺由是亂以軍不進乃蘇我臣果安自犬上返刺頸而死此山部王は系圖を知らず今ひとり桓武天皇いまだ諸王にておはしましける時の御名なり續紀云延暦四年五月乙

未朔丁酉詔曰云々又臣子之禮必避君諱比者先帝御名及朕之諱公私觸犯猶不忍聞自今以後宜並改避於是改姓白髮部爲眞髮部山部爲山此中に今のつゞき初の山部王にあらざ桓武天皇の御歌なりいまだ山部王にて經させ給へる位階は稱徳天皇紀云天平神護二年十一月無位山邊王授從五位下光仁天皇紀云寶龜五年三月兼駿河守十年六月從五位上山邊王爲大膳大夫十一年正月正五位下三月任備前守天應元年十一月正五位上とありと云り今按に此集は天平寶字三年までしるされたれば桓武天皇とせむこと時代いたく後れさせ賜へりこれを天平寶字の初年に製せたまへる御歌としても天平神護二年叙爵ありしより逆推するに寶字元年まで凡十年におよべり又此は但馬皇女御歌の次長屋王歌の上に入たるを見れば此歌も和銅より天平年間によまれたる歌と見えたるをやさればなほ二の王にはあらで同名別人なるべし

秋山爾黃反木葉乃移去者更哉秋乎欲見世武

黃反反は變と書るに同じ反變集中に通用たり略解に反は變の省文かと云れどならずはニホフと訓べし○移去者はツツリナバとよむべし○歌意かくれなし

長屋王歌一首

味酒三輪乃祝之山照秋乃黃葉散莫惜毛

三輪乃祝之は本居氏云ミワノイハヒノと訓べしいはひの山とは神を齋まつる山といふことなり○散莫惜毛は散むことのさても惜やといふ意なり○歌意かくれなし

山上臣憶良七夕歌十一首

七夕の事皇朝にて孝謙天皇天平勝寶七年にはじまれるよし公事根源に見えたるは乞巧奠の行はれし濫觴をいはれしにや牽牛織女の事はそれよりなほさきにさだせしなり但集中に七夕の事を天地之別時由云々など多く云るはその起れることの舊しきを神代になぞらへていへるのみにて實に神代よりあり來しことと思ふはひがことなり牽牛織女の事はもはら漢國にならへることなるを集中の歌によりて神代より皇朝にあり來し事なりといふ説もきこゆるはさらにあらぬことなりその本はもろこしにて桂陽成武丁と云し人のいひそめしを彼國の詩人のともがら言々さにしてかにかくつくり又婦女の巧を乞事などのあるを皇朝にうつせるものなりからぶみ事物紀原に吳均續齊諧記曰桂陽成武丁有仙道忽謂其弟曰七月七日織女當渡河暫詣牽牛至今云織女嫁牽牛周處風土記曰七夕灑掃於庭施几筵設酒果於河鼓織女言二星神會乞富壽及子歲時記曰七夕婦人以綵縷穿七孔針陳瓜花以乞巧則七夕之乞巧自成武丁始也とあり又一年に一度會と云ことは荆楚歲時記に天河之東有織女天帝之子也年々織杼勞役織成雲錦天衣天帝憐其獨處許嫁

まさしく天棚機姫神に符合るをしりて、タ。ナ。バ。タ。ツ。メ。といへるなるべし、もしさらずして、新に設けて施し稱ならむには、織女星なれば、ハ。タ。オ。リ。ホ。シ。などやうにこそいふべきことなれ、なほ牽牛織女の事は、別に許悉に考へてしるせるものあれば、こゝには略きて、その大かたをいへるのみなり、○天地之別時由は、其はじまれる事の舊しきを、神代になぞらへて云るのみにて、實に神代よりあり來し事にはあらざることに、上に云るが如し、○伊奈牟之呂(牟字、舊本に宇に誤、今改)は、枕詞なり、稻席なり、袖中抄に、田舎には、おのづから稻を敷こと有ば、田舎をば、稻敷ともいひ、いなむしろともいふなり、公實卿詠云、これにしく思ひはなきを草枕旅にかへすはいなむしろとや、と云るが如し、さて河とつゞくは、門人南部、嚴男が強といふ意にとりなして、續つらむ、稻席は、ことに強ばれるものなればなり、と云り、さもあるべし、○意空、嘆空は、思ふこゝち、嘆くこゝちと云むが如し、○不安久爾は、安からぬことなるをの意なり、かくばかりこゝち安からぬことなるに、何とかせむといふ義を含めたるなり、○青浪爾望者、多要奴は、遙々の蒼浪を望み見やるに、遠くして見届かねば、目のつきたるをいふならむ、○白雲爾滯者、盡奴も、天雲をふりさけ望むに、戀の涙のかぎりの盡ぬると云ならむ、○佐丹塗之小船毛、賀茂は、佐は、真に通ふ美稱にて、丹にぬり色どりたる舟も願といふ、三卷に、山下赤乃曾保船十三に、赤曾明舟、とよみ、十九には、こゝの如くよみたり、又十六に、赤羅

小船、ともよめり、さていかで、さやらの舟もがなわれかし、となり、○玉纏之真可伊毛、我母は、古は何によらず、玉をまきてかざりとせしこと多ければ、かい、かぢの類にも玉を纏りしなるべし、さていかで、さやらの榜もがなわれかし、さらば秋ならずとも、常に漕わたりて相見むをの意なり、舊本一云、小棹毛何毛、と註せり、いづれにもあるべし、○伊可伎渡は、伊は、そへ言下の伊許藝の伊に同じ、可伎は、搔にて、水を搔ことなり、○夕塩爾(舊本註に、一云、夕倍爾毛とあるは、わろし)は、河に鹽は、叶は、ざれども、この歌すべて、天漢を海のごとくによみなして、青浪といひ、真かいもがもといひ、あさなきになどよみなしたり、素二星の天漢をわたると云こと、妄誕なれば、信るにたらず、故歌によむ人も、自己が心まかせに、さまざまによみなしたりと見えたり、○天飛也領巾とは、天を飛行料の領巾といふなるべし、也は、天知也、高知也などいふ也に同じく、助辭なり、領巾は、織女の領巾なり、さて領巾は、すべて、上代の女の裝束なるよし、既く五卷に云るが如し、さて此に天飛といひ、十卷に、織女之天津領巾、とよみ、續後紀十九、興福寺僧等が長歌に、三吉野爾有志熊志禰、天女來通豆、其後波蒙譴天、毘禮衣着豆飛爾支度云々、とあるなどを併思ふに、天女といふものゝ、虚空飛行には、必この領巾を着るよし云りとおぼえたり、○真玉手乃云々、古事記八千矛神、御歌詞をとれり、五卷にもよめり、○餘多、多字、舊本になきは脱たるなり、今は岡部氏の考によりて補へつ、アマタ、ピとよ

むべし、○宿毛寐而師可聞舊本に、一云伊毛左禰而師加と註せり、いづれにもあるべし、○秋爾安良受登毛、舊本、一云秋不待登毛と註せり、いづれにもあるべし、

反歌

風雲者、一岸爾、可欲倍杼母、吾遠孀之事曾不通。

風雲者云々は、たゞ風と雲とは、彼方此方の兩岸に往來ども、といふなり、神代紀天孫降臨條に、遣疾風、舉尸致天、と見えたり、其即疾風を使に差たること、さきこゆ、契沖河圖帝通紀云風者天地之使也、文選陸士衡擬古詩、遊子眇天末、遠期不可尋、驚騰塞反信、歸雲難寄音、第廿に、家風は月にけにふけどわぎもこがいへごともちてくる人もなし、みそら行雲も使と人はいへど家づとやらむたづきしらずも、などあり、といへり、風を使とせし事は、なほこれかれ見えたれど、此歌にては、たゞまことの風と雲とを云るのみにて、使のよしには非ず、使ならば、事曾不通とはいふまじきなり、○遠孀之、舊本に、一云波之孀乃と註せり、遠孀は遠方に在よしなり、波之孀は愛孀なり、○歌意は、天河の河一隔れるのみにて、常に風と雲とは、彼方此方の兩岸に往來へども、秋にあらねば、相見ることとはさらにて、使を遣來すともかなはねば、わが遠孀の言傳ぞ、通ひ來ぬとなり、

多夫手二毛、投越都倍伎、天漢、敵太而禮婆、可母、安麻多須辨柰吉。

多夫手二毛、礫にてもと云むが如し、たぶては、つふてと云に同じ、言意は、手棄なるべしと云り、これは天の川の渡の、いくばくもあらず、近きよしにいへり、さて二字はもと乎なりけむを、手と混へて多夫手々毛と書しを、つひに二に誤れるなるべし、と別府信榮は云り、然する時は、タプテヲモと訓べし、○安麻多須辨柰吉は、甚しくすぐれて、爲む方のなきといふなり、安麻多は、甚しく殊にすぐれたるをいふ、かやうの處に用ひたるは、七卷に、鳥自物海二浮居而、奥津浪、嗚乎聞者、數悲哭、十二に、草枕客去君乎、人目多袖不振、爲而安、萬田悔毛、などある是なり、○歌意は、天河の渡は、いくばくの間もあらず、礫を投ても、彼方の岸に至り届くべく、甚近くはあれども、容易く渡り行事のかなはねばにや、かくへだ、り居て、甚しくすぐれて、爲む方なく思ふらむ、さても戀しく思はる、事哉となり、

〔右天平元年七月七日夜、憶良仰觀天河作。一云帥家作。〕

河の下、舊本作、字を脱せり、○帥は旅人、卿なり、

秋風之吹爾之日、從、何時可登、吾待戀之、吾曾來座流。

君は牽牛をさす、○歌意、かくれたるところなし、

天漢、伊刀河浪者、多多禰杼母、伺候難之、近此瀨乎。

伊刀は、甚なり、者の下にめぐらして聞べし、河浪は、甚は雖不立、といふなり、○歌意は、天河の

河波は、いたくは立はせねども、たわやすくわたることを得ねば、牽牛のもとに侍従ひがたし、この近きわたり瀬なるものを、といふならむ。

袖振者見毛可波之都倍久。雖近度爲便無秋西安良禰波。

歌意かくれたるところなし、さきにたぶてにも投こしつべき、といへるごとく、間近きわたり瀬をいへり。

玉蜻蜒髣髴所見而別去者。毛等奈也戀牟。相時麻而波。

毛等奈也戀牟は、俗にむざ〜こひしう思はむ、といふ意なり。○歌意は、たゞほのかに相見えたるばかりにて、心だらひに、こまやかに相語ふ間もなく、こなたかなたに相別れなば、又の秋になりて相見む時までは、常にむざ〜戀しく思ひて過さむか、となり。

〔右天平二年七月八日夜、帥家集會。〕

牽牛之迎孀船已藝出良之。漢原爾霧之立波。

歌意は、天河原にきりのたてるは、彥星の織女を迎る舟をこぎゆくさわきに、水霧立るならむ、といふなるべし。

霞立。天河原爾待君登伊往還程爾。裳襪所沾。

伊は、そへ言なり。○歌意は、天の河原に出居て、牽牛の君が來座むを待とて、此處に御船泊む

か、彼處に泊むかと、河上に行河下に行など、かなたこなたに行かよひ待間に、裳のすそぬれひたりぬる、となり。

天河浮津之浪音。佐和久奈里。吾待君思。舟出爲良之母。

浮津之浪音、岡部氏云、浮洲と云へば、浮津ともいはむか、されどなみと、いへるは、おぼつかなし、仍て思ふに、浮は御の誤にて、ミツノナミト。とよむべく覺ゆ。○歌意は、天河の河津の浪音が、常にまさりて、さわさわと動く音すなり、わが一すぢに待居る牽牛の君が、今舟發をして漕來賜ふ故に、かくさわくにてあるらし、さてもはやく、此方に泊賜へかし、となり。

太宰諸卿大夫并官人等。宴筑前國蘆城驛家歌二首。

官人(官)字、舊本宮に誤れり、は、大夫よりは下の官職の人ゆゑに、并官人と云り、岡部氏云、諸王諸臣百官など書も、諸臣は五位以上、百官は六位以下にあたり、其官省にて官人と書は、かろきものを云例なり。○蘆城驛家は、筑前國御笠郡にあり、十二に、惡木山とあるも同じ、〔頭

註、筑前名寄云、御笠郡蘆城、太宰府の南にあ

娘部思秋芽子交。蘆城野。今日乎始而萬代爾將見。

歌意かくれたるところなし。

珠匠葦木乃河乎。今日見者迄萬代將忘八方。

珠匣は、まくら詞なり、契沖、玉くしげ明といふ心に、あといふひとともに云かけたり、あくと
も、あけとも、あかむとも、あきとも、下はうごけば、上は主、下は伴なるゆゑに、主にかゝれば、お
のづから伴を攝するなり、と云り、按に、此は葦木を、淺筒の意にとりてつゞけたるなるべし、
佐氣と志伎と音通へり、さて筒は、古麻筒、飯筒、蘭筒、大筒など云類の名あまた見えて、其種々
あるが中にも、櫛筒は殊に淺き器なるよしもて、櫛筒の淺筒と云意に、續けたるならむとは
思はるゝなり、○今日見者は、ケフミテバと訓べし、○歌意は、蘆城の川の勝景を今日見てあ
らば、今より行きき萬代の後までも、このおもしろきけしきのわすられむやは、忘るゝ世は
いつまでもあるまじ、さてもおもしろのけしきや、となり、

右二首作者未詳。

笠朝臣金村伊香山作歌二首。

伊香山は、近江國伊香郡にあり、神名式に、伊香郡伊香具神社みゆ、契沖云、第三に、金村の鹽津
山のうたあり、角鹿の歌なり、越前へ下られける時、今の歌も道にてよまれたるか、もしは別
時の歌歟、

草枕客行人毛住觸者爾保比奴倍久毛開流芽子香聞

爾保比奴倍久毛は、色に染べくも、といふが如し、○歌意は、旅行人の、かりそめにも行觸たら

ば、衣に着て、其色に染べくもさけるは、ぎの花哉、さておもしろ見事に咲たる花や、となり、
伊香山野邊爾開有芽子見者公之家有尾花之所念。

公といへるは、本郷にさす人ありてよめるなり、○歌意は、この伊香山の野邊に咲たる、はぎ
の花を見れば、本郷なる某公の家の庭にある、尾花のさまの思ひ出されて、一すぢに家の方
戀しく思はるゝとなり、

石川朝臣老夫歌一首。

老夫は、傳未詳ならず、契沖云、續紀云、文武天皇二年秋七月己未朔癸未、直廣肆石川朝臣小老、
爲美濃守、此小老の子などにや、

娘部志秋芽子折禮玉梓乃道去裴跡爲乞兒

折禮は、本居氏、折那を誤しと見ゆる、といへり、折那は、折武を急に云るなり、○道去裴跡は、道
すがら得たる家づとなり、○歌意は、道すがら得給へる家づとを賜へと乞む、其女の爲に、女
郎花、秋はぎを折て行む、いざさらば、と急ぎ進めるなり、

藤原宇合卿歌一首。

我背兒乎何時曾旦今登待苗爾於毛也者將見秋風吹

何時曾旦今登は、何時か來座む今か來座む、といふ意なり、何時曾は、何時かと云むが如し、

○於毛也者將見は、略解に、兩說擧たる中に、於毛也は、面輪の意かといへるはしかるべし、その一説に、於は聲の誤也は世の誤にて、聲毛世者將見あきかぜのふけなるべし、といへるは、いみじき謾言なり、いかにといふに、風音の人の問來にまがへるをば、厭ふこそ人の常情なれ、其を風の音もせば、思ふ人の來しかと見む、其がために秋の風ふけと、風にあつらへつくべきことかは、さて和と也と通ふ例多し、十一に、秋柏潤和川邊云々、とある歌を、其下に、重出たるには、閨八河邊云々、と書る、これ通ふ證なり、又この閨八を、閨丸の誤として、ウ。ル。ワ。とよむもわるし、又十三に、少子等率和出將見云々、神武天皇紀に、頭八咫鳥鳴之曰、天神子召、汝怡舛過怡舛過、過音和云々、などあるいざわは、全イザヤと云に同じ、又十六能登國歌に、新羅斧墮入和之云々、浮出流夜登將見和之云々、又眞奴良留奴和之云々、などある和之は、愛也之、縱惠也之などの也之と、同言とおもはるゝに、なほ正しく面輪を於毛也と云るは、十八に、於毛夜目都良之美、夜古可多比等、と云る是なり、この於毛夜を、面輪の意とするは非ず、○歌意は、わがせこは、いつか來まさまむ、いまか來まさまむ、と待につれて、秋風のそよ〜と吹來るは、もはや來まさまむしるしなるべし、と云るなり、思ふ人の來むとする前表には、風のそよ〜と吹來ると云ならはしのありしならむ其由は、四卷、君待登吾戀居者我屋戸之、簾動、秋風吹といふ歌の註に云り、

緣達師誦一首。

緣達師は、傳未詳ならず、契沖云、緣といふ僧にて、師は、法師の心なるべし、暮相而朝面羞、隱野乃芽子者散去、寸黃葉早續也。

本二句は、隱野を云む料の序なり、一卷に、暮相而朝面無美、隱爾加氣長妹之、廬利爲里計武、とあるに全同じ、○也は、徒に添て書るなり、○歌意は、隱野のはぎの花は散失にけり、早くその花に續きて、諸木の木葉黃變して、野邊の興を絶しむる事なかれ、となり、

山上臣憶良詠秋野花歌二首。

秋野爾、咲有花乎、指折、可伎數者、七種花、一。

歌字、舊本にはなし、目錄にはあり、指は、和名抄に、指手指也、和名由比俗云、於與比、とあり、(俗云とあるはいかゞ)土佐日記に、今日いくか廿日三十日とかぞふれば、於與比もそこなはれぬべし、源氏物語空蟬に、於與比をかめて、とをばたみそよそなどかぞふるさま、いよのゆげたもたど〜しかるまじう見ゆ、などあり、○可伎數は、十七に、可伎加蘇布敷多我美、夜麻とあり、可伎は、添いふ言なり、打といふに同じ、古事記、須勢理毘賣命の御歌に、宇知微流斯麻能佐伎邪伎、加岐微流伊蘇能佐岐、淤知受とある加岐に同じ、これに打見、搔見と對言るにて、打と搔と同じきことしるし、本居氏

云、打は、常にひろく萬に云ひ、搔は、たゞ手して爲事にのみ云が如くなれども、打も本は手して爲事なれば、同じことなるべし、搔は、搔絶などは、手の事ならねど、添いへり、○歌、意かくれたるところなし、夫木集に、夏野をばおなじ緑に分しかど、秋ぞ折つる七草の花、

芽之花乎花葛花瞿麥之花姫部志又藤袴朝貌之花二其

旋頭歌なり、頭註、契沖、薄は、鳥けだもの、尾に似たれば、尾とは異名を付たる也、と云り、今云、これ異そ、行めもの、いふの、を、と、こ、を、みな、の、花、に、ほ、ひ、見、に、と、云、は、を、花、を、男、花、と、し、女、郎、花、を、を、みな、花、と、せ、し、意、と、お、ほ、ゆ、尾、花、は、葉、な、ど、男、々、し、け、な、る、故、に、男、花、と、云、べ、く、を、み、な、べ、し、の、な、よ、び、た、る、は、女、花、と、す、べ、し、是、に、よ、れ、ば、尾、と、書、は、借、字、に、て、男、花、な、る、べ、し、と、ある、は、あ、た、ら、ず、○歌、意、かく、れ、な、し、契、沖、云、か、の、廿、卷、な、る、秋、野、に、は、の、歌、は、さ、る、意、に、あ、ら、ず、猶、彼、所、に、委、説、べ、し、○歌、意、かく、れ、な、し、契、沖、云、此、歌、は、十、六、に、詠、双、六、頭、歌、に、一、二、の、目、の、み、に、あ、ら、ず、五、六、三、四、さ、へ、有、双、六、の、さ、え、此、歌、と、お、な、じ、體、な、り、只、數、な、ど、の、あ、る、も、の、を、あ、り、の、ま、よ、に、よ、く、い、ひ、の、ぶ、る、な、り、

天皇御製 歌一首

天皇は、契沖云、これは聖武天皇なり、第四にも、天皇思酒人、女王御製歌一首、八代、女王獻天皇、歌一首、此外獻天皇、といふ歌三首あり、此、卷、下、冬、歌、中、にも、天皇御製歌あり、第六にもあり、是、家持のえらばれたる中にも、その時のみかどなるゆゑに、かくは、しるせり、孝謙天皇御治世、にいたりて、えらびつがれたるには、太上天皇、といへり、心をつくべし、第三卷に、天皇御遊雷、岳之時、柿本朝臣人麿作歌、天皇賜志悲、姫御歌、これは古記にまかせたりと見えたり、

秋田乃穗田乎雁之鳴闇爾夜之穗杼呂爾毛鳴渡可聞

本二御句は、秋の穂に出たる田を刈、といひかけたり、田を刈時に來る鳥なる故に、つゞけさせ給へり、穂田は、穂に出たる田を云、四卷、十卷などにも見えたり、○闇爾は、ク。ラ。ケ。ク。ニ。と訓べし、闇くあるに、といふほどの意なり、今の心にていは、ク。ラ。ケ。キ。ニ。といふべき所を、かく云は古風の言、格なり、既く一、卷、下に、委云り、○夜之穂杼呂は、夜の離にて、未闇きと、明くなるとの間を云、此、言のこと、既く四、卷、に、具云り、披見て考べし、○大御歌、意は、いまだ夜もあけはなれざれば、猶くらくあるに、田、面を、さして、初鴈の鳴て渡る哉、さてもなつかしの聲や、とな

今朝乃旦開雁之鳴寒聞之奈倍野邊能淺茅曾色付丹來

大御歌 意かくれたるところなし、

太宰帥大伴 卿歌二首

吾岳爾棹牡鹿來鳴先芽之花孀問爾來鳴棹牡鹿

先芽は、初は、ぎなり、榛を前榛といふも同じ、サイ。ハ。リ。は。サ。キ。ハ。リ。なり、キ。を。イ。と。い。へ。る。は。後、の音便なり、○花孀問爾は、花を妻問に、といふなり、ツ。マ。を。す。み。て。よ。む。べ。し、花妻をとひにと云にはあらず、しかるを、後、世、此、歌、によりて、は、ぎ、を、や、が、て、鹿の花妻といふものところ得

て、ざる意によめる歌おほきは、わらふべし、現存六帖に、人はこぬ草葉のとの露の上にかたしき宿たる萩が花妻とある類なり、鹿は芽子の咲ころ、その芽子原におきふしなどもするゑに、秋芽子を妻間と云ならはせり、はぎを、後に鹿鳴草と云も然り、〔頭註、歌袋、寶治二年百卿、人は來ぬ草葉のつゆの床の上にかたしきれたる萩が花づま、と全く鹿をば、萩が花づまとし給へる、いといはれなし、備考〕○歌意は、わがをる地の岳に牡鹿の來て鳴よ、これは初はぎのや、咲たれば、その花を妻間とて、來て鳴よ、となり、

吾岳之秋芽花風乎痛可落成將見人裳欲得

歌意は、わがをる處の岳の秋はぎの花が風がつよく吹故に散べくなりぬるよ、いかで今の間に來て、見て愛む人もがなわれかし、となり、

三原王歌一首

三原王は、續紀に、元正天皇養老元年正月乙巳、授无位御原王、從四位下、十月戊寅、益封、聖武天皇天平元年三月甲午、從四位下三原王、授從四位上、九年十二月壬戌、從四位上御原王、爲彈正尹、十二年九月乙未、治部卿、從四位上三原王、云々、十八年三月戊辰、以從四位上三原王、爲大藏卿、四年癸卯、正四位下、十九年正月丙申、正四位上、二十年二月己未、從三位、孝謙天皇勝寶元年八月辛未、從三位三原王、爲中務卿、同十一月丙辰、正三位、四年七月甲寅、中務卿、正三位三原王、薨、一品贈太政大臣舍人親王之子也、と見えたり、續後紀に、承和四年十月丁酉、右大臣從二位

清原朝臣夏野薨御原王孫正五位下小倉王之第五子也、とあれば、夏野大臣の祖父なり、

秋露者移爾有家里水鳥乃青羽乃山能色付見者

移とは、草木の花を、先紙などに染置て、さていつにても、絹にうつし染る、それをうつしといへり、古よりしかするわざのありしならむ、○水鳥乃は、青羽といはむ料なり、○青羽能山は、青葉の山といふなるべし、さて水鳥乃と云よりのか、りは、羽とつゞき、うけたるうへにては、葉なるべし、上に、水鳥之鴨乃羽色乃春山乃、とよみ、廿卷に、水鳥乃可毛能羽能伊呂乃青馬乎、ともよめり、古事記垂仁天皇條に、爾出雲國造之祖名岐比佐都美、飭青葉山而云々、新古今集に、立よれば涼しかりけり、水鳥の青葉の山の松の夕風、源氏物語若菜、上に、身に近く秋やきぬらむみるまゝ、にあをばの山もうつろひにけり、とある所に、めとゞめ給ひて、水鳥の青ばは色もかはらぬを萩の下こそけしきことなれ、同夢、浮橋に、をのには、いとふかくしげりたる、あをばの山にむかひて云々、などあり、みな青く茂りたる山を云、地名にはあらず、○歌意は、青く茂りたる山の、うつろひかはりて、色づくを見れば、秋露は絹にうつし染る、いはゆるうつしにてありけり、となり、六帖に、しら露は、とて載、

湯原王七夕歌一首

牽牛之念座良武從情見吾辛苦夜之更降去者

從情は、牽牛の心よりもまさりての意なり。○歌意は、夜の更ゆけば、今は程なく逢給らむと思ひやりて見るわがこゝろは、とにかく物思し給ふらむ彥星のこゝろよりもまさりてくるしとなり。六帖に、第三句、ことよりも、として載たるは、誤なり。

織女之袖續三更之五更者河瀬之鶴者不鳴友吉。

袖續三更之は、續にては通難し。續は纏字の誤にて、ソテマクヨヒノなるべし。○歌意は、織女の衣の袖を纏て、相宿する夜の曉は、天河の河瀬に住鶴の鳴て、夜の明るを告ずとも、縦や今夜ばかりはさて有なむ、さらば曉に至るを知らずして、かく別のいそぎはすまじきとなり。此歌は、牽牛の心に擬てのたまへるなり。

市原王七夕歌一首。

妹許登吾去道乃河有者附固緘結跡夜更降家類。

附固緘結跡(固)字、舊本には、目と作り、結字一本にはなし。は、附は脚の誤にて、脚固は、アユヒなるべしといへり、さて緘結跡は、本居氏、ナダストと訓べし、といへり、あゆひは足結にて、袴をかゝげて、其を結固むる帯の類と見ゆ、七上に委云り、なだすは、契冲、正す意なるべし、といへり、雄略天皇紀、歌に、阿遙比那陀須暮とあり。○歌意は、織女の許にと行道筋の、天河の河道にてあるなれば、其河を涉らむ用意して、足結をむすび正すとて、其間に早夜を更にける、織女

のいかに待わぶらむなり、此も牽牛の心に擬へてのたまへるなり。

藤原朝臣八束歌一首。

棹四香能芽二貫置有露之白珠相佐和仁誰人可毛手爾將卷知布。

旋頭歌なり。○相佐和仁は、本居氏物語書に、おほさふと云詞あり、これ此、あふさわの訛れるにて、其おほさふと云る詞の意と、あふさわと全同じと云り、十一に、開木代來背若子欲云余相狹丸吾欲云開木代來背とあり、物語書に云へるおほさふは、源氏物語帯木に、やむことなく、せちにかくし給ふべきなどは、かやうにおほさふなるみづしなどに、打置ちらし給ふべくも非ず、關山に、御心のうちいとあはれに、おほし出ること多かれど、おほさふにてかひなし、薄雲に、おほさふのすまひはせじとおもへる、おほけなしとはおほすものから、未通女に、此君たちのすこし人数にもおほしぬべからましかば、おほさふのみやづかへよりは、奉りてまし、玉髪に、おほさふなるは、こともおこたりぬべしとて、藤袴に、おほさふの宮づかへのすぢに、らうろ、せむとおほしおきつる、若菜、下に、今はかうおほさふのすまひならで、のどやかに、行ひをもとなむ思ふ、柏木に、此頃は何事もおほされで、おほさふの御とぶらひのみぞ有ける、幻に、御獨寐に成ては、いとおほさふにもてなし給ひて、東屋に、おほさふならぬところにて、すぐして、又も參らせむと聞えて、いざなふ云々、これかれあるつらにておほさふ

まじらはせむは、ほいなからむなどやうに見えたり、大かた、又はなみく、などいふ意の處に用ひたり、○知布は、登伊布の約れる言なり、既く委云り、○歌意は、牡鹿の入立て、妻問する野のはぎの糸に、その牡鹿が貫置たる、露の白玉の愛たきを、誰人か、大かたなみくの事に思ひて、手に纏むといふ、ぞ、誰も深く思ひ入てこそ、手にまかむといふなれ、さても愛たき露や、となり、

大伴坂上郎女晚芽子歌一首

咲花毛宇都呂(布)波(歌)奥手有長意爾尙不如家里

宇都呂の下、布字舊本になきは、脱たり、○奥手有は、契沖云、いねのおそきをおくてといへば、よろづの草木も、おくれて花咲などするを、奥手といはむことさもあるべし、おもふに、おくてといふは、第九に、わぎもこはくしろにあらなむひだり手のわがおくの手にまきていなましを、此奥の手とよめる心なり、肘の袂よりおくにかくれたる所を、おくの手といふ、ながき心とつゝくるも、袖より出るところは、みじかく、袖にかくれたる所は、長ければ、奥手なるが、き用むとするを、奥の手にたくはふるといふも、いにしへよりある詞残れるなるべし、(已上)今按に、稻に限らず、萬の草木の、世におくれて花咲などするを、奥手といふよし云るは、さる

ことなれど、九卷なる歌を引るは、すこしいかゞなり、彼は、左手の吾奥手といひたれば、左を主としていへりときこえたり、もし契沖説のごとくならば、左右にかぎらず、袂よりおくにかくれたるところを、奥の手といふことゝきこえて、いかゞなり、そも古は、左手を奥手といひ、右手を邊手とぞいひけむ、さるは、右の手は、事をなすによく利て、はしちかなれば、邊といひ、左の手は、事をなすにおそくて、利にくければ、いつも後ならでは出さぬゆゑに、奥といへるなるべし、されば左を奥といひ、右を邊といふは、人手をいふがもにて、それより何にても、左右を奥邊といひて、別てるにぞあるべき、二卷に、奥津加伊邊津加伊とあるも、船の左にぬけるを、奥津權、右に貫るを、邊津權といへりときこえたるよし、既く彼、卷に註たる如し、古事記、伊佐那伎命禊祓條に、次於投棄、左御手之手纏所成神名、奥疎神、次奥津那藝佐毘古神、次奥津甲斐辨羅神、次於投棄、右御手之手纏所成神名、邊疎神、次邊津那藝佐毘古神、次邊津甲斐辨羅神とあるにて、左を奥とし、右を邊とせしこと、著明なり、なほ九卷に至りていふべきなれど、人のまどふことなれば、わづらはしけれど、こゝにも註るになむ、○歌意は、すべてはやく人に愛らるゝは、ふるされていとほし、事もやし、花にても、其、如く四方にさきだちてはやく開るは、すぐれて人にもてはやするれども、又うつろひちることもはやければ、人にうきものに思はるゝも、はやし、晩れて心長く開たるは、散事もおそければ、末久しく人

に愛らるれば、早きは中々遅きには、なほ及ばざるものにてありけり、さればわれは、この晩
芽子に心をよせて、よに愛たきものに思ふぞとなり、

典鑄正紀朝臣鹿人至衛門大尉大伴宿禰稻公跡見庄作歌一首。

典鑄正は、イモノシノカミと訓べし、職員令云、典鑄司正一人、掌造鑄金銀銅鐵、塗飾瑠璃、謂火
齋珠也、玉作及工戸、戸口名籍、事、佑一人、大令史一人、少令史一人、雜工部十人、使部十人、直丁一
人、雜工戸、○衛門は、ユケヒと訓べし、和名抄に、職員令云、近衛府、兵衛府、衛門府、由介比乃豆加
佐、とあり、○大尉は、オホキマツリゴトヒトと訓べし、和名抄に、判官本朝職員令、二方品員等
所載云々、兵衛、衛門、四府曰尉云々、(皆万豆利古止比止)とあり、○跡見庄は、神名式に、大和國添
下郡登彌神社、神武天皇紀に、乃有金色靈鵲飛來止于皇弓、弭其鵲光暉煜狀如流電、由是長
髓彥軍卒皆迷眩不復力戰、長髓是邑之本號、焉因亦以爲人名、及皇軍之得、鵲瑞也、時
人仍號鵲邑、今云鳥見是訛也、と見えたり、今外山村と云地なりとぞ、

射目立而跡見乃岳邊之瞿來花總手折吾者持將去寧樂人之爲。

旋頭歌なり、○射目立而は、枕詞なり、此は射部人の立わたりて、禽獸の跡を見ると云意につ
づけたるなり、射目とは、射部にて、狩獵に禽獸を射るともがらを云稱なり、六卷に見芳野乃
他津之小野突野上者跡見居置而御山者射日立渡朝獵爾十六履起之、夕獵爾十里踏立九卷

に、巨椋乃入江響奈利射目人乃伏見何田井爾鴈渡良之、十三に、高山峯之手折丹射目立十六、
待如などよめり、さて右の六卷に、跡見居置而とある跡見は、跡見部なるを、今の跡見乃岳邊
とよめるは、跡を見るといふ意にて、用にとりなして、いひかけたるものなり、○總手折は、ふ
さやかに手折なり、十七に、秋田乃穂牟伎見我底利和我勢古我布佐多乎里家流乎美奈敵之
香物、とよめり、又十四に、安左乎良乎遠家爾布須佐爾宇麻受登毛安須伎西佐米也伊射西乎
騰許爾、とよめる布須左も、布佐と同言なるべし、宇津保物語鶴子に、父君にしとふさにか
つ、國讓に、どころどころより、をかしきものども、ふさにたてまつり給へり、初秋に、北のかた
きぬあやふさにとうでえさせ奉り給ふ、大和物語に、わだつみと人やみるらむあふことの
なみだをふさになきつめつれば、かげるふの日記に、わりこや何やとふさにあり、云々、道す
がらうちもわらひぬべきこと、をもをふさにあれど、ゆめぢかものもいはれぬ、枕冊子に、ゆ
づる葉のいみじうふさやかに、つやめきたるは云々、源氏物語空蟬に、かみはふさやかにて、
ながくはあらねど云々、契沖云、田の穂に出るを、ふさなるといふも、是におなじ、又俗に、ふさ
ふさと、ものもくはぬなどいふも、おなじ詞なり、○持字、舊本にはなし、今は一本に従つ、○歌
意かくれたるところなし、

湯原王鳴鹿歌一首。

秋芽之落乃亂爾呼立而鳴奈流鹿之音遙者。

落乃亂爾は、多くの芽の花の、ちりみだれ紛ふによりて、おのが妻を見失ひて、呼立るよしにのたまへり、○歌意かくれなし。

市原王歌一首。

待時而。鑿鐘禮能雨令。零收開。朝香山之將黃變。

第二三句、もとのまゝにては、平穩ならず、舊本に、オツルシグレ。ノ。ア。メ。ヤ。ミ。テ。と訓るは、ことにつたなし、(頭註、和名抄に、(霖雨)且雨霜などをおつると云る事、古言に非ず、そはおつると云は、落字につきたる訓にして、さらに雨霜の類に云べきにあらず、今世にすら、雨ふる、霜ふるなどのみ云て、おつるとはいはざるをや、されどこゝは、ふるしぐれのと、六言に訓ても心ゆかず、故、按に、落は混入たるにて、衍字なること、うつなし、さて令は之とありけむを、草書に之と書るを、々として見て誤り、收は敷なりけむを、これも草書にて、汝と書るを、ぬと見て誤りしものならむ、開字、此字舊本にはなし、一本にはあり、は、これも耳の草書可を、争と見て誤れるものなるべし、さて鐘禮能雨之零敷耳とありしなるべし、(又岡部氏は、三の句已下は、雨霽將開朝者山之將黃變、などやありけむ、といへれど、いかゞなり、下にも、沫雪保杼呂保杼呂爾零敷者、とあり、考合べし、○朝香山は、攝津國住吉郡なる、淺香山なるべし、難波の古き圖に、住吉社

南の方に、細江とて沼ありて、その南の方に、淺香山あり、浦はその西の方にあり、淺香浦は二卷に出、又は此なるは、陸奥の安積山にてもあらむか、さらば此市原王も、陸奥へ下り賜へることありしか、考なし、とまれ此歌は、朝香山をおもひやりて、よみ給へるなり、○歌意かくれなし。

湯原王蟋蟀歌一首。

蟋蟀は、虫名、品物解に委云り、きりくすの一種なり、しかるに、今京より此方の歌などに、古保呂伎といへること見え、きりくすをのみよめるによりて、あやしむ人あれど、集中に見えたる蟋蟀は、みなこほろぎなり、(四季物語に、玉虫など云ていみじけれど、きりきりすはたおりこほろぎにさへおとりて、聲たてぬもあれど云々、とあれば、きりくすの種類にて、きりくすとは、いさゝか別物なり、擁書漫筆に、猿源氏冊子に、まさゑのばんに、こほろぎのさかづきすゑと、見ゆ、うらみの介下卷に、雪のうすやうに、こほろぎの墨すりながしなどあるを、思ひあはすれば、黒漆の蓋を、こほろぎのさかづきとはいへるなるべし、こほろぎといふ虫も、その色黒ければよし有)

暮月夜心毛思努爾白露乃置此庭爾蟋蟀鳴毛。

心毛思努爾は、心もしなゆるばかりに、といふが如し、既く委云り、○歌意は、夕月の幽かにて

りて、心も靡ゆるばかり、物あはれなる夕暮に、白露の置たる吾家の庭にて、蟋蟀の鳴よ、さてもあはれなる聲ぞ、となり、

衛門大尉大伴宿禰稻公歌一首

鐘禮能雨無間零者三笠山木末歷色附爾家里

歌意は、雲雨が一すぢにつよく隙なくふるゆゑに、御笠山の梢が、残なしに色附にけり、となり、十卷に、四具禮能雨無間之零者真木葉毛争不勝而色付爾家里、

大伴家持和歌一首

皇之御笠乃山能黄葉者今日之鐘禮爾散香過奈牟

皇之は、枕詞なり、○歌意は、いでそよあまねく色付にけり、とのたまふ、その御笠山の黄葉は、かやうにつよくふる今日のしぐれに、あひて、散失なむかと思ふ、となり、

安貴王歌一首

秋立而幾日毛不有者此宿流朝開之風者手本寒母

幾日毛不有者は、いく日もあらずにの意に通ゆる一體なり、次の歌の、未壞者も同じ、既く委云り、○此宿流朝開は、寐ぬる夜の明る、此朝開の意なり、此は、朝開の上になつして心得る言なり、新古今集に、此宿ぬる夜の間、秋は來にけらし朝開の風の昨日にも似ぬ、○歌意は、秋

が立て、いまだいくばくの日數もあらずに、はや此朝開の風は、袂寒しや、今より後は、いかに寒く堪がたからむ、となり、

忌部首黑麻呂歌一首

秋田菟借廬毛未壞者雁鳴寒霜毛置奴我二

壞字、舊本に壞と作るは誤なり、○霜毛置奴我二は、霜もおくべきばかりに、と云ほどの意なり、○歌意は、稻刈しは、いつのことなるぞ、昨今のことにて、いまだその秋田の借廬もこぼちあへぬに、はや霜もおくべきばかりに、鷹が寒く鳴わたるよ、となり、

故郷豊浦寺之尼私房宴歌三首

故郷豊浦寺は、大和國高市郡豊浦村にあり、又廣嚴寺とも、向原寺とも云り、欽明天皇十三年十月、百濟國聖明王金銅釋迦像一軀、幡蓋經論等を奉りける時、物部大連尾與中臣連鎌子同奏すやう、我國家の百八十神を祭拜をこそ、天皇の事とはせめ、何ぞも蕃國の神をしも、崇め賜はむやと奏されける故、佛像を蘇我稻目に賜はりければ、小墾田家に安置て、向原家を淨捨て、寺となしけるが、終に國內に疫氣行て、民こゝだくみうせける故、尾與大連鎌子連、また同奏して、寺を焼はらひ、佛をば難波堀江に投けるよし、書紀欽明天皇卷に見えたり、この向原寺、後に再興ありて、建興寺と改めけるなるべし、三代實錄四十二に、元慶六年八月廿三日

壬戌太政官下符大和國司傳散位從五位下宗岳朝臣木村等言建興寺者是先祖大臣宗我稻目宿禰之所建也本緣記文具存灼然望請宗岳氏檢領而彼寺別當傳燈大法師位義濟確執曰太政官仁壽四年九月十三日下當國符假彼寺推古天皇之舊宮也元號豐浦故為寺名凡厥緣起具存前志佛法東流竄始於此云々宗我稻目宿禰以家為佛殿天皇賜其地遂相移易施入皇宮稻目宿禰奉詔造塔然則建興寺之建出自御願不可為宗我氏寺明矣官商量宜停氏人檢領之望不得重致寺家之愁と見えたり持統天皇紀に朱鳥元年十二月丁卯朔乙酉奉為天淳中原瀛真人天皇設無遮大會於五寺大官飛鳥川原小墾田豐浦坂田續紀卅一童謠に葛城寺乃前在也豐浦寺乃西在也於志止度刀志止度櫻井爾白壁之豆久也云々續古今集にかづらきや豐浦の寺の秋の月西に成まで影をこそみれ玉葉集に春を慕ふ名殘の花も色暮ぬ豐浦の寺の入相の鐘などあり推古天皇のあまつひつぎしろしめし、豐浦宮と申ける所なり小墾田宮に遷都させ給ひしより故郷と云るなり

明日香河逝回岳之秋芽子者今日零雨爾落香過奈牟。

逝回岳は明日香河邊をゆきめぐれる所の岳なり(後にゆきゝのをかと云て地名とするは、ひがことなり)○歌意は飛鳥川をゆきめぐれるところの岳のはぎの花は今日ふる雨にあひて散失なむかこのつよき雨にあひては持つことはあるまじをしきことならずやはと

なり、

右一首丹比真人國人。

鶉鳴古郷之秋芽子乎思人共相見都流可聞。

鶉鳴は契沖云野とならば鶉となりて鳴をらむとよみてうづらは人目なき野にすむものなれば此集にも第四第十一第十七などに、おなじ體により、故郷豐浦寺なれば、うづらなくふりにしさと、いへるなり和漢朗詠集に、うづらなくいはれのをの、秋はぎを思ふ人どもみつるけふかななどあるは、此歌にこそ、○歌意は、故郷なれば、人目稀にて、常は思ふ友どち會事もかたきを、今日はこのはぎの盛に愛て、心のあひかなふどち依會て、共にはぎを相見つる哉、さてもおもしろや、となり、

秋芽子者盛過乎徒爾頭刺不挿還去牟跡哉。

挿、舊本搖と作るは誤なり、今は拾穂本、古寫一本、異本等に從つ、○歌意は、はぎの花は、今の盛も程なく過行を見すて、頭刺にもさ、ず、唯しばしの間かたらひ給ふのみにて、罷りましなむとにや、さて、薄き御情哉、と云て、客をと、むるなり、

右二首沙彌尼等。

大伴坂上郎女跡見田庄作歌二首。

妹目乎始見之埼乃秋芽子者此月其呂波落許須莫湯目。

妹目乎は、枕詞なり、次に云、○始見之埼乃は、岡部氏此歌の端に、跡見、田庄作歌と書つれば、他所を思ひてよめる歌ともいふべからず、はた此上に、紀朝臣鹿人至大伴宿禰稻公跡見庄作歌として、射目立而跡見乃岳邊之、とよみたるも、端の詞、今とひとしく、即跡見の岳邊をよめるを思ふに、今も跡見之岳邊とありしを、例の草書にて、跡を始に誤りて、みそめと訓たれば、その下の訓がたき故に、さかしらに、岨邊を埼の一字よとて、字も訓も改めて、みそめのさきとはしけむかし、さて妹目乎跡見とは、妹が目を速く見むと、こひいそぐ意にいひかけたるなり、卷一に、我妹子乎早見濱風、とよめるがごとし、と云り、冠辭考に見ゆ、此説信によくいはれたり、これに依てなほよく考るに、埼を岨邊の二字の誤ぞと云るは、此上に、跡見乃岳邊とあるには、よく叶へることなれど、字形もいと遠く、其うへ上に岳邊とあればとて、こゝも必て然有べきことぞと思ふは、甚偏ならずや、かれ思ふに、埼はもとのまゝにて、乃は有、字の誤なるべし、乃有草書混易ければなり、さらば跡見之埼有と訓べし、埼といふこと海邊ならずてはいかゞと思ふ人もあるべけれど、上に、春山之開乃乎鳥里、とあるも、開とあるは借、字にて、山の岨を云るなれば、いづくにもいふべきを知べし、○月字、舊本に目と作るは誤なり、今は古本に従つ、○落許須莫湯目、上に霞立春日之里梅花山下風爾落許須莫湯目、橋の長歌に、

直一眼令觀麻而爾波落許須奈由米登云管云々などあり、○歌意は、跡見の埼に、おもしろく咲てある、このはぎの花は、この月ばかりは、ゆめゆめちる事なかれ、となり、

吉名張乃猪養山爾伏鹿之、嬌呼音乎、聞之登聞思佐。

吉、字、舊本古に誤、○猪養の山は、二卷に出て註す、○登聞思佐は、面白さと云むが如し、その面白さ、いふかぎりなし、といふ意なり、○歌意かくれたるところなし、

巫部麻蘇娘子雁歌一首。

誰聞都從此間鳴渡雁鳴乃、嬌呼音乃、乏知左寸。

誰聞都は、誰が聞つらむと云むが如し、都の下に、良武の言を、假に加へて聞べし、さて上に、誰とあるからは、聞都良武、或は聞都留など云こと、氏爾乎波のと、のひの定なれど、此歌は偏格にと、のへて、良武の言を、都の下に假に加へて、聞べくいひたるものなり、此例は、伊勢物語塗籠本に、いづこまでおくりはしつと人とは、わかぬ別れの涙川まで、とあるに同じ、これもおくりはしつらむ、といふべきをつと、のへて、らむの言は、假に加へてきくべくいひたるものなり、くはしくは、余が歌詞三格例といふものを見て考ふべし、しかるを、岡部氏が都は跡、字の誤にて、タレキケトとありしなるべし、といへるは、ひがことなり、ざるは誰といひて、都と結むべからぬことなり、と思へるより、しか云るなるべけれど、其は常格のみを

大伴家持和歌一首

和字は、衍なり、

吾屋戸乃。一村芽子乎。念兒爾。不令見。殆令散都類香聞。

殆は、本居氏言意は、邊々にて、其近き邊まで至る意なり、と云り、此は散す邊まで至りつるといふ意なり、(俗語にして)いは、あふないことちらしをつた、と云意なり、さてこの殆と云言は、物を爲畢ぬ内のことにいふことなれば、殆散しぬべき、あるは殆散しなむ、などやうにいふべきこと、おもはるゝに、(三卷に、吾盛復將變八方。殆。寧樂京師乎不見。歟將成源氏物語に、翁もほとゝ、舞出ぬべき、などいへる類なり)七卷に、三幣取神之祝我鎮齋杉原燎木伐殆之國手斧所取奴十卷に、春之在者醉輕成野之霍公鳥保等穂跡妹爾不相來爾家里十五に、可敵里家流比等伎多禮里等伊比之可婆保等保登之爾吉君香登於毛比豆、などあれば、殆散しつる、殆とらえぬ、殆來にけりとやうにいふも、古言なり、(殆所取奴は、あふないこととられをつた、殆來爾家里は、あふないこと來をつた、といふことゝるなり)○歌意は、吾庭の一群はぎの、おもしろく咲るを、思ふその女に得見せずして、あたら危ふきこと散失らしつる哉、今日見に來ずば、明日は地に散はてぬべきを、よくこそ見に來つ、とよろこべるなり、
大伴家持秋歌四首

久堅之雨間毛不置雲隱鳴曾去奈流早田雁之哭

雨間毛不置は、雨の零間も息ずの意なり、此上霍公鳥歌に、既く委云り、○早田雁之哭は、田を刈といひかけたるのみなり、此上にもよめり、○歌意は、雨のふる間は息ふべきに、時節と云

ば、雨のふるをもいとはずて、雲居はるかに、鴈が鳴てぞ行なる、となり、
雲隱鳴奈流雁乃去而將居秋田之穂立繁之所念

歌意は、繁く透間もなく一すぢに人の戀しくおもはるゝ、となり、第四句までは全序なり、
雨隱情鬱悒出見者春日山者色付二家利

歌意は、雨の晴間なくて、家の内へのみ隠りてをれば、心がふさがりむすぼ、れたる故にも、し心をなぐさむこともあらむかと、家を出てみれば、物あはれに、かなしき秋としられて、春日山は色付にけり、となり、上に、隱耳居者鬱悒奈具左武登出立聞者來鳴日晚、
雨晴而清照有。此月夜又更而雲勿田菜引。

歌意かくれたるところなし、雨晴のきて清く照たる月に、又再び雨雲の覆ひ來むことを、恐れていへるなり、

(右四首天平八年丙子秋九月作)

藤原朝臣八束歌二一首

此間在而春日也何處雨障出而不行者戀乍曾乎流。

歌意は、此間にありて、春日山やいづくなるらむ、遠き方にあるなるべし、雨に障られて、出て行て其山を見ることかなはねば、唯其山の黄葉のけしきをのみ、戀しく思ひつゝをるとなり、三卷に、此間爲而家八方何處白雲乃、棚引山乎超而來二家里、四卷に、此間有而筑紫也何處白雲乃、棚引山之方西有良思。

春日野爾鐘禮零所見明日從者黃葉頭刺牟高圓乃山。

者字、一本に夜と作り、○歌意かくれたるところなし、

大伴家持白露歌一首。

吾屋戸乃草花上之白露乎不令消而玉爾貫物爾毛我。

草花は、ヲ、バナなり、十卷、十六にもかく書り、集中に、草字をカヤと訓り、ガヤは薄をいふ、されば、草の花てふ意にて、ヲ、バナとは訓ことなり、さる意をも得しらずて、岡部氏の、草は葛に誤にて、ク、ズ、バナ、ガウ、ヘノなるべきか、といひ、又或人は、草は尾の草書より、寫誤れるものなるべし、といへるは、大じき非なり、○歌意は、吾庭のをばながうへにおきたる、白露のおもしろきを、其まゝ消さずして、まことの玉にして、貫べきものにもがなわれかし、となり、枕冊子に、あはれなるもの、云々、秋ふかき庭のあさぢに、露の色々玉のやうにひかりたる、云々、此歌後

撰集に出、

大伴利上歌一首。

大伴利上契冲云利は村の誤なるべし、村上が傳は、上卷に云り、秋之雨爾所沾乍居者雖賤吾妹之屋戸志所念香聞。

雖賤は、此歌旅にありてよめるなるべし、故吾郷の家を云なるべし、○歌意は、旅にありて、秋雨にあひて、くるしきめをみれば、いやしくはあれど吾妹がすむ吾宅の、一すぢに戀しくおもはるゝ事哉、となり、

右大臣橘家宴歌七首。

右大臣は、諸兄公なり、御傳は、六卷、下に委云り、

雲上爾鳴奈流雁之雖遠君將相跡手回來津。

歌意は、道の間遠くはあれども、偏に君に相見奉らむと思へばこそ、此處彼處曲り廻りて、辛苦して來つるなれ、となり、本は序なり、

雲上爾鳴都流雁乃寒苗芽子乃下葉者黃變可毛。

歌意かくれたるところなし、

右二首。

此、下に作者の名を脱せるならむ、
此岳爾。小牡鹿履起。宇加渥良比。可聞可開爲良久。君故爾許會。

宇加渥良比は、うかどひねらふ意なり、十卷に、窺良布跡見山雪之、とよめり、推古天皇紀に、間諜者、天武天皇紀に、處々置候、などあり、これらのうかみもうかどひ意なり、此までは、次句を云む料の序なり、○可聞可開爲良久は、楫取彦魚云、開は聞の誤なり、カモカモスラクと訓べし、と云り、可聞可開は左右なり、かもかくもと云が如し、かもかくもといふべき處を、カモカモといへること、集中にあり、おほならば左右せむを、などもよめり、(可聞可開居良久の誤とし、又萬智乍居良久の誤とする説は、みなしひ言なり)かもかくもは、後にともかうもといふに同じ、こゝはともかうもする事は、と云むが如し、○君故爾許會は、君がゆゑによりてこそ、といはむが如し、○歌意は色々心に心をいたつきて、ともかうもする事は、深く思ひ奉れる君がゆゑによりてこそ、かくはすなれ、となり、契冲云、此對馬朝臣は、ことに右大臣を頼みける人にや、第六に、天平十年秋八月二十日、右大臣の宴席にてよまれたる歌あり、大帳などをもちて、のぼられける時なるべし、今も七首の終の註を見るに、第六にあると、同日の歌なり、

右一首長門守巨曾倍朝臣津島

巨曾倍朝臣津島(巨舊本に臣に誤、津六卷には對と作り)の傳は、六卷下に云り、

秋野之草花我末乎押靡而來之久。毛知久相流君可聞。

來之久毛知久は、九卷に、欲見來之久毛知久、とあり、來し事のかひありて、といはむが如し、之久は、過にし方の事をいふ言なり、四卷下に、委云り、知久は、駿くに、かひありての意なり、○歌意は、秋の野の草花が末を、押靡かせ、辛苦く艱難て來し事のかひありて、相へる君哉、さて

さてよろこばしき今日ぞ、となり、
今朝鳴而行之雁鳴寒可聞。此野乃淺茅色付爾家類。

歌意は、今朝鳴て行し雁が音の寒くて、霜などもふれる故にや、此野の淺茅の色付にけるならむ、さても見事なるけしきや、となり、

右二首阿部朝臣蟲麻呂

阿部朝臣蟲麻呂(阿字、四卷には安と作り)の傳は、四卷下にいへり、
朝扉開而物念時爾。白露乃置有秋芽子。所見喚鷄本名。

喚鷄は、にはとりを呼に、今はととといへど、むかしはつとといひけむ故にかけり、○歌意は、朝戸開て、興出てほれ、と物思をする時に、心なくむざ、と白露のおける秋はぎの、見るとなけれど見えつ、秋のあはれのもよほされて、いと物思はする、となり、
棹牡鹿之來立鳴野之。秋芽子者露霜負而落去之物乎。

落去之物乎は、例の意の含めたる詞なり、秋芽子は散すぎにしものを、なにをか今よりは愛賞にせむ、といふほどの意なり、(略解に、このものをの詞、軽く心得べし、と云るは、非なり)○歌、意かくれたるところなし、

右二首文忌寸馬養

馬養は、續紀に元正天皇、靈龜二年四月癸丑、詔、壬申年功臣、贈正四位上、文忌寸彌麻呂息、正七位下、馬養等一拾人、賜田各有差、聖武天皇、天平九年九月己亥、正六位上、文忌寸馬養等、授外從五位下、十二月丙寅、授外從五位上、十年閏七月癸卯、爲主稅頭、十七年九月戊午、爲筑後守、孝謙天皇、寶字元年六月壬辰、爲鑄錢長官、二年八月庚子朔、授從五位下、と見えたり、

【天平十年戊寅秋八月二十日】

これは上につくべし、六卷に、天平十年秋八月二十日宴、右大臣橋家歌四首、とあると全同日なり、

橘朝臣奈良麻呂結集宴歌十一首

橘朝臣奈良麻呂の傳は、六卷、下橘宿禰奈良麿、とある處に、委云り、續紀に、天平勝寶二年、橘宿禰諸兄賜朝臣姓、と見ゆ、是はそれよりも前のことなれば、朝臣とせるは、後にめぐらして、記せるものなり、

不手折而落者惜常我念之秋黃葉乎挿頭鶴鴨

落者惜常は、チラババシミトと訓べし、(チリナババシトとよめるは、わろし)散ばをかしからむとの意なり、○歌意は、折取ぬ内に散失なば、いかに後悔しく惜からむと思ひし黃葉を、今日

の宴席にかざしつる哉、さても見事の黃葉や、となり、

希將見人爾令見跡黃葉乎手折曾我來師雨零久仁

希將見希、字舊本布と作るは誤なり、今改はメヅラシキなり、十卷、十二にも如此あり、米豆良志は、愛しき意なり、希に見る物は、殊に愛しまるゝより、かく書るなり、神功皇后紀に、云々皇后曰、希見物也、希見此云、梅豆邏志、履中天皇紀に、希有崇峻天皇紀に、此犬世希見聞、靈記に、奇メヅラシク、又阿也シ支、字鏡に、貨女豆良志、などあり、又佛足石碑歌には、米太志などあり、(メダシはメヅラシの約れるなり、ヅラの切はダとなれり)○零久仁は、布留仁の伸りたる詞なり、布留を布良久と伸云は、その物の緩なるを云り、緩なるは、その物の絶間なく、引つゝきて物するよしなり、○歌意は、愛しき人に見せむが爲にとて、雨の絶間なくふるに、からうして、

この黃葉を折取て來しぞ、となり、

右二首橘朝臣奈良麻呂

黃葉乎令落鐘禮爾所沾而來而君之黃葉乎挿頭鶴鴨

君之黃葉は、君が家の黃葉と云ひが如し、○歌意かくれたるところなし、しぐれにぬれてきて、かざすとのたまふは、心ある君の家のもみぢを賞翫る意の深切きよしなり、

右一首久米女王

久米女王は、續紀に、聖武天皇天平十七年正月乙丑、無位久米女王、授從五位下、を見ゆ、
希將見跡、吾念君者、秋山始黃葉爾、似許曾有家禮。

歌意は、愛しと吾思ふ君を、何にかはなぞらへむ、たとへば、今見る秋山の初紅葉に似て、みれどもあかず、うるはしくこそありけれ、となり、

右一首長忌寸娘

長忌寸娘は、傳未許ならず、

平山乃峰之黃葉、取者落鐘禮能雨師、無間零良志。

取者落は、甚微きをいへり、○歌意かくれたるところなし、

右一首内舍人縣犬養宿禰吉男

吉男は、續紀に、孝謙天皇寶字二年八月庚子朔、正六位上縣犬養宿禰吉男、授從五位下、五月壬午、爲肥前守、廢帝寶字八年十月己丑、爲伊豫介、と見えたり、

黃葉乎落卷、惜見手折來而、今夜挿頭津、何物可將念。

歌意は、黃葉の散失なむ事の惜さに、折取來て、今夜の宴席にてかざしつれば、今は何か思はむ、かく心だらひなれば、他に物思はなし、となり、

右一首縣犬養宿禰持男

持男は、傳未許ならず、吉男が近族なるべし、

足引乃山之黃葉、今夜毛加浮去良武、山河之瀬爾。

歌意は、契沖云、山のもみぢを賞翫すべき人は、この宿にあつまりて、こゝに賞すれば、山のもみぢは、見る人なしに、谷川の水にちりうきてやいぬらむ、とおもひやるなり、

右一首大伴宿禰書持

平山乎令丹黃葉、手折來而、今夜挿頭都落者雖落。

令丹は、ニホフと訓べし、ニホフと訓て、令丹意となるは、令響をトヨム、令靡をナビクといふと、全同例なり、舊訓には、ニホスとあり、これも古言か、十六に、墨江之遠里、小野之眞榛、持丹穗之爲衣丹、とよめり、○落者雖落は、よしや今はちらばちりぬとも、うらめしくはあらじ、といふなり、古今集に、ひと目みし君もやくると、櫻花けふは待見て、ちらばちらなむ、とあり、○歌意かくれたるところなし、

右一首三手代人名

三手代人名(三)舊本に之に誤今は一本に従は傳未詳ならず續紀に聖武天皇天平二十年七月丙戌從五位下大倭御手代連麻呂女賜宿禰姓と見ゆ一族か、
露霜爾逢有黃葉乎手折來而妹挿頭都後落十方。

妹とは宴席に出あひたる侍女などをいふならむ○歌意かくれなし、

右一首秦許遍麻呂。

許遍麻呂字官本水戸本等には部と作りは傳未詳ならず續紀に勝寶二年正月乙巳正六位上秦忌寸首麻呂授外從五位下と見えたり一族か、

十月鐘禮爾相有黃葉乃吹者將落風之隨。

十月可美那月といふことむかしより種々の説あれどもみな理に泥みてひとつも詳なるはなし(詞花集に曾禰好忠何事も行て祈らむと思ひしに神無月にも成にける哉とあるは興にまうけて云るなるべし下學集に十月諸神皆集出雲大社故云神無月也出雲國神有月云也とある如く其謂にて云こと後世はなべて思へることなれど諸國に一日も神在ずしてはあり經ることならぬ理なるをやしかれども此説は中昔に人の妄に作出たることにはあらず所以あることとは思はることなり別に委論へり大神景井は稻は九月にもはら刈收て十月に酒に造る故に釀成月といふならむ釀成は十六に味飯を水に釀成吾待

しかひはかつてなしとよめる釀成は酒に造ることなればさる所由ならむと云り○歌意は十月の驟雨にあひて甚微くなれるもみぢなれば風吹來らばその風のまゝに散失なむぞとなり(契沖云下句はともかくも君にしたがはむの意なりげにも奈良麻呂寶字元年に謀反のやうのことありしときに此歌ぬしも方人をせられける倭歌も詩文も兼たる人ともゆるるを惜むべきことなり)

右一首大伴宿禰池主。

黃葉乃過麻久惜美思共遊今夜者不開毛有奴香。

過麻久惜美は散過む事の惜き故にの意なり○不開毛有奴香はいかで不開もあれかしと願ふ心なり(後の歌の格にていはあけずもあならむと云に似て詞強し)この言のこと既く具云り○歌意かくれたるところなし、

右一首内舍人大伴宿禰家持。

(以前冬十月十七日集於右大臣橋卿之舊宅宴飲也)

冬十月は天平十年なり、

大伴坂上郎女竹田庄作歌二首。

然不有五百代小田乎苜亂田廬爾居者京都所念。

然不有は、然は默字の誤なり、と岡部氏云り、モダアラズとよひべし、默止てあらずと云意なり、俗に、だまつてをらずといふが如し、さてこれは枕詞なり、五百とつくは默止て在らず云といふ意なり、いふをいほに轉して連ねしなり、ふとは、親通ふ例なり、集中に、延を波保負を於保須逢を阿保思を於母抱戀を許保と云る類なり、又和名抄に、杓和名阿布古とあるを、字鏡には、阿保己とあるをも、考合すべし、○五百代小田は、かぎりなくひろき田のよしなり、代は、七十二歩を十代とすと云り、書紀には、頃字をもシロとよめり、拾芥抄に、方六尺爲一步云々、積七十二歩爲十代百四十歩爲二十代云々、五十代爲一段と見えたり、○荊亂は、稻穂を刈干として、縦横に亂るを、業の繁きにそへたり、○田廬は、十六に、可流羽須波田廬乃毛等爾とある歌の註に、田廬者、多夫世也、とあり、五卷に、布勢伊保能麻宜伊保乃内爾、とよめり、田ふせは、田をまもるふせやなり、○歌意は、五百代と廣き田の稻を、刈干業はふとして、月日久しく竹田の田庄のふせ屋に居れば、一すぢに京師が戀しく思はるゝとなり、

隱口乃始瀬山者色附奴鐘禮乃雨者零爾家良思母。
 歌意かくれたるところなし、
 〔右天平十一年己卯秋九月作。〕
 佛前唱歌一首。

思具禮能雨無間莫零紅爾丹保敵流山之落卷惜毛。

歌意は、紅にはほへる山の紅葉の散失なむ事のさても惜や、霖雨の雨は、いかで隙なくしげくふることなかれとなり、

右冬十月皇后宮之維摩講終日供養大唐高麗等種種音樂爾乃唱此
 詞詞彈琴者市原王忍坂王後賜姓大原真人赤麻呂也歌子者田口朝臣家守河邊朝
 臣東人置始連長谷等十數人也。

皇后は、光明皇后なり、○維摩講は、契冲云、大織冠のはじめ給ひて、後まで名高き大會なり、孝謙天皇、紀云、寶字元年閏八月壬戌、紫微内相藤原朝臣仲麻呂等言、臣聞云々、緬尋古記、淡海大津宮御宇皇帝、功田一百町、賜臣曾祖藤原内大臣云々、今有山階寺維摩會者、是内大臣之所起也、願主乘化三十年間、無人紹興此會、中廢乃至藤原朝廷、胤子太政大臣、更發弘誓、追繼先行、則以每年冬十月十日始闢勝筵、至於内大臣忌辰終爲講了、云々、伏願以此功田、永施其寺、助維摩會、彌令興隆、遂使内大臣之洪業、與天地而長傳、皇太后之英聲、俱日月而遠照、云々、勅報曰、備省來表、報德惟深、勸學津梁、崇法師範、朕與卿等共植茲因、宜告所司、令施行、元亨釋書二十云、齊明天皇三年十月、鎌子於山州陶原家、創山階精舍、設維摩齋會、維摩會自此始、内藏省式云、凡興福寺維摩會施料、調綿六百屯、寮每年送彼寺、玄蕃式云、凡每年起正月八日迄于十四日、於大極

殿設齋講說金光明最勝王經云々其講師者經興福寺維摩會講師者使請之凡興福寺維摩會十月十日始十六日終云々凡興福藥師兩寺維摩最勝會暨義及第僧等叙滿位者寺別惣錄交名連載一紙僧綱共署申官〔頭註、年中行事秘抄に、式部丞和抄云、上宣云、不參維摩會、〕○彈琴は、音樂の時に琴を弾人なり、四時祭式に、官人以下裝束料云々、彈琴二人云々、各賜青摺袍一領袴一腰、大嘗祭式に、凡齋服者云々、神祇官伯以下、彈琴以上十三人、各榛藍摺錦袍一領白袴一腰、と見えたり、十六爲蟹、述痛歌に、忍照八難波乃小江爾、廬作難麻理互居、葦河爾乎王召跡、何爲牟爾吾乎召良米夜、明久吾知事乎、歌人跡和乎召良米夜、笛吹跡和乎召良米夜、琴引跡和乎召良米夜云々、と見ゆ、○市原王は、三卷下に見えて、傳彼處に委云り、○忍坂王は、續紀に、寶字五年正月戊子、授無位忍坂王、從五位下、○後賜姓大原、真人赤麻呂也、は、考るところなし、○歌子は、音樂の時に歌を謠ふ人なり、天武天皇紀に、十四年九月、詔曰、凡諸歌男歌女笛吹者、即傳己子孫、令習歌笛、また朱鳥元年正月、歌人等賜袍袴、三代實錄に、元慶元年十一月二十五日、悠紀主基、國宰郡司歌女百姓、賜祿有差、四年三月二十七日、伊勢大神宮始置歌長一人、貞觀儀式一卷、園并韓神祭儀に、率雅樂寮并歌人歌女等、就座、江家次第、園并韓神祭條に、云々上宣、歌人將來、少丞稱唯退出、率歌人歌女等、着南座、大嘗祭式に、歌人二十人、歌女二十人、また悠紀國司引歌人、入自同門、就位奏國風、四時祭式に、云々坐定、大臣命召使、令喚治部、令歌女參入云々、歌者

始奏云々、大神宮式に、歌長三人、政事要略に、歌者彈琴笛吹、本朝世記に、天慶五年閏三月二十七日、石清水被奉遣神財并儻人歌人等云々、なども見えたり、すべて古に宇多人と云るは、歌を謠ふ人なり、歌を作人を、宇多人と云ることは、めづらし、其多くは、宇多與美とこそいひたれ、以上歌長、歌人、歌男、歌女、などいひて、いさゝか差別あることなれど、みな曲折を調へて歌うたふ人なり、歌子と書るは、歌人といへるに同じかるべし、○田口朝臣家守は、傳未詳ならず、續紀に、神龜三年正月庚子、授正六位上田口朝臣家主、從五位下、とある、此、家主の子などにや、○河邊朝臣東人の傳は、六卷上に云り、○置始、連長谷は、傳未詳ならず、

大伴宿禰像見歌一首

秋芽子乃枝毛十尾二降露乃消者雖消色出目八方

十尾は、十卷に、爲垂柳十緒、また白杜枝母等乎、爾とありて、或云、枝毛多和多和、とあるなどを、合思ふに、多和多和と撓み靡くを云詞なり、源氏物語竹川に、今一所は、うす紅梅に御くしいろにて、柳の絲のやうにたをく、と見ゆ、浮舟に、こめきおほどかに、たをく、と見ゆ、れど、けだから世の有さまをもしる方すくなくて、おぼしたてたる人にしあれば、などある、たをくも、同言にて、登遠多遠多和、と通云りしなるべし、○降露は、ブルツユと訓べし、古は露をも布流といひしなるべし、(略解に、オクツユとよめるは、わろし)○歌意は、縦や設ひ、身は

消失るとても、其に障りて、嗚呼色に出て人にあらはさむやは、顯はしはすまじとなり本句は全序なり、

大伴宿禰家持到娘子門作歌一首。

妹家之門田乎見跡打出來之情毛知久照月夜鴨。

情毛知久は、心もかひありて、といはむが如し、○歌意は、妹が家の門田のさまを見むとて、わざ／＼馬に鞭打て、出て來し心もそのかひありて、照月哉、さてもおもしろのけしきや、となり、

大伴宿禰家持秋歌三首。

秋野爾開流秋芽子秋風爾塵流上爾秋露置有。

歌意かくれたるところなし、

棹牡鹿之朝立野邊乃秋芽子爾玉跡見左右置有白露。

歌意かくれなし、

狹尾牡鹿乃智別爾可毛秋芽子乃散過鷄類盛可毛行流。

智別は、萩原を鹿の智にておしわくるを云、二十卷に、麻須良男乃欲妣多天思加婆左乎之加能牟奈和氣由加牟安伎野波疑波良思加は、萬世を寫誤れるなるべし、とよめり、又九卷に、胸別之廣吾妹とあるは、たゞ胸合のひろきをいへれば異なり、○歌意は、芽子、花の散過にける

は、鹿の智にて押分たるゆゑか、又はおのづから盛の過て散たるか、いかさまにも、盛の過たる故にてあるらし、さてもをしき事ぞ、となり、

〔右天平十五癸未秋八月見物色作〕

内舍人石川朝臣廣成歌二首。

妻戀爾鹿鳴山邊之秋芽子者露霜寒盛須疑由君。

鹿鳴は、カナクとよめし、一卷に、鹿將鳴山會と有、○歌意かくれたるところなし、

目頼布君之家有波奈須爲寸穗出秋乃過良久惜母。

波奈須爲寸は、奈は太字の誤なるべし、神功皇后紀神託の詞に、幡萩穗出吾也、とあり、○歌意は、愛しき君が家の庭にある芒の穗に出て、おもしろき盛の時節のうつり過行事の、さても惜や、となり、

大伴宿禰家持鹿鳴歌二首。

山妣姑乃相響左右妻戀爾鹿鳴山邊爾獨耳爲手。

相響左右は、十卷長歌に、山彦乃答響萬田霍公鳥都麻戀爲良思左夜中爾鳴、とあり、○獨耳爲手は、餘意を含めたるなり、爲手は、うけはりて他事なく物する意の詞なり、此は觸のみにて、あかずくちをしき事をつよくおもはせむがためにいへるなり、○歌意は、其聲のひきわ

たれば、それにこたへて、山彦のよひまで、妻戀に鹿の鳴山邊に、唯一人のみ居て聞ば、あか
ずくちをしき事なり、これをいかで、思ふ人にきかせばや、となり、
頃者之朝開爾聞者足日木篁山乎令響狹尾牡鹿鳴哭。
哭は、集中モの借字に多く用へり、哭は歎息辭なり、○歌意かくれたるところなし、

(右二首天平十五年癸未八月十六日作)

大原真人今城傷惜寧樂故郷歌一首。

今城は、續紀に、孝謙天皇寶字元年五月乙卯、正六位上大原真人今木、授從五位下、六月壬辰爲
治部少輔、廢帝同七年正月壬子、左少辨、四月丁亥、爲上野守、八年正月乙巳、從五位上、光仁天皇
寶龜二年閏三月戊子朔乙卯、無位大原真人今城、復本位從五位上、七月丁未、爲兵部少輔、三年
九月庚子、爲駿河守、と見えたり、
秋去者春日山之黃葉見流寧樂乃京師乃荒良久惜毛。

歌意は、いつも秋になれば、春日山の黃葉を見て興ある、寧樂の京師の、次第々々に荒ゆく事
の、さても惜や、となり、

大伴宿禰家持歌一首。

高圓之野邊乃秋芽子比日之曉露爾開兼可聞。

兼、字舊本葉に誤、一本に従つ、○歌意は、かくれたるところなし、高圓野をおもひやりたるな
り、

秋相聞。

額田王思近江天皇作歌一首。

君待跡吾戀居者我屋戸乃簾令動秋之風吹。

此歌并次の歌と二首は、既く四卷に出て註しつ、

鏡女王作歌一首。

風乎谷戀者乏風乎谷將來常思待者何如將嘆。

弓削皇子御歌一首。

秋芽子之上爾置有白露乃消可毛思柰萬思戀管不有者。

戀管不有者は、戀つゝ、あらむよりはの意なり、○御歌意は、戀しく思ひつゝ、心をいたましめ
むよりは、中々に身も消失なましか、さらばかへりて安かるべきにとぞ思ふ、嗚呼さてもく
るしや、となり、本御句は、全序なり、

丹比真人歌一首。

丹比真人は、傳未詳ならず、この氏姓なる人多し、舊本に名闕と註せり、二卷、九卷等にも、かく

氏姓のみ見えたり、同人歟、
宇陀乃野之秋芽子師弩藝鳴鹿毛妻爾戀樂苦我者不益。

歌意は、宇陀の野のはぎを、押分凌ぎて、妻戀故に鳴鹿も、その妻を戀しく思ふ事の、我にはよも益りはすまじとなり。

丹生女王 贈 太宰帥大伴卿歌一首。

丹生女王の傳は、四卷上に委云り、彼卷にも、此女王の、太宰帥へ贈られたる歌二首あり、
高圓之秋野上乃瞿麥之花于壯香見人之挿頭師瞿麥之花。

旋頭歌なり、○于壯香見、子は、末の晝の滅失たるなるべし、契沖は、子の下に、良の字脱たるかと云り、(一本には下と作り、シタハカミとよむか)○歌意は、高圓の野のなでしこの花の、まだうらわかく盛なりしほどは、人の愛て折て挿頭にせしを、今はそのなでしこも盛過たれば、折人もなしとの意をこめてのたまへり、契沖なでしこは、吾身をたとふ、人は大伴卿をさしていふ、さしもめでられし折もありしものをのこるなり、と云り、此時大伴卿もいと老たりしなり。

笠縫女王歌一首。

笠縫女王は、目錄に、六人部親王之女、母曰田形皇女と註せり、(親王とあるは誤なり、一卷に、六

人部王とあり)田形皇女は、天武天皇の皇女なり、天武天皇紀云、次、夫人蘇我赤兄、大臣女大薙娘、生一男二女云々、其三曰田形皇女、續紀に、文武天皇慶雲三年八月庚子、遣三品田形内親王侍于伊勢大神宮、神龜元年二月、授三品田形内親王二品、五年三月丁酉朔辛巳、二品田形内親王薨、天淳中原瀛真人、天皇之皇女也、と見えたり、
足日本乃山下響鳴鹿之事、乏可母吾情都末。

事乏可母、もとのまゝにては、解難し、今按に、事は聲の誤か、さらばコエトモシカモとよみて、聲愛しき哉の意とすべし、さらば鳴鹿之と云までは、聲といはむ料の序なり、○吾情都末とは、契沖云わが心につまとさだめて思ふ人なり、○歌意は、心に夫とさだめて思ふ人の、物いふをさけば、聲愛しき哉、嗚呼、さてもなつかしやとなり、吾心に夫と思定めたまへる人の聲を聞いて、よみ給へるなるべし、四卷に、佐穂度吾家之上二鳴鳥之音、夏可思吉愛妻之兒、とよめる類なり。

石川賀係女郎歌一首。

賀係女郎は、傳未詳ならず、
神佐夫等不許者不有秋草乃結之紉乎解者悲哭。

本二句は、四卷紀女郎歌に、神左夫跡不欲者不有八也、多八是如爲而後二佐夫之家、牟可聞、八

也多八は、八多也八多を誤れるなり」とあるに全同、歌意は契沖云我身軀に老なりて神さ
びたれど君が逢むといふを、いなと思ふにはあらず、されど霜おく頃の秋草のごとく、むす
ぼほれたるひもを、今更とかむがやさしくてかなしき、とよめるなるべし、秋は草も老ゆけ
ば、身をたとふるなり、已上契沖説、今按に、秋草乃は、枕詞なるべし、草結といふことあれば、秋
草乃は、結といふにかゝれるのみの言なり、さてむすびし紐といふは、今は身もさだすぎた
れば、人に交接もせじと、かたく結びし紐なれば、今更にとかむは、やさしくかなしや、と云な
らむ。

賀茂女王歌一首。

賀茂女王は、四巻に出つ、舊本に、長屋王之女、母曰阿倍朝臣也、と註せり、

秋野乎且往鹿乃跡毛奈久念之君爾相有今夜香。

跡毛奈久は、一たび中絶て、あとかたもなく思ひし、といふなり、○歌意かくれたる所なし、本
二句は序なり、

〔右歌、或云棕橋部女王、或云笠縫女王作〕

棕橋部女王は、傳未詳ならず、三巻に、倉橋部女王とあると、同人なるべし、

遠江守櫻井王奉天皇歌一首。

櫻井王は、續紀に、元明天皇和銅七年正月甲子、授無位櫻井王、從五位下、元正天皇養老五年正
月壬子、從五位上、聖武天皇神龜元年二月壬子、正五位下、天平元年三月甲午、正五位上、三年正
月丙子、從四位下、契沖云、二十に、大原櫻井真人、行佐保邊之時、作歌續紀十五に、大藏卿從四位
下大原真人櫻井大輔、かくわれれば、後に大原真人の氏姓を賜へり、と見えたり、〔頭註、大原櫻井
とは、大原氏は、櫻井は名、真人は姓なり、大伴家持宿禰と云むが如し、大原真人櫻井と云
るときは、大伴宿禰家持と云むが如し、大輔とあるは、疑はし、櫻井大輔と名のりたるにや、
尋べし。〕

九月之其始鴈乃使爾毛念心者可聞來奴鴨。

九月、ナガツキといふこと、昔來くさく、あれど、みなあたららず、此は、饒月の義なり、このこと
既く三下に、委註りき、○使、一本には、便と作れど宜しからず、○可は、所の誤なり、と契沖云り、
○歌意は、委曲に承る事はかなはずとも、九月の其、初鴈の使になりとも、おもほしめす御心
の御消息の片端ばかりは、いかできこえ來よかし、と願ふなり、これは遠江の任國にありて、
御音づれを希ひ給へるなり、鴈乃使のこと、漢國の故事なり、前漢、蘇武といひしものを、匈奴
に使はされたりけるに、匈奴本國に歸ることを得せしめざりしかば、鴈の足に書を係て放
しけるに、漢國にとび行たりしといふこと、漢書に見えたり、その故事をとりて、鴈の使と云
こと、多くよむこと、なれり、

天皇賜報和御歌一首

天皇は、聖武天皇なり、

大乃浦之其長濱爾緣流浪寬公乎念比日。

大乃浦は、契沖云、八雲御抄に、遠江と註せさせたまへり、遠江守への御かへしなれば、しかるべきにや、○寬公乎は、契沖云、日本紀に、富寬とかきて、とみゆたひて、とよめれば、ゆたけくもたゆたひとおなじこゝろなり、一旦におもふにはあらで、ゆるくと思ふ心なり、と云り、今按に、ゆたけくを、たゆたひと同じといへるは、さることなり、ゆるくと思ふ心といへるは、いかゞなり、寬字は借字にて、ゆたけくは御心の動搖として安からず、深切におぼしめす御意なり、○大御歌意は消息の聞え來よかすと云るれど、聞ゆべき消息は他になし、たとへばその任國の、大の浦の長き濱邊によする浪の如く、心は動搖とうごきて安からず、其方をのみ戀しく思ふ此頃ぞとなり、

笠女郎贈大伴宿禰家持歌一首

贈字、舊本には賜と作り、今は目錄并一本に従つ、

每朝吾見屋戸乃瞿麥之花爾毛君波有許世奴香裳。

吾見屋戸乃は、吾見とあるは、下上に誤れるものにて、ミルワガヤドノか、○歌意は、毎朝々々

見愛る、吾庭のなでしこの花にてなりとも、いかで君はあれかし、さらば朝夕に撫つかざしつして愛べきに、嗚呼さてもなつかしやとなり、

山口女王贈大伴宿禰家持歌一首

山口女王は四卷上に出つ、○贈字、右に同じ、

秋芽子爾置有露乃風吹而落淚者留不勝都毛。

歌意は、其方の戀しく思はるゝあまりに、はらくと落る涙は、人目をはかりて、留めむとしても、得とゞめあへず、さてもせむ方なしやとなり、本句は全序なり、六帖に、第三句を、かけろふは、とせるは誤なり、

湯原王贈娘子歌一首

贈字、右に同じ、

玉爾貫不令消賜良牟秋芽子乃宇禮和和良葉爾置有白露。

宇禮和和良葉は、末のわけたる葉をいふ、五卷に、美留乃其等、和氣佐我禮流とあり、○歌意は、秋はぎの末のわける葉に、おもしろく置る白露を消ずて、其まゝ玉に貫きて賜らむとなり、

大伴家持至姑坂上郎女竹田庄作歌一首

姑は契冲云、坂上郎女は家持のをばにして、しうとめなり、姑の字もまた兩方によめば、いつかたにつきてもよむべし。

玉梓乃道者雖遠愛哉師妹乎相見爾出而曾吾來之。

妹は直に坂上郎女を戯れてさしたるか、又は郎女の女をいふにもあらむ。○歌意は、道の間は遠くあれども、愛しき妹を相見むが爲にとて、出て辛苦してぞ來しとなり。

大伴坂上郎女和歌一首。

荒玉之月立左右二來不益者夢西見乍思曾吾勢思。

歌意は、一月の日の立まで、久しく來座ねば、夢にのみ見つゝ、一すぢに君を戀しく思ひて、物思をぞ吾爲しとなり。

〔右二首、天平十一年己卯秋八月作。〕

巫部麻蘇娘子歌一首。

吾屋前乃芽子花咲有見來益今二日許有者將落。

今二日許は、十三に、吾妹兒哉、汝待君者、與浪來、因白珠邊、浪之緣、流白玉、求跡曾、君之不來、益拾登、曾公者不來、益久有、今七日許、早有者、今二日許、將有等、曾君者、聞之二、二勿戀、吾妹、十七に、知加久安、良波伊麻布都、可太未、等保久安、良婆奈奴、可乃宇知波、須疑米也、母云々、九卷に、吾去者。

七日不過龍田彦勤此花乎風爾莫落などあり、○歌意かくれたるところなし。

大伴田村大嬢與妹坂上大嬢歌二一首。

吾屋戸乃秋之芽子開夕影爾今毛見師香妹之光儀乎。

妹は、坂上大嬢にて、實の妹なり。○歌意は、吾庭のはぎの花の咲て、おもしろき此夕影にて、さきに相見し時の如く、今も妹がうるはしき容儀を見たくおもはるゝ哉となり。

吾屋戸爾黃變蝦手每見妹乎懸管不戀日者無。

黃變蝦手は、(モミツルカヘデ、とよみきたれるはわろし)ニホフカヘルデとよむべし、蝦手は、鶏冠木なり、これを可閉天といふは、やゝ後の稱にして、古は加閉留提とのみ云り、なほ委小品物解に云、○歌意は、吾庭のかへるでのよく色付て、うるはしきを見るごとに、見せばやと心にかけて、妹をこひしく思はぬ日はさらになしとなり。

坂上大娘秋稻籩贈大伴宿禰家持歌一首。

吾之蒔有早田之穗立造有縵曾見乍師弩波世吾背。

吾之蒔有は、アガマケルと訓べし、これは初め田に種を播につきていへるなり、又一本に、蒔字業と作り、此も然ることなり、さらばアガナレルと訓べし、これは種を播より分、收るまでにわたりて云るなり、○歌意は、吾業と種を播て生したる早田の稻穂にて、心を盡して造り

たる藪にてあるぞよ、これを見そなはしつゝ、吾を慕ひ來し給へ、吾兄子よ、となり、

大伴宿禰家持報贈歌一首。

吾妹兒之業跡造有秋田早穗乃藪雖見不飽可聞。

業跡は、ナリトと訓べし、産業として造有の意なり、略解になりはひにするとの意なれば、ナルトと訓べし、といへるは誤なり、業は、田を作るに係れり、藪を造るにはあらず、○歌意は、吾妹子が業として作りたる田の、その早穂にて、心盡して造りたるとのたまへる、この藪は、見れどく、あきたらぬ哉、さてもく、心にかなひて、うつくしの藪や、となり、

又報脱著身衣贈家持歌一首。

衣、舊本には夜に誤、一本に従、

秋風之寒比日下爾將服妹之形見跡可都毛思努播武。

歌意は、秋風の此頃身にしみて寒ければ、下に服むその片方に、妹が形見ともしのばむぞ、妹があさからぬ情をば、とにかくわするゝ時はあらじ、となり、

〔右三首、天平十一年己卯九月往來〕

大伴宿禰家持攀非時藤花并芽子黄葉二物贈坂上大嬢歌二一首。

契冲云、下の註に、六月往來とあれば、此二首は、夏相聞に載らるべきを、あやまりて秋相聞に

は載たるか、芽子黄葉もあるうへに、右のうたどもに類して、こゝに載たる歟、又云、非時藤とは、小藤とか、いは藤とか俗になづく、かづらもみじかく、しなひもみじかき、夏咲あり、それによ、芽子黄葉は、俗に、宮木野と名付る一種あり、その花は、入梅の比よりさきそめて、みな月より秋をかけて、よのつねの萩さく比は、いと、錦とみゆれば、此萩にや、下葉のみみぢしたるは、日をいためるにや、○嬢、字、舊本嫌に誤れり、

吾屋戸之非時藤之目頬布今毛見牡鹿妹之咲容乎。

目頬布は、もと愛らしくの意にて、其は何にても心にかなひて、美しと思はるゝ事に云言なるをつひに希なる事にのみいふ言の如くなれる、其は美き物は、世にたぐひすくなく、希なる意にて云るなれば、おつるところは一なり、(後)世もはら珍、字を、メヅラシとよむ、その珍、字は、八珍珍物などつらぬる字なるに、美也、善也など字書に註したれば、漢國にても通云るなるべし、さて此は、非時藤の希なる方にも、愛たき方にも、二しへにわたりて聞ゆれば、いづれに見ても通ゆることなり、○歌意は、吾庭に、時ならず咲たる藤の、世に希にめでたきを、誰にか見すべき、まづそこにこそ見すべきなれと、折てまゐらするなり、同じくはこの藤の愛たき如く、美しき妹が笑顔を、さきに相見し、時の如くに、今も見たくおもはるゝ哉、となり、

吾屋前之芽子乃下葉者秋風毛未吹者如此曾毛美照。

未吹者は、未吹ぬにの意なり、この言の格、上にも出たり、○毛美照は、常にもみづるといふとは、いさゝか異にして、黄變而有の意なり、散有をちれる、咲有をさける、持有をもてるなど云と同格なり、〔頭註、契沖、紅はふり出る物なれば、もみちとは、採出すといふ。〕○歌意は、時は今六月なれば、秋風も未吹ぬに、吾庭のはぎの下葉は、かくのごとく色附てぞある、是見物を誰にか見すべきまづ其方にこそ見すべきなれと、折てまゐらするなり、となり、十九に、吾屋戸之芽子開爾家理秋風之將吹乎待者伊等遠彌可母註云、右一首六月十五日見芽子早花作之といへり、是も俗に宮城野と呼、一種なるべし、此類の早芽子の下葉の色附そめたるなり、

〔右二首、天平十二年庚辰夏六月往來。〕

大伴宿禰家持贈坂上大嬢歌一首并短歌

叩叩物乎念者將言爲便將爲爲便毛柰之妹與吾手携拂而旦者庭爾出立夕者床打拂白細乃袖指代而佐寐之夜也常爾有家類足日本能山鳥許曾婆峯向爾嬌問爲云打蟬乃人有我哉如何爲跡可一日一夜毛離居而嘆戀良武許己念者胸許曾痛其故爾情奈具夜登高圓乃山爾毛野爾母打行而遊往杼花耳丹穗日手有者每見益而所思奈何爲而忘物曾戀云物乎

叩々叩字、一本に町と作り、それもわるし、は、岡部氏、叩々の誤なるべし、叩々、意にて、ネモコロニに訓べし、と云り、字彙に、叩々、囁詞也、亦作丁寧、とありて、續後紀、興福寺僧が長歌に、丁寧度聞許志食豆牟、とあれば、右の説は信にさることなり、ネモコロは、如根の謂にて、草木の根などの土の底石の下にもはひ入たる如く、物の深く極りたるをいふ、此は深く極りて、物思をすればの意なり、○手携拂而拂字、一本にはなし、なくてもよろし、は、テタツサハリテと訓べし、拂はハリに借用たるなり、ハラヒと云も、ラヒはりに切れば、ハラヒもハリも同じことなり、○佐寂之夜也、常爾有家類は、さねしよの常にありけるやは、常にはなかりし、といふなり、○山鳥許曾婆云々は、山鳥は、晝は雌雄一所にありて、夜は峯を隔て宿る故に、かく云り、十一にも、足日木乃山鳥尾乃一峯越一目見之兒爾應戀鬼香とよめり、枕冊子に、山鳥は友をこひてなくに、かゝみをみせたれば、なぐさむらむいとあはれなり、谷へだてたるほどなど、いと心ぐるし、又六帖に、秋風のふくよるごとに山鳥のひとりしぬればものを悲しき、ひるはきてよるは別る、山鳥の影見る時を音になかれける、夕されば君をまつちの山鳥のなくなくぬるを立もきかなむ、などあり、猶山鳥のことは、品物解に云、○如何爲跡可、何とてかといふ意なり、さて上に、我哉とありて、こゝに又可と云るは、也と可の疑辭、徒に重りていかなることくなれど、古歌にをり、例あることなり、一種の格と見ゆ、かく重るときは、上

の也の言はかるく心得るなり、この事既く委く云たれば、こゝに略く、○許己念者は、これをおもへばと云が如し、それを思へばといふ意の處を、そこもへばといふに同じ、○山爾毛野爾母云々(母字、舊本には毎に誤、活字本に従)、は、山にも野にも、なつかしげに、花のみにほひてあれば、見るにつけて、ますく、妹がおもはるゝと云意なり、略解に、花のみにほひて、妹もあらねば、まして思ふと有は、少しく意たがへり、反歌を照して、こゝの意をもしるべし、と中山嚴水がいへるぞ宜しき、○打行而は、馬に鞭を打て、出て行てといふなるべし、○遊往杼は、アソバヒユケドとよむはわろし、アソビアルケドと訓べし、五卷は、阿迦胡麻爾志都久良宇知意伎波比能利提阿蘇比阿留伎斯云々、十六に、雖行往安久毛不有天武天皇紀に、巡行などあり、(但しアリクといふは後なり、古くはアルクとのみいへり)

反歌

高圓之野邊乃容花面影爾所見乍妹者忘不勝裳

容花は、花名なり、品物解に云、契冲が、容花は、その花とさしてさだめず、只秋の花のうつくしくさけるをいふなり、と云るは非ず、○歌意は、うつくしき容花を見につけても、吾うつくしみ思ふ花の貌の妹が、面影に見えつゝ、いかに忘むと思ひても得忘れず、さても戀しく思はるゝ事哉となり、

大伴宿禰家持贈安倍女郎歌一首

今造久邇能京爾秋夜乃長爾獨宿之苦左

今造は、今新に造るといふ意なり、既く出たり、○久邇能京は、續紀に、天平十二年十二月戊午、經畧山背國相樂郡恭仁鄉、以擬遷都故也、丁卯、皇帝在前幸恭仁宮、始作京都矣、と見えたり、既く六卷に委註せり、さてこの歌は、遷都の後、安倍女郎は、いまだならの故京にとゞまれるに、よみておくられしなり、○歌意は、久邇の新京の地に、女郎に別來て、秋の長夜に、獨宿をする事の苦しき、いふばかりなし、となり、

大伴宿禰家持從久邇京贈留寧樂宅坂上大娘歌一首

足日木乃山邊爾居而秋風之日異吹者妹乎之曾念

歌意は、久邇の新京に遷り來て、鹿脊山の邊に獨居れば、秋風の日ごと日毎に寒く吹來て堪がたきに、妹があらば、かくまでくるしくはあるまじきにと思ふにも、いよゝゝ其方を、一すぢに戀しく思ふぞ、となり、

或者贈尼歌二首

手母須麻爾殖之芽子爾也還者雖見不飽情將盡

手母須麻爾は、上に出、○歌意は、花さきたらば、撫つかざしつして愛まむと、手も數にいとま

なく勞きて殖生し、はぎなるに其花の咲たるが見れどあきたらず、うつくしきに、なぐさみはせず、其方の來て見むまではと、風をいと雨におそれなど、かへりて色々に心盡をせむか、中々にはじめより殖ざらましかば、かゝる心づくしはあるまじきを、となり、

衣手爾水澁付左右殖之田乎引板吾波倍眞守有粟子。

水澁付左右契沖云、水澁は、みさびなり、きたなき水のうへに、刀のさびのごとくなるもの、うかびてみゆるをいふ、新古今集俊成の歌に、水澁つきうゑし山田にひたはへてまた袖ぬらす秋は來にけり(已上)これは田を作る勞をいへるなり、祈年祭、祝詞に、皇神等能依左志奉牟奥津御年乎手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄氏取作牟奥津御年乎八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依左志奉者云々、とあり、考合べし、○引田吾波倍は、契沖引田は、今山田などに、鹿をおどろかさむと、板二枚をならべて、ひとつに繩をつけて、引ならして鹿をおふなり、それをひたといふに同じ、ひたは、ひきたの略なり、と云り、波倍は、繩を引延ることなり、後撰集に、小山田のおどろかしにも來ざりしをいとひたふるににげし君哉會根好忠集に、ねたるまも露やおきつゝしほるらむ引田うちたへて守る山田を、○粟子は、苦しなり、○歌意は、衣手に水澁の漬まで、辛く勞きて苗を殖し田は、もと秋の實を、其方にさゝげむと思ひてのわざなるに、まだその稻を刈収は得爲ず、猪鹿などがはまむかと、引板引延などして、朝夕に守て居

は、苦しきぞとなり、契沖此尼のいとけなかりし時、親にはぬらでそだてたる人の、尼になりて後容儀のうるはしきに、心まどひてよめるにや、田とうゑて、却て又くるしきと、世上の苦を訴へいひて、下心あると見えたり、次上の手もすまにといへる歌と思ひ合すべし、と云り、此説のごとくならば、はじめに云るとは、歌意いさゝかたがへり、芽子にも稻にも、はじめ殖しほどよりの勞苦をいへるは、げにも幼稚かりしより養育たりしことを、なぞらへていへるなるべし、

尼作頭 句 井大伴宿禰家持所詠尼續末 句 等 和歌一首

右の或者の稻の歌にこたふる歌を、尼と家持と二人してよめるなり、○等字、目錄にはなし、佐保河之水乎塞上而殖之田乎作 尼 荻流早飯者獨奈流倍思家持續

佐保、舊本佐保に誤、古本に従、○水乎塞上而は、川水を塞留湛て、側の方へ引遣るを云、さるは下につきて流るゝ水を、逆に湛て引まかする故に、塞上ると云なり、古事記上に、天尾羽張神者、逆塞上天安河之水、而塞道居、故他神不得行云々、とあり、考合すべし、○早飯は、ワサイヒと訓べし、略解に、ハツイヒとよめるは、意得ぬことなり、契沖、今もわせといへるは、早きをいへば、文字の如し、第十四に、かづしかわせをにへす、とよめるは、初て刈田の稻をとりはむなり、それと同意なるべし、とさへり、○獨奈流倍思、といへる詞平穩ならず、そも、奈流とい

ふ言に(成)字の意の外、兩様の差別あり、その由をいは、たとへば京師奈流、吉野奈流などいふは、其處に在をいふ詞にて、在於京師、在於吉野の意なり、盛奈流、物奈流などいは、直に其物をさして、にてあると云意にて、盛にて有、物にて有の意なり、俗言にしていは、盛である物であるといふが如し、又盛ぢや物ぢや、といふにも同じ、京師奈流、吉野奈流を、京師ぢや、吉野ぢやと云てはきこえず、これにて、その差別あるを心得べし、これら奈流は、みな爾阿流の約れる言ながら、かく兩様に別りて聞ゆるは、言靈の自ら妙なる理なり、さてこゝはまづ、獨にてあるべし、といふ意とは聞ゆれども、さては然る所由をいへる言なければ、足はぬことなり、故考るに、流、字は、武の誤なるべし、さらば、獨可嘗の意なるべし、○歌意は、衣手に水澁漬まで、勞きて殖し田を、又まもれるが苦しとのたまへども、さばかり佐保川の水塞上など、さまざま辛苦して作れる田をば、其、稻を刈収て、早飯にかしぎて嘗るにも、たゞ其身ひとりしてこそ、嘗給ふべきなれ、吾に賜はらむとて、勞き給へるよしなるは、いとうれしくはあれども、吾何の勞苦をもせずして、其、賜ものを受むは、おふけなく辱き事にこそ侍れ、となり、かくて右の或者のかけ歌は二首なれど、答歌は、初の手母須麻爾云々の歌はおきて、後の衣手爾云々の一首にこたへたるなり、かくてさきに契沖説をあげたる如く、或者の尼に下心ありての歌ならば、あるまじきことを、あらはには打あけて云べくもあらざれば、打かすめて、そ

の下心を尼にきかせたるものなり、その打かすめたるは、さまざま、辛勞きて愛、育はし、後つひに吾物に領むがためにこそあれ、ざるをいまだ吾物にも得せずして、とにかく心をなやますは、いと苦しき事ぞと云意を、田になぞらへて訴へたるなり、かく下心のあることを、尼はさとりたれど、その下心をば、ふつに知ぬさまにもてなして、田事の勞をのたまへども、其、稻を刈て、飯に炊きたるほどにも、其、人の嘗べきにこそあれ、他の人のしりたることにあらず、殖す守らず何も辛勞せぬ人は、嘗る事も得すまじきをやと、さはらぬやうにわざと云て、深く出離のこゝろを告知せたるならむか、○かやうに一首の歌を、二人して造ること、倭建、命よりはじまれり、

冬雜歌

舍人娘子雪歌一首

大口能眞神之原爾零雪者甚莫零家母不有國

大口能は、枕詞か、契沖、むかし明日香の池に老狼ありて、おほく人を食ふ、土民おそれて大口の神といふ、名、其、住處、號、大口眞神、原と風土記に見えたり、狼は口のおほきなるものなれば、大口の眞神が原とはつゝくるなり、虎をも狼をも、日本紀には神といへり、と云り、欽明天皇紀に、秦、大津父が狼にむかひて、汝是貴神といひ、また巴提使が韓國にて虎にむかひて、汝

威神といひしこと見え、神代紀には、素盞鳴尊、蛇をも可畏之神とのたまひ、常陸風土記には、大蛇の多く在し處を、大神と名けしこと見え、此集十六に、韓國乃虎云神乎、なども見たり、今按に、風土記の説の如くならば、もとより地名を、大口能真神原と云るなれば、大口之は枕詞にあらず、然れども書紀に、唯真神原とあれば、狼は口の大きなものなれば、大口の神と云、真神は即其物なれば、大口之と云枕詞をおきたるを、風土記説には、其を一に合せて、もとよりの地名に、しかおへる如く、語り傳へたるにもあるべし、○真神之原は、高市郡にあり、二卷、下に委註り、○家母不有國は、家もあらぬことなるをの意なり、三卷に、苦毛零來雨可神、崎狹野乃渡爾家裳不有國、とあるに同じ、○歌意は、此真神の原にやどるべき家だにあらば、立よりて、この寒さも凌がるべきに、さやうの家もあらぬことなるを、ふる雪は、そのやうに、つよくふるることなかれ、となり、

太上天皇御製歌一首

太上天皇は、元正天皇なり、御小名は、氷高、皇女と申せり、文字は、日高とも書り、更、御名は、新家、皇女と申しき、草壁皇子尊の皇女にて、元明天皇の御姉にまし、き、續紀に、日本根子高瑞淨足姫、天皇、元正、天、淳中原瀛、真人、天皇、天武之孫、日並知皇子尊之皇女也、靈龜元年九月庚辰、受禪、即位、于大極殿、元明天皇紀に、九月庚辰、天皇禪位于氷高、内親王詔曰、云々、一品氷高、

内親王、早叶祥符、夙彰德音、天縱寬仁、沈靜婉孌、華夏載佇、謳詔知歸、云々、神龜元年二月甲午、天皇禪位于皇太子、聖武皇帝、天平二十年四月庚申、太上天皇崩於寢殿、春秋六十有九、丁卯、火葬於佐保山、陵、勝寶二年十月癸酉、改葬於奈保山、陵、諸陵式に、奈保山、西陵、平城宮、御宇淨足姫、天皇、在大和國、添上郡、兆域、東西三丁、南北五丁、守戸四烟、と見えたり、

波太須珠寸尾花逆葺黒木用造有室者迄萬代

尾花逆葺、葺字、舊本葺に誤、は尾花の穂の方を下にして葺をいふ、なほ次に云べし、○黒木用は、グロキモチと訓べし、モチと訓はわろし、黒木は、皮つきたる木をいへり、既に四卷に釋り、貞觀儀式、踐祚大嘗祭、儀條に、物部女宿屋云々、並以黒木、構作、倒葺云々、神座殿者、構以黒木、用萱、倒葺、内構、楛、棚、云々、など見えたり、○造有室者、室、一本家と作り、は、室の下に、戸、字を脱せるにて、ツク、レ、ル、ヤ、ド、ハ、なるべし、次の御製歌に、造有室、戸者、とあるにてしるべし、さて室、戸とは、家のことなり、室の戸といふには、あらず、六卷に、久堅乃雨者、零敷、念子之、屋、戸、爾、今夜者、明而將去、十九に、青柳乃保都、枝、與、治、等、理、可、豆、良、久、波、君、之、屋、戸、爾、之、千、年、保、久、等、曾、などある、屋、戸も、たゞ、家のことにて、今と同じ、これは、人の宿る家の義にて、いへるなるべし、集中他處に、和我、夜度、などいへる、夜度は、多く、夜外、戸前、など書る、其、字、意にて、世に、庭前、或は、屋敷、内、などいふ、意にて、今と異なり、委くは、既に六卷に、云るを、考合すべし、○大御歌、意は、奈良山なる皮

つきの黒木を用て、尾花を倒葺に葺など、ことに古風に、清淨に、神座めきて作構へたる此家は、萬代の後までも、廢絶ることあるまじと思へば、朕も又今日の如く入來て、肆宴きこしめさむぞとなり、此大御歌と次の大御歌とは、後註によるに、長屋王佐保宅にて、とよのあかりし給ふ時に御製るなり、略解に、長屋王の家作り、古ざまなるを、ほめたまへるなり、とあれど、王の家、すべて黒木もて作れるにはあるべからず、天皇の行幸あれば、常の家の外に、假に黒木をもて、御座をつくりしなるべし、いにしへ天皇の行幸には、凡てかゝる例なりしなるべしと、中山嚴水云り、

天皇御製歌一首。

天皇は、聖武天皇なり、

青丹吉奈良乃山有黒木用造有室戸者雖居座不飽可聞。

大御歌意は、奈良山なる皮つきの黒木をもて、おもしろく作構へたる此家は、終日御座し座どもあきたらぬ哉、さても心にかなひて、興ある家居ぞ、となり、

〔右聞之、御在左大臣長屋王佐保宅肆宴御製。〕

太宰帥大伴卿冬日見雪憶京歌一首。

沫雪保杼呂保杼呂爾零敷者平城京師所念可聞。

沫雪は、和名抄に、日本紀云、沫雪、阿和由岐、其弱如水沫、とありて、雪は弱くて水沫の如く、消易きが故にいふならむ、後々の歌に、淡由岐と心得て、春ふるをのみいふと思へるは、たがへり、○俗杼呂保杼呂は、離々にて、はらく切離れてふるをいふ言なり、此言、むかしより、まだらにふるること、心得來れるは、誤なり、既に委釋つ、○歌意は、泡雪の離々に、はらくとふり重れば、京はいかにおもしろからむと、常に勝りて、平城の京都が一すぢに戀しく思はる、哉、となり、

太宰帥大伴卿梅花歌一首。

吾岳爾盛開有梅花遺有雪乎亂鶴鳴。

歌意は、吾すむ地の岳に、盛に咲満たる梅花が、おびたしく眞白くて、これは冬ふりし雪の消殘れるかと、ふと見まがふまで、人に見まがはせつる花哉、さても見事の花や、となり、○按に、此歌は、春部に收べし、雪とあるにまがひて、冬雜歌にいりたるなるべし、

角朝臣廣辨雪梅歌一首。

角朝臣廣辨は、傳未詳ならず、角朝臣は、雄略天皇紀に、九年三月、勅紀、小弓宿禰、蘇我、韓子、宿禰、大伴、談連、小鹿火、宿禰等、曰、新羅自居、西土、累葉稱臣云々、紀、小弓宿禰等、即入新羅行、屠傍郡云々、大將軍紀、小弓宿禰、值病而薨、云々、五月、別、小鹿火、宿禰從紀、小弓宿禰、喪來時、獨留角

國使倭子連奉八咫鏡於大伴大連而祈請曰僕不堪共紀卿奉事天朝故請留住角國是以大連爲奏於天皇使留居于角國是角臣等初居角國而名角臣自此始也天武天皇紀十三年十一月朔角臣賜姓曰朝臣と見えたり角國は和名抄に周防國都濃郡とあるこれなり廣辨

(辨目錄には辯と作り)は本居氏云、ヒロベと訓べし、辨は假字書なり、
沫雪爾所落開有梅花君之許遣者與曾倍互牟可聞。

所落は降に催されての意なり○與倍曾は契沖雪と梅とのあひにあひたるごとくに友だちのあひ思ふ心をよそへて君が見むかとの心なりと云るはいかゞ古今集俳諧題詞に従弟なりける男によそへて人のいひければとあるに同じく然もあらぬことを然なりといひよする意なり十卷に梅花先開枝手折而者裝常名付而與副手六香聞とあるに同じこれも梅の初花を折てまゐらせたくは思へども人の見て彼方へ裏をさへ贈りたりと名付て吾中に事のあるやうにいひよせむかと心しらひしたるよしなり○歌意は雪に催されて咲るこのおもしろき梅の花を君が許に贈りて見せまほしくは思へどももし君が許に贈らば君と吾中に事のありしやうに人のいひよせさわがむかさてもせむ方なしやとなり

安倍朝臣奥道雪歌一首

奥道は續紀に廢帝天平寶字六年正月癸未正六位上阿倍朝臣息道授從五位下戊子爲若狹

守七年正月壬子爲大和介八年九月丁未授正五位上十月壬申爲攝津大夫高野天皇天平神護元年正月己亥授勳六等二月己巳爲左衛士督二年十一月丁巳正五位上安倍朝臣息長道誤授從四位下神護景雲元年三月己巳爲中務大輔二年十一月癸未爲左兵衛督光仁天皇寶龜二年閏三月乙卯無位安倍朝臣奥道復本位從四位下九月己亥爲內藏頭三年四月庚午爲但馬守八月甲子復息部息道本姓阿倍朝臣五年三月癸卯從四位下安倍朝臣息道卒と見えたり

棚霧合雪毛零奴可梅花不開之代爾曾倍而谷將見

棚霧合は棚引て霧ふ意なりたなの言は既く三卷に釋り霧合は伎利の伸りたる詞なり伸ていふはその緩なるさまをいふなるよし既くたび々云たる如し○雪毛零奴可は雪もがなふれかしの意なり○代はかはりにといふが如し拾遺集に物名ながむしる鶯のながむしるには吾ぞ鳴花のにはひやしはしとまると○曾倍はよそへの意なり○歌意は空かきくもりあひていかで雪もがなふれかしされば吾待梅花のまだ咲ぬその代に雪をよそへてなりとも見むにとなり

若櫻部朝臣君足雪歌一首

花櫻部朝臣君足は傳未詳ならず履仲天皇紀に三年冬十一月丙寅朔辛未是日改長眞膽連

之本姓、曰稚櫻部、造と見ゆ、その氏か、

天霧之雪毛零奴可灼然此五柴爾零卷乎將見。

灼然、灼字、舊本炊に誤、古本に從は、伊知は、甚の通へるか、甚は、古言に伊多とも云たれば、伊知とも通し云べきなり、之路久は白くにて、いとく、白く分明に、誰が目にも着て、其と知る、をいふ言なり、○五柴は、五十津萊草にて、繁き萊草原をいへり、既く四卷にいへり、(大原之此市柴乃何時鹿跡、といふ歌に註す)○歌意は、空かきくもりて、いかで雪もがなふれかし、さらば此、目前に多く繁りたる萊草原に眞白く、誰が目にもつくやうに降積て、おもしろからむ、そのけしきを見むに、となり、

三野連石守梅歌一首

三野、連石守は、傳未詳ならず、(續紀に、延暦五年十二月乙卯、陰陽、介正六位上路、三野、真人石守言、亡父馬養姓無路字、而今石守獨著路字、請除之、許焉、とみゆ、加婆禰のたがへるうへ、時代も後れたれば、同人に非るべし)七にも見ゆ、

引攀而折者可落梅花袖爾古寸入津染者雖染。

折者可落は、ヲラパチルベミと訓べし、折ばちるべからむとの意なり、○古寸入津は、扱入つなり、古寸は、扱取ことなり、十八に、或云、多麻古伎之伎豆、又蘇泥爾毛古伎禮、十九に、袖爾古

伎禮都、廿卷に、布伎古吉之家流、又蘇豆爾古伎禮奈、雄略天皇紀に、使后妃親、桑、以勸蠶事、古今集戀三、あけぬとてかへる道には古伎たれて雨も涙もふりそほぢつ、秋、下、黄葉は袖に古伎入てもていなむ秋はかぎりと見む人の爲、雜上、古伎散す瀧の白玉拾ひ置て世の憂時の涙にぞかる、かりてほす山田の稻の古伎たれて鳴こそわたれ秋のうければ、長歌に、玉の緒解て古伎ちらし云々、伊勢物語に、いにしへの句はいづら櫻花古氣流からともなりにけるかな、拾遺集十六題詞に、ひげこに花を古伎入て云々、こきれと云は、いれのいは、きの餘韻に含める故に、自ら省る例なり、書紀皇極天皇、卷歌に、烏麻野始備倭例鳥比岐例底、(引入てなり)蜻蛉日記に、たうがみの中に、さしれてありしが云々、(指入てなり)○染者雖染は、染ばしむともよしやの意なり、○歌意は、引攀て、折取まほしくはあれとも、然せばちるべからむよしや人の見てとがむるばかり、花の色に衣の染はすとも、それもいととはじとて、この梅花を袖に扱入つる、となり、

巨勢朝臣宿柰麻呂雪歌一首

吾屋前之冬木乃上爾零雪乎梅花香常打見都流香裳。

歌意は、吾庭の冬木のうへに降たる雪を、ふと打見に、あれは、梅花が咲たるかと見誤りつる哉、さても花によく似たる、見事の雪や、となり、

小治田朝臣東麻呂雪歌一首

東麻呂は傳未詳ならず、

夜干玉乃今夜之雪爾卒所沾名將開朝爾消者惜家牟。

率所沾名は率とはいざなひたつる詞なり家内の人を率々といざなふよしなり名は牟を急云るなり率々沾むいでさらばと急ぎ進めるよしなり○消者はケナバと訓べし略解に、さえばとよみしはよろしからず消なばの義なり○歌意は率々出て今夜の雲に沾て愛むいざさらば妻や子よ急出む明日さへふらばあるべきに夜のほどに止て明む朝に消去てありなばいかにをしからむ悔ともかひはあるまじきぞとなり

忌部首黑麻呂雪歌一首

梅花枝爾可散登見左右二風爾亂而雪曾落久類。

枝爾可散登は枝に散かとの意なり○歌意あれば梅の花が枝に散飛かとふと見誤るばかりに風に亂れてちら〜と雪をふり來るとなり

紀少鹿女郎梅歌一首

少鹿女郎は四卷下に云り、

十二月爾者沫雪零跡不知可毛梅花開含不有而。

不知可毛はシラネカモと訓べししらねばかといふ意になる古言の例格なり略解にしらぬかもとよみしは太じき非なり毛は歎息辭なり○歌意は次下に沫雪乃比日續而如此落者梅始花散香過南とよめるがごとく雪のふるときに咲てば散易きをそれとも不知ばか含て居て春をも待ずして十二月の内に開らむさてもいとほしの花やとなり

大伴宿禰家持雪梅歌一首

今日零之雪爾競而我屋前之冬木梅者花開二家里。

競而は争而といふが如し雲はまづふらむとし花はまづ咲むと互に先を争ふを云○歌意かくれたるところなし

御在西池邊肆宴歌一首

御在西池邊は續紀に天平十年秋七月癸酉天皇御大藏省覽相撲晚頭御西池宮云々と見えたり

池邊乃松之末葉爾零雪者五百重零敷明日左倍母將見。

歌意は此池宮の池邊の松の上に、おもしろく降る雪は五百重に厚く降積りて消失ずあれ、今日のみならず明日迄も見て愛むぞとなり

右一首作者未詳世堅子阿倍朝臣

堅子(堅)字、一本堅に誤れり、はワ。ラ。ハと訓べし、干祿字書に、堅豎上、通下、正とあり、本居氏云、か
らぶみ周禮に、内豎といふ官、名有て、註に、豎、未冠者之官、名とあり、故、皇朝にても、童にて仕奉
る人を豎子といひて、ワ。ラ。ハと訓り、安閑天皇、紀に、童豎なども有、和名抄に、内豎三百人、俗云、
知比佐和良波、(本に堅を豎に、和を利に誤れり)、廿卷に、寶字二年春正月三日、召侍從堅子王臣
等云々、など見ゆ、大御許近く仕奉る者なり、

大伴坂上郎女歌一首。

沫雪乃比日續而如此落者梅始花散香過南。

歌意は、此頃のならひに、日數つゞきて、かくの如く雪の降ならば、あたら此梅の初花が散失
るにてあらむか、得持はすまじとなり、

池田廣津娘子梅歌一首。

池田廣津娘子は、傳未詳ならず、池田は氏、廣津は字なるべし、雄略天皇、紀に、倭國五礪、廣津、邑、
(廣津、此云比盧岐頭)とあるに従て、ヒ。ロ。キ。ツと訓べし、

梅花折毛不折毛見都禮杼母今夜能花爾尙不如家利。

歌意は、さきに梅花を折取ても見たり、折ずらに置て枝ながらも見たり、色々として賞愛つれ
ども、今夜の興により、花のおもしろきには、なほおよばずありけりとなり、

縣犬養娘子依梅發思歌一首。

縣、犬養娘子は、傳未詳ならず、
如今心乎常爾念有者先咲花乃地爾將落八方。

歌意は、今のやうにいつまでも常に心を深めて、我を思ほし賜ふならば、まづさきがけて早
く咲花の、四方に先だちて、地に落る如く、早く見捨らるゝ事あらむやは、おはれよもさるこ
とはあらじとなり、本居氏、これは新に夫に逢へる此の歌にて、男の心の、今の如く常にかは
らずば、後まですてらるゝこともあるまじきを、人の心は變りやすき習なれば、今ねもころ
なるも、後は頼みがたし、とよめるならむ、と云り、實に末おぼつかなく思ふことを、餘意にき
かせたるなるべし、

大伴坂上郎女雪歌一首。

松影乃淺茅之上乃白雪乎不令消將置言者可聞奈吉。

言は、吉の誤にて、由の借字なるべし、ヨシハカモナキとあるべし、と本居氏云り、○歌意は、此
松影の淺茅が上に、けしき面白くふりたる白雪を、いつまでも此まゝに消さずて置べき爲
方はあるまじきか、嗚呼さても面白の雪のけしきや、となり、

冬相聞。

三國真人人足歌一首

人足は、續紀に、慶雲二年十二月癸酉、授從六位上三國真人人足、從五位下、靈龜元年四月丙子、從五位上、養老四年正月甲子、正五位下、と見えたり、

高山之菅葉之努藝零雪之消跡可曰毛戀乃繁鷄鳩

消跡可曰毛は、けぬといはむか、といはむが如し、毛は、牟と云に同じ、二卷に、誰戀爾有目、とあるに同じ、後ながら和泉武部歌に、人もがなみせもきかせも萩花、さく夕かげのひぐらしの聲、とあるも、見せむ聞せむをかく云るか、但しこれは、見せもせむ聞せもせむといふを、省きていへるにもあるべし、さらばこゝの例にはあらず、○歌意は、戀しく思ふ思のしげきやは、たとへて云むやうなし、直に打つけに、消失ると云て遣むか、となり、本句は、全序なり、三卷に、奥山之菅葉、凌霄雪、乃消者、將惜雨、莫零行年、行は、所を誤れるなり、古今集戀一に、おくやまのすがの根しのぎふる雪のけぬとかいはむこひのしげきに、とあるは、即今の歌なり、すかのねは、誤て傳へけるならむ、さて古今集には、萬葉集に入ぬ歌をえらべるよし、序に見えたり、れども、ふとわすれて載たるなり、

大伴坂上郎女歌一首

酒杯爾梅花浮念共飲而後落去登母與之

浮は、ウカベと訓べし、略解に、うけてとよめるは、いさゝか心ゆかず、五卷に、波流楊奈宜可豆、良爾乎利志烏梅能波奈多禮可有可倍思佐加豆岐能倍爾、とあり、又烏梅能波奈伊米爾加多、良久美也備多流波奈等阿例母布左氣爾于可倍許曾、などあり、七卷に、春日在三笠乃山二月、船出遊士之飲酒杯爾陰爾所見管、とあるは、影の移るをいひ、今はやがて、花の散浮べるを云るなり、○歌意は、梅花の散を盃に浮入て、心の相思ふ友だち、心だらひに飲て樂て、其後には、散失るとも、縦やそれをばいとほじ、となり、五卷に、阿乎夜奈義烏梅等能波奈乎遠理可射之、能彌豆能能知波知利奴得母與斯、

姓和歌一首

官爾毛縱賜有今夜耳將飲酒可毛散許須奈由米

官爾毛縱賜有とは、多く集りて酒宴することをば、制め給へれども、親族の一人二人よりあひて飲ことをば、ともかくもせよと、官省にもゆるし給ひてあるよしなり、○歌意、契沖云、したしき人ひとりふたりよりあひて飲ことをば、おほやけにもゆるし給へば、たゞこよひのみ、のまむ酒かは、又ものむべければ、ゆめく散過など、梅をいさむるなり、のみてのちには、ちりぬともよしといへるを、おさへたるかへしなり、

〔右酒者官禁制備京中閭里不得集宴但親親一二飲樂聽許者緣此和人作此發句焉〕

藤原^{フナハラ}皇^{ミコ}后^{ミコト}奉^ニ天皇御歌一首^{スメラミコトニウツヒトツ}〔頭註^{ミコト}藤原^{フナハラ}后^{ミコト}〕

皇后^{ミコト}皇^{ミコ}字^{ナリ}舊本^{キムロ}に脱^{ヌケ}せりは、光明^{ミヨロヒ}皇后^{ミコト}にて、不比^{フヒ}等^{トウ}大臣^{タマシ}の女^メなり、續^{ツグ}紀^キに、廢^ス帝^{ミカド}、天^{アマ}平^{ヒラ}寶^{タカラ}字^{ナリ}四年^{ヨシ}六月^{ムナシ}乙^ニ丑^ウ、天^{アマ}平^{ヒラ}應^{オウ}真^{マコト}仁^ニ正^{マコト}皇^{ミコ}太后^{ミコトノハハ}崩^ス、姓^{ナリ}藤^{フナハラ}原^{ハラ}氏^{ノミコト}、近^{ミカドノ}江^エ朝^{チカサ}大^{オホ}織^{オリ}冠^{カザリ}内^{ウチ}大臣^{タマシ}鎌^{カマ}足^{タラシ}之^ノ孫^{ムコ}、平^{ヒラ}城^{カキ}朝^{チカサ}贈^{タマシ}正^{マコト}一位^{イハヒ}太^{オホ}政^{ササ}大臣^{タマシ}不^フ比^ヒ等^{トウ}之^ノ女^メ也^{ナリ}、母^{ハハ}曰^{イハレ}贈^{タマシ}正^{マコト}一位^{イハヒ}縣^ノ犬^{イヌ}養^{ヤウ}、橘^{タチバナ}宿^{ヤク}禰^メ三^{サン}千^{セン}代^{ダイ}、聖^{オホシ}武^{タケ}皇^{ミコ}帝^{ミカド}儲^{タマシ}貳^ニ之日^{ノヒ}、納^{ウケ}以^テ爲^シ妃^{メカシ}、時^{トキ}年^{トシ}十六^{ジュウロク}、神^{カミ}龜^{カメ}元^ノ年^{トシ}、聖^{オホシ}武^{タケ}皇^{ミコ}帝^{ミカド}即^{シテ}位^{イハヒ}、授^{タマシ}正^{マコト}一位^{イハヒ}爲^シ大^{オホ}夫^{ウツ}人^{ヒト}、生^{ナリ}高^{タカ}野^ノ、天^{アマ}皇^{ミコ}及^{シテ}皇^{ミコ}太^{オホ}子^{ノミコ}、天^{アマ}平^{ヒラ}元^ノ年^{トシ}、尊^{タカ}大^{オホ}夫^{ウツ}人^{ヒト}爲^シ皇^{ミコ}后^{ミコト}、勝^{カチ}寶^{ホウ}元^ノ年^{トシ}、高^{タカ}野^ノ、天^{アマ}皇^{ミコ}受^ケ禪^シ、改^メ皇^{ミコ}后^{ミコト}宮^{ミヤ}職^{シヨク}、曰^{イハレ}紫^{ムラサキ}微^ミ中^{ナカ}臺^ノ、妙^{タカマツ}選^{タマシ}勳^ノ賢^ノ、並^{シテ}列^{ケル}臺^ノ司^ノ、寶^{タカラ}字^{ナリ}二^ニ年^{トシ}、上^{タカ}尊^{タカミ}號^{ナリ}曰^{イハレ}天^{アマ}平^{ヒラ}應^{オウ}真^{マコト}皇^{ミコ}太^{オホ}后^{ミコト}、改^メ中^{ナカ}臺^ノ曰^{イハレ}坤^{クニ}宮^ノ、官^ノ崩^ス時^{トキ}、春^{ハル}秋^{アキ}六十^{ジュウジウ}、と見えたり、續^{ツグ}紀^キ、上^{タカ}文^{フミ}を按^スるに、神^{カミ}龜^{カメ}四^シ年^{トシ}十一月^{イツクニ}戊^{ツチ}午^ノ、賜^{タマシ}從^ニ三^{サン}位^{イハヒ}藤^{フナハラ}原^{ハラ}夫^{ウツ}人^{ヒト}食^ケ封^シ一^{イツ}千^{セン}戶^ノ、天^{アマ}平^{ヒラ}元^ノ年^{トシ}八月^{ヤツヒ}戊^{ツチ}辰^ノ、詔^{イハレ}立^シ正^{マコト}三^{サン}位^{イハヒ}藤^{フナハラ}原^{ハラ}夫^{ウツ}人^{ヒト}爲^シ皇^{ミコ}后^{ミコト}、と見^ミえて、神^{カミ}龜^{カメ}元^ノ年^{トシ}、正^{マコト}一^{イツ}位^{イハヒ}を授^{タマシ}へる事^{コト}なし、又^{マタ}大^{オホ}夫^{ウツ}人^{ヒト}の稱^{ナリ}なし、神^{カミ}龜^{カメ}元^ノ年^{トシ}二月^{フタヒ}丙^ヒ申^ノ、勅^{イハレ}尊^{タカミ}正^{マコト}一^{イツ}位^{イハヒ}藤^{フナハラ}原^{ハラ}夫^{ウツ}人^{ヒト}稱^{ナリ}大^{オホ}夫^{ウツ}人^{ヒト}、とあるは、土^{ツチ}左^サ朝^{チカサ}臣^ノ宮^ノ子^ノの事^{コト}なり、されば天^{アマ}平^{ヒラ}元^ノ年^{トシ}、正^{マコト}三^{サン}位^{イハヒ}夫^{ウツ}人^{ヒト}に、皇^{ミコ}后^{ミコト}に立^{タテ}給^{ケル}へるを、續^{ツグ}紀^キの傳^{ツタ}文^{フミ}には、宮^ノ子^ノ、夫^{ウツ}人^{ヒト}の事^{コト}蹟^ノと、混^{マシ}誤^ルれるものなり、○天^{アマ}皇^{ミコ}は、聖^{オホシ}武^{タケ}天^{アマ}皇^{ミコ}なり、

吾^ワ背^セ兒^コ與^ト二^ニ有^リ見^ミ麻^マ世^セ波^ハ幾^イ許^ク香^カ此^{コノ}零^フ雪^{ユキ}之^ノ權^{ケン}有^リ麻^マ思^シ

御^ミ歌^カ意^ハは、唯^タ一^{イツ}人^{ヒト}見^ミてさへ興^{キョウ}なきには、あらぬを、吾^ワ夫^{ウツ}子^ノと二^ニ人^{ヒト}居^イて見^ミましかば、此^{コノ}降^コ雪^{ユキ}の面^{オモ}白^{シロ}く、い^ハか^バかり^カ樂^{カシ}しく^ク、懽^{カン}しく^ク有^リま^シ、となり、

池^{イケ}田^ダ廣^{ヒロ}津^ツ娘^メ子^コ歌^カ一^{イツ}首^ツ

眞^{マコト}木^キ乃^ノ於^ニ爾^ニ零^フ置^{ケル}有^リ雪^{ユキ}乃^ノ敷^シ布^フ毛^モ所^{オホ}念^{ホム}可^カ聞^ク佐^サ夜^ヨ問^ト吾^ワ背^セ

佐^サ夜^ヨ問^ト吾^ワ背^セは、佐^サは例^レの眞^{マコト}に通^ス美^ミ稱^{ショウ}にて、夜^ヨ訪^ヒ來^キれ吾^ワ夫^{ウツ}よ、といふ意^ハか、されどいさゝか平^ヘ穩^ニならぬ詞^{コトバ}なり、もしは誤^ア字^ジなどもあ^ラらむか、なほ考^カべし、○歌^カ意^ハは、重^シ重^シに戀^{コイ}しく思^{オモ}はる、哉^ヤ、かくては得^エ堪^カまじきを、いかにまれ今夜^{コノヨ}は訪^ヒ來^キり給^{ケル}へ、吾^ワ夫^{ウツ}よ、といふか、本^ホ二^ニ句^クは序^{シヨ}なり、

大^{オホ}伴^{トモ}宿^{ヤク}禰^メ駿^{ウマ}河^カ麻^マ呂^ロ歌^カ一^{イツ}首^ツ

梅^{ウメ}花^{ハナ}令^{ナラ}落^ス冬^{フユ}風^{カゼ}音^ネ耳^{ミミ}聞^ク之^ノ吾^ワ妹^{イモ}乎^ヤ見^ミ良^{ヨシ}久^ク士^シ吉^{ヨシ}裳^モ

歌^カ意^ハは、うつくしうつくしと、つてにのみ聞^クわたりし吾^ワ妹^{イモ}を、今日^{コノヒ}、前に親^{オヤ}く見^ミれば、まことに聞^クし如^シく、さても愛^{アイ}しや、となり、本^ホ句^クは全^{ゼン}序^{シヨ}なり、契^{ケチ}冲^{ウツ}云^フ、此^{コノ}わぎもは、坂^{サカ}上^ノ、郎^ヲ女^メが、山^{ヤマ}もりのあ^ラりけるしらにとほのめかされし、坂^{サカ}上^ノ、二^ニ娘^メをいへるなるべし、

紀^キ少^サ鹿^{シカ}女^メ郎^ヲ歌^カ一^{イツ}首^ツ

久^{ヒサ}方^{カタ}之^ノ月^{ツキ}夜^ヨ乎^ヤ清^{キヨ}美^ミ梅^{ウメ}花^{ハナ}心^{ココロ}開^キ而^{シテ}吾^ワ念^{オモ}有^リ公^{キミ}

心^{ココロ}開^キ而^{シテ}は、コ、ロニサキテと訓^ツべくおぼゆ、花^{ハナ}にヒラクといふは、古^コ言^{ゴト}にあることなし、後に開^キ字^ジに就^ツていへることなり、○歌^カ意^ハは、折^セしも月^{ツキ}は清^{キヨ}く照^スて興^{キョウ}ある故^{ユヘ}に、一^{イツ}入^イ喜^キしく、梅^{ウメ}の花^{ハナ}の開^キたるごとく、心^{ココロ}中^{ナカ}に咲^{サキ}榮^エえて思^{オモ}へる君^{キミ}ぞ、といへるか、月^{ツキ}の夜^ヨ人^{ヒト}の訪^ヒ來^キしを歡^{ウレシ}べる歌^カ

なるべし、

大伴田村大娘オホトモノタムラノオホメ與妹坂上大娘イモノサカノオホメ歌一首ヒトツ。

沫雪之可消物乎アワユキノケヌモノナラニ至今イマニ流經者ナガサガフ妹爾相會イモニアハムトゾ。

沫雪之は、可消といはむ料にのみおきたる、枕詞の如し、○流經とかけは、雪のふるを流經

といふことのある縁に書るのみにて、言意は、長經なり、存命て世を経るはの意なり、○相會

は、相む爲とてぞの意なり、○歌意は、はやく消失べきものを、さもせずして、今までに命存

へてあるは、他の故に非ず、妹にむ爲とてぞとなり、契沖云、此田村大娘と坂上大娘とは、

贈答あまた見えたり、むつましきあねいもうとなり、今の姫まさにしからむや、衍賦

大伴宿禰家持歌一首オホトモノスクネノカモチノウタヒトツ。

沫雪乃庭爾零敷寒夜乎アワユキニニハニニフリシヤムキヨノナ手枕不纏テマクラマカズ一香聞將宿ヒトカモトホム。

歌意は、沫雪の庭に降積りて、甚寒き此夜を、妻が手枕纏ずして、唯一人宿むが、さても堪がた

しやとなり、

萬葉集古義八卷之下終

萬葉集古義九卷之上

雜歌オホトモノウタ。

泊瀬朝倉宮御宇天皇御製歌一首ハツセチノアサクラノミヤノミコノミマシノミカドノウタヒトツ。

天皇は、雄略天皇なり、一卷初に出、○御宇の下、舊本に大泊瀬幼武天皇と註せり、後人のしわ

ぎなり、
暮去者小椋山爾臥鹿之クサレバヤノコノカシノニフシカノ今夜者不鳴寐家良霜コノヨハナカズイネニケラシモ。

此大御歌既く八卷に出、第三句、鳴鹿之として、崗本、天皇御製歌とす、○舊本こゝに註して

云、右或本云、崗本、天皇御製、不審正指、因以累載とあり、げにも此、大御歌の御風體は、舒明天皇

のにぞあるべき、

崗本宮御宇天皇幸紀伊國時歌二首オホトモノミヤノミコノミマシノミカドノキニノトキノウタフタツ。

天皇は、舒明天皇なり、契沖云、日本紀の舒明天皇卷を考るに、紀伊國にみゆきし給へる事見
えず、しかはあれど、紀にもれたることなかるべきに非ず、たゞし此卷は、撰者すでに卷の中

に云ることく、古記簡略なるゆゑに、作者をなせるにも、あるひは氏をのみ記し、或は名をのみ記して、分明ならぬ事おほければ、是も若は後、岡本宮にや、齊明天皇の紀、温湯へみゆきせ

させ給へることは、第二卷にも紀にも見ゆ、
爲妹。吾玉拾奥邊有玉縁持來奥津白浪。

爲妹は、家妻が爲と云なるべし、○玉縁持來は、タマヨセモチコと訓べし、玉を縁て持來よと、

奥津浪に令するなり、○歌意かくれたるところなし、

朝霧爾沾爾之衣不干而一哉君之山道將越。

歌意は、朝霧に沾にし旅衣を乾す妻もなく暇もなければ、其まゝ沾ながらに、唯一人夫、君が山道を越行給らむか、いかに苦しくわびしかるらむとなり、これは從駕の人の妻の、京に留れるがよめる歌なり、伊勢物語に、風吹ば奥津白浪立田山よはにや、君が一人こゆらむ思合べし、此歌新古今集に入、

〔右二首作者未詳〕

大寶元年辛丑冬十月太上天皇大行天皇幸紀伊國時歌十三首。

大寶元年云々は、一卷云、大寶元年辛丑秋九月太上天皇幸于紀伊國時歌續紀に、文武天皇大寶元年九月丁亥、天皇幸紀伊國冬十月丁未、車駕至武漏温泉、戊午、車駕自紀伊至とあり、○太

上天皇大行天皇の八字、目錄にはなし、契沖云、第一卷に九月とあるは、紀伊國に御幸せさせ給ふ道にてのうたなり、今こゝに載たるは、すでに紀の國にいたらせ給ひての歌なれば、冬十月と云るは、たがはず、第一に秋九月とありて、日は見えざれども、下旬の末なるべし、續紀には九月丁亥、天皇幸紀伊國とありて、太上天皇の御幸は載ず、但印本に脱誤おほければ、太上天皇幸紀伊國なりけるが、太上の二字おちたるにや、此集に、兩所に太上天皇は、御幸と見えれば、これを證とすべし、此、太上天皇は、持統天皇なり、太上天皇にてことたれるを、太上天皇大行天皇とあるは、元明天皇の御治世の時、これをしるすとして、持統天皇を太上天皇といひ、文武天皇を、いまだみおくり名奉らぬほどなれば、大行天皇と申すにや、しからば持統天皇と、文武天皇と共にみゆきさせ給へるを、紀に行幸をのみ記して、御幸をもらし、此集には、御幸をのみしるして、行幸をもらせりと心得べきにや、

爲妹。我玉求於伎邊有白玉依來於岐都白浪。

〔右一首、上見既畢、但歌辭少換、年代相違、因以累載。〕

上見既、既見上とありしを、誤れるなるべし、

白崎者幸在待大船爾眞梶繁貫又將顧。

白崎は、本居氏、日高郡衣奈莊、衣奈浦の東南の方に、衣奈八幡といふある、其社の縁起に、白崎

といふこと見えたりと云り、白良濱とは別處なり、○幸有待は、此後面がはりせず平安ありて、又來む間を在々待と云なり、人にむかひていふごとく、地にいひつくるは、歌のならひなり、一卷人麻呂の近江の荒都をかなしめる歌に、樂浪之思賀乃幸崎雖幸有、大宮人之船麻知兼津、思合べし、樂浪乃志我能、韓崎幸有者、又反見とあるは、自の平安てあらばといふことを、詞の響によりて、韓崎幸とつゞけ下したるのみにて、今とはいさゝか異れり、○歌意かくれたるところなし、

三名部乃浦塩莫滿鹿島在釣爲海人乎見變來六

三名部乃浦は、和名抄に、紀伊國日高郡南部とあり、日高郡岩代の南なり、三名部村みなべ浦ありと、本居氏云り、契冲云、天智天皇の皇女の御名を、御名部と負せ給ふは、所由ありて、此浦にかたどり給へることにや、○塩莫滿はシホナミチソネと訓べし、○鹿島は、本居氏云、南部浦より、十町ばかりへだつりたる海中に島有これなり、○變は、還なり、集中變反通用たり、○歌意は、鹿島の海人の釣するけしきを見て、還り來むと思ふぞ、南部の浦に塩滿來て、吾行道を障ることなかれとなり、

朝開撈出而我者湯羅前釣爲海人乎見變將來

朝開は、朝に湊を發船するを云古言なり、既く出づ、○湯羅前は、七卷に、爲妹玉乎拾跡木國之

湯等乃三崎二此日鞍四通とあり、○歌意かくれたるところなし、

湯羅乃前塩乾爾祁良志白神之磯浦箕乎敢而撈動

白神は、紀伊國にありと云り、土人に尋ぬべし、○敢而撈動は、喘て漕響むといふなるべし、敢は、三卷に、海路爾出而阿倍寸管我撈行者、また安倍而撈出牟爾波母之頭氣師、などある阿倍と同じかるべし、さて假字書には、いづれも倍の濁音字を用ひたれば、濁て唱へしなるべし、敢字を書るは、清音を濁音に借たるならむ、さる例多し、既くいへり、宇治拾遺五に、そこら集りたる大衆、異口同音にあめきて、扇をひらきつかひたりとある、阿米伎も同言なり、濁音の婆尼夫倍煩を、麻美牟米母と轉云ことは例多し、さて中昔の物語書に、打うめきといふ詞あるも、阿米伎の轉れるにて、もと同言なり、○歌意は、白神の磯の裏のめぐりを、喘きて急に船を漕響むなり、あれは湯羅の前の潮干潟に行て、玉など拾はむとてのわざならむ、されば湯羅の前は、今潮涸になりけるらしとなり、

黑牛方塩干之浦乎紅玉裙須蘇延往者誰妻

黑牛方方は、潟なり、黑牛、今は黑江といひて、若山の方より、熊野に物する大路にて、黑江干潟名高とつぎゝにあひつらなりて、三里いづれも町つくりて、物うる家しげく立つゝきに、ぎはゝしき里どもにて、此わたりむかしは、名草郡なりしを、今は海士郡につけりと云り、既

く七上に、本居氏の説を載て委云り、○歌意かくれたるところなし、
風莫乃濱之白浪徒於斯依來藻見人無。

風莫乃は、莫は早の誤なるべし、カザハヤノと訓べし、三卷に、加麻幡夜能美保乃浦廻之白管、
自七卷に、風早之三穗乃浦廻乎撈舟之、などよめり、三穗は、紀伊國日高郡なり、既く三卷に委
云り、○於斯依來藻は、舊本に、來藻を久流と作て、一云於斯依來藻と註せるに従つ、久流にて
は、てにをは調はず、○歌意は、風早の濱の白浪の、此間に依來るけしきの、こよなく面白きけ
しきを、家妻など率て來て、共に見はやさば、いかに樂しからむと思ふを、さる人もなきによ
せくるは、嗚呼惜や、いたづらの白浪にてあるぞとなり、

〔右一首、山上臣憶良類聚歌林曰、長忌寸意吉麻呂、應詔作此歌。〕

歌林の歌、字、舊本には脱たり、古寫本、拾穂本等に從つ、

我背兒我、使將來歟跡、出立之、此松原乎、今日香過南。

本二句は、出立を云む料の序なり、夫、君の使の來むかとして、迎に門に出立謂にいひかけたり、
○出立は、十三に、大舟乃思恃而出立之、清瀨爾、とよめる出立に同じ、走出などいへる類とは、
いさゝか異にて、これは其地の體勢の、海濱などに自出立たる如く見ゆるを云るなり、○松
原、紀伊に今も松原と云ところありといへり、それ歟、○歌意は、出立の體勢の面白き、此松原

のけしきを見捨て、今日よそに行過なむかとなり、
藤白之三坂乎越跡、白梶之、我衣手者、所沾香裳。

藤白之三坂、本居氏、海部郡なり、名高の里をはなれて、南ざますこしゆけば、その坂のふもと
にて、ふぢしろ村といふ有て、そこは藤白王子と申て、御社も道のほとりに立給へり、さて十
八町がほど、藤白の御坂をのぼりて、たむげに寺あり、そのすこし西の方に、御所芝といふあ
り、いと見わたしのけしきよき所なりと云り、通證に、藤白坂、海部有田兩郡之堺也、播磨風土
記言、奉鎮爾保都比賣命於紀伊國管川藤白之峯云々、續後撰集云、藤白也、御坂乎越、互見渡世
婆、霞毛不遣吹上乃濱、とあり、三坂は、眞坂の憾なり、あしがらの三坂などもよめり、○歌意は、
藤白の眞坂を越るとて、本郷戀しく思はるゝに、まして有馬皇子の御事をさへ思ひ出つゝ、
いよゝゝ涙を深く落して、衣手はひさゝくと沾にける哉となり、契冲云、此歌は、二の意ある
べし、先は此御坂をこゆれば、故郷ことにはるかになればなり、又は有馬皇子御謀叛のこと
あらはれて、こゝにしてうしなひまゐらせしことも、大寶の頃までは、まだ近ければ、それを
感じて、涙のこぼるゝにもあるべし、

勢能山爾、黄葉常敷、神岳之、山黄葉者、今日散濫。

常敷は本居氏、常は、落か、又は散の誤なるべしと云り、十九に、十月之具禮能常可とあるも、常

可は、落者^{ツク}を草書にて誤れりとおもはるれば、落の誤なるべし、草書混ひやすし、○神岳^{カミツツカ}は、飛鳥^{トビ}の神南備山^{カミナホ}なり、文武天皇の藤原都より、神岳は間近ければ、藤原の都人のおもひやれるなり、○歌意は、此紀伊國の兄山^{ケイヤマ}に、黄葉^{ワカキ}が重に散よ、これにておもへば、吾本郷の神岳山^{カミツツカ}のみちは、今日この頃か散らむ、されば吾還りなむ時は、早惜^{アハク}あとかたなくなりてあらむぞ、と思ひやれるなり、

山跡庭^{ヤマト}聞往歟^{ニハヤモモクカ}大我野^{オホヤ}之^ノ小竹葉^{コタケ}荻敷^{カキ}廬^イ爲^ニ有跡者^{アリトハ}。

大我野^{オホヤ}は、本居氏^{ホノイ}我が家の誤なるべしと云り、和名抄に、紀伊國名草郡大屋^{オホヤ}とある、その野をいふならむ、○小竹葉^{コタケ}、小字、舊本にはなし、官本に従つはサ、バと訓べし、○歌意は、此大屋野に應作りて、小竹葉^{コタケ}を荻敷^{カキ}て、わびしき旅宿すると云ことは、大和の吾郷には、聞え行事もあらむか、おぼつかなし、此くるしき旅宿の事をば、家人はよもしるまじとなり、

木國^{キクニ}之^ノ昔弓^{ムカシユミ}雄之^ノ響矢^{ヒビヤ}用^ニ鹿取^{カトリ}廬^イ坂上^{サカノヘ}爾曾^ニ安留^{ヤスル}。

弓雄^{ユミヲ}、ユミヲと訓たれどもいかなり、人名ならばさもあるべし、もし後世弓取と云如く、弓を善射る者をいふこと、せば甚いかなり、刀雄^{タケヲ}、矛雄^{ムサヲ}などやうに云る例、古なきを思へ、さればこゝは義を得て、タケヲと訓むかとおもへと、猶心ゆかず、故つらく考るに、もしは弓は幸の誤なるべきか、草書は混もすべし、さらばサツヲと訓べし、古事記海宮條に、火照命

者、爲海佐知毘古^{ウミサチヒコ}而取^ト鱈^{タラ}、廣物^{ヒロモノ}、鱈^{タラ}、狹物^{セマモノ}、火遠理^{ヒトスリ}、命者^{ミコトノ}爲山佐知毘古^{ヤマサチヒコ}而取^ト毛^{モウ}、蟲物^{ムシモノ}、毛^{モウ}、柔物^{ユウモノ}云々、と云るを、書紀に、兄火闌降^{ケイハランカド}、命自有海幸^{ミコトヨリウミサキ}、幸此云^{サキコト}、佐知^{サチ}、弟彦火々出見^{ニノヒコヒコトシ}、尊自有山幸^{ミコトヨリヤマサキ}云々、とあるを、考合すべし、さて佐都乎^{サツ}と云るは、三卷に、牟佐^{ムサ}、婢波木末求^{ヒメナミノミトモ}、跡足^{アトシ}、日本乃^{ニッポンノ}、山能^{ヤマノ}、佐都^{サツ}、雄爾^{ヲノ}、爾爾^{ニニ}、來^キ、鳴^ネ、又十卷にも薩雄^{サツヲ}とあり、又同卷に、佐豆人^{サツヒト}ともあり、○響矢^{ヒビヤ}は、舊訓にカブラとあり、袖中抄には、ナルヤとよめり、拾穂抄にも、類聚にナルヤとよめりとあり、和名抄に、鳴箭^{ネイ}、漢書音義云、鳴箭^{ネイ}、如今之鳴箭也、日本紀私記云、八日鐺^{ヤツ}、夜豆^{ヨヅ}、女加布良^{メカフラ}とあり、字鏡に、鐺^{ヤツ}、奈利^{ナリ}、加夫良^{カフラ}と見ゆ、莊子に、嚆矢^{ヒビヤ}註に、矢之鳴者、俗曰響箭^{ヒビヤ}とあり、かぶら矢なり、中山嚴水云、或人、字鏡に、奈利^{ナリ}、加夫良^{カフラ}とあるによりて、響矢^{ヒビヤ}をナリヤとよみたれど、奈利^{ナリ}、夜^ヤ、物^{モノ}、凡てものに見えたることなれば、いかなり、古は、鳴鐺^{ネイ}とは書たれども、多くは加夫良^{カフラ}とのみ云しなり、古事記神武天皇條に、兄宇迦斯^{ウカス}、以鳴鐺^{ネイ}待射返^{マテイ}、其使^シ、故其鐺^{ヤツ}所落^ト、之地^{ノチ}、謂訶夫良^{カフラ}前也^{マヘ}、と有て、鳴鐺^{ネイ}の落し所、訶夫良^{カフラ}前と云地、名になりしにて、いよ、鳴鐺^{ネイ}をば、た、加夫良^{カフラ}と云しを云べし、されば此、響矢^{ヒビヤ}も、舊訓のまゝに、加夫良^{カフラ}とよまむぞよろしかるべきと云り、十六乞食者^{イソノイシキヤ}、詠に、梓弓^{ソノユミ}、八多婆^{ヤタハ}、佐彌^{サミ}、比米^{ヒメ}、加夫良^{カフラ}、八多婆^{ヤタハ}、佐彌^{サミ}、云々、○歌意は、昔時紀伊國に名だたる幸雄^{サツヲ}の、響箭^{ヒビヤ}を以て、鹿^カを獲^ト、靡^ヒしと云坂上^{サカノヘ}、即此處^{ココ}なり、此歌は、昔時この坂の上にて、幸雄^{サツヲ}の鹿^カを獲^ト、靡^ヒしと云故事ありてよめるならむ、今考るものなし、古き歌に、あさも吉紀の關守が手束弓^{テサツユミ}ゆるす時な

くわがもへる君とあるは、昔彼關守に名高き弓の上手のありていへるかされどその者の故事とせむは、こゝにはおぼつかなし。

城國爾不止將往來妻社妻依來西尼妻常言長柄。

妻社は、神名式に、紀伊國名草郡伊太祁曾神社、名神大、月次相嘗新嘗、大屋都比賣神社、名神大、月次新嘗、都麻都比賣神社、名神大、月次新嘗とある其處なり、この三社都麻郷にましますによりて、都麻の神社と云るなるべし、和名抄に、紀伊國名草郡津麻とあり、郷名も神號より負るなるべし、神代紀に、素戔嗚尊之子、號曰五十猛命、妹大屋津姬命、次抓津姬命、凡此三神亦能分布木種、即奉渡於紀伊國とありて、この三柱、神木種を播生し賜ひしより、木國とも名に負るなり、○妻常言長柄とは、ナガラは、神在隨のナガラに同じく、妻の社といふ名のまゝにと云なり、○歌意は、此紀伊國に、止時なく常に通ひ來らむぞ、妻の社と云名のまゝに、吾思ふ妻を倚來させ賜へかし、と神に祈るよしなり、十四に、爾波爾多都安佐提古夫須麻許余比太爾都麻余之許西爾安佐提古夫須麻とあり、○舊本に、一云、婦賜爾毛婦云長柄とあり、爾は南の誤なり、ツマタマハナモにて、妻を賜へと神に祈なり。

〔右一首或云坂上忌寸人長作〕
人長は傳未詳ならず。

後人歌二首。

後人は、從駕の人の妻なるべし、留守を後といへり、後世人のよしにはあらず。

朝裳吉木方往君我信土山越濫今日曾雨莫零根。

朝裳吉は、枕詞なり、既く出づ、○木方は、紀伊へなり、へは此へ彼へのへなり、紀伊邊と云にはあらず、○信土山は、既く出づ、○歌意は、大御供仕へ奉りて、紀伊へ行賜ふ夫君が、眞土山を越賜ふらむ、今日なるぞ、雨ふることなけれ、さらぬだに家人に別れ行て、山道を越賜ふらむは、さぶしく、しく苦しかるべきを、雨さへふらば、いかばかりか、堪がたく坐しますらむと思へばなりとなり。

後居而吾戀居者白雲棚引山乎今日香越濫。

吾戀居者は、吾戀居にの意なり、この詞の例、既く二卷に委註り、又十卷上にもいへるを、考合べし、○歌意は、夫君に遺され居て、戀しくのみ思ひをるに、夫君は、かくばかり戀しく思ふとも知、で白雲のたな引遠の山を、今日越行給らむかとなり、此歌、拾遺集、金葉集に入。

獻忍壁皇子歌一首。詠仙人形。

忍壁皇子は、書紀に、天武天皇二年、云々、次完人臣大麻呂女、櫻媛娘、生二男二女、其一曰忍壁、皇子、十年三月庚子朔丙戌詔云々、忍壁皇子云々、令記定帝紀及上古諸事、十四年正月丁未朔丁

卯、授淨大參位、朱鳥元年八月己巳朔辛巳、忍壁皇子加封百戶、續紀に、文武天皇三年甲午、勅淨大參刑部親王云々、撰定律令、大寶元年八月癸卯、三品刑部親王云々、律令始成、三年正月壬午、詔知太政官事、慶雲元年正月丁酉、益封二百戶、二年四月庚申、賜越前國野一百町、五月丙戌、三品忍壁親王薨、天武天皇第九皇子也、○仙人形の下、拾穗本には容字あれど、なきがよし、契沖云、これは忍壁皇子家の屏風の繪、あるひは只繪にかける仙人を見て、それによせて、皇子をいはひ奉りてよめるなるべし、

常之陪爾夏冬往哉裘扇不放山住人

常之陪爾、とこしなへと云が如し、書紀衣通郎姬歌に、等虛辭陪邇、積彌母阿開椰毛、とあり、○夏冬往哉は、夏冬往ばにやの意なり、往は經行ことにて、常しなへに、夏と冬と互に經行ばにやの義なり、○裘は、和名抄に、説文云、裘皮衣也、和名加波古路毛、俗云加波岐沼、とあり、○歌意は、裘は冬の服、扇は夏の物なるを、其を共に服もし持もしたるは、彼仙境には、平生夏も冬も互に經行ばにや、其境に住人もかくあるらむ、しか寒暄常行て、世はなれたる佳境なれば、住人の常住不變なるも、ことわりぞとの意をもたせたるなるべし、

獻舍人皇子歌二首

妹手取而引與治、搥手折吾刺可花開鴨

妹手は、取と云む料の枕詞なり、妹が手を取石の池などもよめり、三卷に、霰零吉志美我高嶺乎險跡草取可奈和妹手乎取、とあり、奈和は、禰手の誤なり、思合べし、○搥手折とは、搥はいひおこす詞なり、此下にも見ゆ、十三に、搥手折吾者持而往公之頭刺荷、とあり、○吾は、君の誤なり、と本居氏云り、○歌意は、取て引攀折賜ひて、君が頭刺に刺賜ふべき花のさける哉、さてもうつくしの花やとなり、

春山者散過去輛三和山者未舍君待勝爾

散過去輛は、チリスギヌレドモと訓べし、なべての春山の花は、散過ぬれども、の意なり、○君待勝爾は、五卷に、阿由故佐婆斯留吉美麻知我互爾三卷に、乳鳥鳴成君待不得而、など見ゆ、○歌意は、君の來て、御覽せむことを待ど、未待得ぬ故に、なべての春山は散過ぬれども、三輪山は未つぼみてありといふなるべし、契沖云、君まちかてにとは、君が恩光のいたるをまちかぬるなり、みわ氏などの人の、舍人皇子の御蔭をたのみ居たるがよめるか、さらずば三輪山とは、わきていふまじくや、春山は散過れどもは、皆人の榮花の盛の身にあまるまでなるにたとへ、三輪山は未舍りは、わが身のしづみ居たるによせてよめりと聞ゆ、さて皇子にうれへ申て吹擧をあふぐなるべし、

泉河邊問人宿禰作歌二首

聞人宿禰は傳未詳ならず三卷に見えたる大浦と同人か、

河瀬激乎見者玉藻鳴散亂而在此河常鳴。

激は、ダギツと訓べし。○玉藻鳴は、玉歎なり、藻も草の藻にはあらず、鴨の母も共に歎息の意を含める助辭なり。○河常は、河門にて、門は、水門、海門、迫門の門なり。○歌意は、河瀬の激り落るは、玉の散亂れてあるか、もしは此河門の水か、さてもいふかしやと、兩方にうたがひてよめるなり、上は先河瀬の水玉のたぎりなることを治定しておきて、さてふたゝびうたがひて、これはいかさま眞の玉にてあらむか、水にてあらむかと、あやしめるけしきにいひなしたり、拾遺集八に、藻をよめる、人麻呂川の瀬のうづまくみれば玉もちりみだれたる川の舟かも、とあるは、此歌を誤傳へたるか、

彦星頭刺玉之孀戀亂邪良志此河瀬爾。

歌意は、これは天上の彦星の挿頭の玉の、妻戀故に狂ひ亂れて、此河瀬に散落にけるならしとなり、此も河瀬の水玉をよめるなり、上の歌には兩方に疑ひ、これは又いよゝゝ奇みて、彦星のかざしの玉ならしと云り、彦星を云るは、此歌よめる時、七夕などにやありつらむ、十卷に、此夕客來雨者男星之、早撈船之、賀伊乃散鴨、清輔朝臣、立田姫かざしの玉のを、よわみみだれにけりとみゆる白露、これは今の歌によりてよめりと見ゆ、

鷺坂作歌一首。

鷺坂は、山城國久世郡にあり、此下に、山代久世乃鷺坂、とよめり、

白鳥鷺坂山松影宿而往奈夜毛深往乎。

白鳥は、枕詞なり。○深往乎は、フケユクヲと訓べし。○歌意は、いでさらば、此鷺坂山の松影に旅宿して、夜を明して往む、今は夜も更行ぬるものを、とてもかくても、これよりさきへ行むことは、かなはじとなり、

名木河作歌二首。

名木河、和名抄に、山城國久世郡那紀、とある所の河なり。○本居氏云、左に載る歌に、在衣邊云云とあるは、海邊にてよめりと見ゆ、これに依て考るに、下にも、名木河歌三首ある中に、焮干云々の歌、この歌と似たるゆゑに、このは二首共に、他所の歌なるを、誤て名木河と題せるにや、

焮干人母在八方沾衣乎家者夜良奈羈印。

焮干は、火にて焮り乾すを云、拾遺集物名に、松茸、足引の山下水にぬれにけり、その火まづたけ衣あふらむとあり。○沾衣は、雨露などに沾たるを云なるべし、略解に、名木河と云名に依て、涙に沾るを云、と云るは非ず。○歌意は、ぬれたる衣を、いかであふり乾す人もがなぬれか

しとおもふに、旅中なれば、さる人だになくて苦しきに、いでこのぬれ衣を、そのまゝ家に贈遣て旅の苦患を示さむ、いでさらばと云て、急ぎ進めるなるべし。

在衣邊著而撈尼杏人濱過者戀布在奈利。

在衣は、借字にて荒磯なり、○杏人は、本居氏、杏は京の誤なるべし、さて二三句は、ツキ。コ。ガ。サ。ネ。ミ。ヤ。コ。ヒ。ト。と訓べしと云り、これにて理明けし、○歌意は京人が濱を通り過れば戀しくて、その人に相見まほしく思はるゝなり、沖の方へは漕出さずして、荒磯の方に著て船を漕てよと、楫取などに合するなり。

高島作歌二首。

高島は、和名抄に、近江國高島郡高島とあり、既に三卷七卷等に出づ。

高島之阿波河波者驟輒吾者家思宿加奈之彌。

宿加奈之彌、舊訓にタビネカナシミとあるに、よらば、宿の上、旅、字脱たるにもあらむ、又ヤドリにて難なし、七卷に、竹島乃阿戸白波者動友、吾家思五百入、鉞染とて載たるは、同歌なり、○歌意は、愛しき妻を家に留め置て、遠く別れ來ぬれば、此高島の阿波河波は、喧しく鳴さわげども、物まぎれして忘るゝことなく、旅宿のかなしく心ぼそきに、吾はなほ家をのみ戀しく思ふとなり、二卷に、小竹之葉者三山毛清爾亂友、吾者妹思別來禮婆、といふ人麻呂の歌

に似たり、

客在者三更刺而照月高島山隱惜毛。

三更刺而は、夜半の刻に向て、と云意とはきこゆれども、凡て指而と云ことは、下に證歌を載たるごとく、某地をさしてと云事にいふことなれば、快からず思ひしに、近き頃江戸人の説に、夜中は、近江國高島郡にある地名にて、七卷に、狹夜深而夜中乃方爾鬱之苦、呼之舟人泊兼鴨とあるも同じく、共に、夜中潟と云處なりといへり、今の歌は、高島作歌二首の中なれば、此説さもあらむ、さらば照月の夜中潟の方をさして、傾き行意なるべし、三卷に、足氷木乃山邊乎指而晚闇跡隱益去禮云々、十卷に、雨霽之雲爾副而霍公鳥指春日而從此鳴度十七に、香島欲里久麻吉乎左之底許具禰能能可治等流間奈久京師之於母保由十九に、之夫多爾乎指而吾行此濱爾月夜安伎氏牟馬之末時停息廿卷に、比多知散思由可牟加里母我阿我古比乎志留志豆都祁豆伊母爾志良世牟、これらの歌どもを思合るに、三更を地名とするときは、刺而と云ことこそ、ふさはしく思はるれ、夜中潟の方をさしてゆく月の、ほどなく高島山に隠れなむとするを云るにこそ、○歌意は、夜道を行はいと苦しけれど、旅なればせむ方なし、されど月あれば道も明く、又四方を見やりなどもして、少しは心をなぐさむる方もあるに、夜中潟の方をさして、照行月の程なく、高島山に隠れなむとする事は、さても惜やとなり、旅行道

すがら、月の入を見てよめるなり、六帖に、旅なれば宵に立出てる月の高島山に隠るゝを
しも、として載たるは誤れり、

紀伊國作歌二首

吾戀妹相佐受玉浦丹衣片敷一鳴將寐

妹相佐受は、イモハアハサズと訓べし、相佐受は、不相の仰りたるにて、(佐受は受と切)妹は逢
賜はずと云意になる古語の例なり、あれば妹をイモハと訓て、妹の方より逢賜はずと云意
なり、イモニと訓ときは、自妹に逢ことになれば、相佐受とあるに、かなはざることなり、○玉
浦は、本居氏、那智山の下なる、粉白浦と云所より、十町ばかり西南にありと云り、七卷に出づ、
○夜片敷は、丸寝する事なり、後京極殿、きりふすなくや霜夜のさむしるに衣かたしきひ
とりかもねむとあるに同じ、○歌意はかゝるすさまじき荒海の邊にても、妻と相宿するな
らば、すこしはなぐさむ方もあるべきに、戀しく思ふ妻には、得ぬはずして、此の玉の浦の海
邊に、獨宿をせむか、さても堪がたしやとなり、

玉匣開卷惜悵夜矣袖可禮而一鳴將寐

袖可禮而は、妻が袖を離れてと云なり、○歌意は、家にありて、妹と二人ぬるときは、わけむ事
のをしく、長くぬれかしと思ふ惜悵なるを、かく遠く別れ来て、妹が袖を離れて獨宿をせば、

さてもこの夜の長く、いかにか明がたからむ、嗚呼くるしやとなり、

鷺坂作歌一首

細比禮乃鷺坂山白管自吾爾尼保波尼妹爾示

細比禮乃拾穂抄には、ホソヒレノと訓り、舊本には、タクヒレノと訓り、曾根、好忠集に、たくひ
れの鷺坂岡のつゝと原色てるまでに花さきにけり、は、舊説(拾穂抄)には、鷺の頭に、細き領巾
に似たる物あれば、云るなりと云り、(タクヒレノ)白とはつゞけたれども、鷺てふ言に、白と云
意はなければ、タクヒレノとて、鷺とつゞけむはいかゞなり、契沖云、鷺の頭に、細き毛のなが
くうしろさまに生たるが、女の領巾といふ物かけたるに似たれば、ホソヒレノ、鷺坂とはつ
づけたり、此、細ヒレを、タクヒレともよめり、其時は白きと云心なれど、細字を、タクとよまむ
所に用たること、此、外いまだ見ずしかれば、ホソヒレとよむを、よしとすべし、○吾爾尼保波
尼は、波の下尼、字、舊本に、氏と作るは誤なり、今は官本に従、アレニホハネと訓べし、六帖に
も、ニホハネとあり、○歌意は、鷺坂山の此、面白き白躑躅の花の、いかで吾衣に染著てよ、それ
をだに、家に還り行たらむほど、妹に見せむぞとなり、

泉河作歌一首

妹門入出見河乃床奈馬爾三雪遺未冬鴨

妹門は、枕詞なり、妹が家の門を入、出とつゝきたり、入、出見河は、泉川なるを、上よりのつゞきによりて、入の詞をいへるは、處女等之袖振山といへる類なり、七卷にも、妹門入出水河之瀬速、吾馬爪衝家思良下とあり、○床奈馬は、底滑なり、一卷に出て、委釋つ、○三雪遣は、底滑の生著たる砂石に、白沫などの溜れるを見て、春まで雪の残たりと思へる意ならむ、此下に、御食向南淵山之巖者落波太列可消遣有とあり、思合すべし、○歌意は、泉河の底滑に、見れば、春ながら、なほ雪の消残りてあるよ、いやとよ、これにて思へば、いまだ冬にてあるか、さても寒き事かな、旅宿の床の夜ごととに互るは、げにもことわりぞとなり、

名木河作歌三首

衣手乃名木之河邊乎春雨吾立沾等家念良武可

衣手乃は、名木と云へは直に續かず、第四句の上になつて心得べし、冠辭考に、衣手の長さといつゞく冠辭なり、と云るは、誤なり、○名木之河邊乎は、那紀の河邊を通つと云意なり、略解に、本居氏説を引て、乎は之、字の誤なるべしといへるは、わるし、○沾、字、舊本沾に誤れり、下なるも同じ、○歌意は、春雨の降に、名木河の邊を、衣手の沾つ、吾立行ことを、家人は、さもと思らむか、よもこの思苦は、得知まじと云るなり、
家人使在之春雨乃與久列杼吾乎沾念者

歌意、契沖云、使は、よくこなたかなたの心を通ずるをよしとすれば、吾が雨をよきてぬれじとすれど、しひてぬらすは、故郷の人の、使におこせたるならむとなり、風と雲とは、もろこしにも、こゝにも、つかひといふを、雨を使と云は、時にあたりて、心にまかせていへるにや、

歳干人母在八方家人春雨須良乎間使爾爲

本、二句は、上にもあり、○間使は、六卷赤人歌にもよめり、契沖云、間使は、こなたかなたの間をいひかよはすものなれば、間使とは云り、○歌意は、家人の吾を思ふあまりに、春雨をさへ間使におこせて、吾をぬらせば、中々にくるしきを、そのぬれ衣を繰り干人もがな、いかであれかし、嗚呼わびしやとなり、○契沖云、此集には、かくおなじことを二首よむに、初は大體をいひて、次の歌に、その事を委よめる事おほし、心をつくべし、

宇治河作歌二首

巨椋乃入江響奈理射目人乃伏見何田井爾鴈渡良之

巨椋は、神名式に、山城國紀伊郡大椋神社、又云、久世郡巨椋神社とあり、契沖、紀伊郡久世郡とにも、宇治郡にならびたる歟、おほくらの入江も、此、兩郡の内にあるなるべしと云り、後、世豊臣氏、豊後橋をかけられ、小倉堤をつかせられ、直に長池にゆきて、宇治橋を経ずして、奈良に通ふに便よくせられしと云、小倉は、即巨椋を訛れるなり、長池と云は、入江なり、○射目人乃

は、枕詞なり、射目人は、射部人なり、委くは既に云り、さてつゞけたる意は、契沖が、いめ人がまふしさして、ぬはれふして鹿をうかへば、いめ人のふしてみる、と云心に、つゞけたり、と云るによるべし、○伏見何田井、伏見は、雄略天皇紀にも見え、紀伊郡にありて、今も名高き伏見なり、田井は、たゞ田なり、田を田井といへる、井はそへいふ辭にて、雲を雲井といふに同じ例なるべし、又本を本るといふも、これに同例にもあるべし、此下に、尾花落師付之田井、爾瀨泣毛寒來、喧奴云々、また筑波嶺乃須蘇廻乃田井、爾秋田、菊云々、十卷に、鶴鳴之所聞、田井、爾五百入爲而云々、また春霞多奈引田居、爾廬付而云々、十九に、朝霧之多奈引田爲、爾鳴鴈乎云々、又皇者神爾之座者、赤駒之腹婆、布田爲乎京師跡、奈之都、廿卷に、麻須良乎等於毛、散流母能乎多知波吉氏、可爾波乃多爲、爾世理會都美家流などある、みな同じ、續千載集に、あし引の山下水を引分しすそわの田ゐにさなへとるなり、新拾遺集に、つくはねのしづくの田ゐの秋の廬このもかのものにけふり立なり、新千載集に、ぐれ竹の伏見の田ゐのかりの世におもひしられてもりあかすらむ、なども見えたり、なほ田ゐと云こと、まぎらはしき説どもあれば、余が隨筆邊海松布に委辨云り、○歌意は、巨椋の入江の浪が響みわたるなり、今や伏見の田面に、鴈が渡るらし、その鴈の聲の響に、この入江が鳴ならむとなり、

金風山吹瀨乃響苗天雲翔鴈相鳴

金風は、枕詞なり、契沖云、金風とかけけるは、五方を五行に配する時、秋は金なればかけり、又梁元帝纂要云、秋風曰金風、しかれば撰者義をもてかゞざれども、本よりの名にもあるなり、さてつゞくるやうは、秋風の山にふくと云意なり、○山吹瀨は、宇治郡にて、宇治橋の下にありしが、今は其處たしかにしれずとぞ、○相は、亘の誤なり、と本居氏云り、○歌意は、秋風の山に吹音のはげしさに、この山吹の瀨の響鳴につれて、時をたがへず、天雲を翔りて、鴈が渡り來る哉、さても寒しやとなり、

獻弓削皇子歌三首

佐宵中等夜者深去良斯鴈音所聞空月渡見

歌意は、今は夜半と云に更てなりぬらし、その故は、鴈が音の聞ゆる空に、月の澄渡るが見ゆるよ、夜半に及ばずして、あの空まで月は登るまじければなりとなり、十卷に、此夜等者、沙夜深去良之鴈鳴乃、所聞從空、月立渡とあると、大方同じくて、少異れるのみなり、此、歌古今集秋上にも載たり、○契沖、此三首、弓削皇子にたてまつれる歌なれば、おのゝふくめる心あるべしと云り、今按、に、今は其時節に至りたりと覺えて、皇子の御蔭をたのみにしたる世人の、多くなり登れるが見ゆるに、吾身ばかりは、なほしづみ居て、いまだなにのさだまなきに、かくては空しく時節過なむを、いかで早く御恩澤を下したまへかし、と身のほどを、下心に訴

るならむ、あはれ今年の秋も去めりの意あるなるべし、
妹當茂莉音夕霧來鳴而過去及乏。

茂莉音は、茂は衣の誤なり、と本居氏の云るによるべし、莉は鴈の借字なり、妹が家の當にて衣を借ると云いひかけにて、鴈之音とつゞけ下したるなるべし、○歌意は、夕霧の立て寒き空に、鴈が來鳴よ、あの鴈は借と云名のとほりに、此を過て、妹があたり飛行て衣を借て、この寒さをしのぐらむ、うらやましきまでに鳴鴈ぞ、と云なるべし、八卷に、誰聞都從此間鳴渡鴈鳴乃嬌呼音乃乏左右二、舊本には、之知左寸に誤れり、十卷に、久方之天漢原丹奴延鳥之、裏歎座津乏諸手二、など考合べし、さてこれも下心あるべし、其は寒き時には、妹をたのみにして、妹が衣をかりて、寒さを凌ぐ如くに、皇子の御蔭をたのみて、身のなり出べき時には、なり出登るを、吾ひとりこのさされてあらむは、いと羨しきにかではやく御恩恵を下したまはれかし、と思ふ心を、あらはには訴へがたければ、ほのめかして、其心を聞え舉たるならむ、

雲隱鴈鳴時秋山黃葉片待時者雖過。

片待は、片就待の意にて、偏に待よしなり、○雖過雖、の下、不字脱たるにて、トキハスギネドなり、と本居氏云るは、わろしは、スグレドと訓べし、○歌意は、雲居がくりて、鴈の鳴渡る時は、木葉も盛に色付節なれども、いまだ心だらひに、黃葉せぬ故に、時は過行ども、なほその盛に色

付を、偏に待て居るぞとなり、下心は、今は身のなり出べき時なれども、いまだなにのさだもなければ、設ひその時は過行とも、御恩澤の下りてなり出むを、偏に待つゝ居るぞといふなるべし、

獻舍人皇子歌二首。

掬手折多武山霧茂鴨細川瀬波驟祁留。

掬手折は、枕詞なり、契沖が、うちたをる手とつゞけたり、手は、ひぢを屈伸するものなれば、それを打たをるとは云り、といへるは、わろし、掬は事をいひおこす詞、手も例のそへいふ言なれば、用は折と云にあり、折とは、道の前を折曲るをいふ言なり、さて多武とは、手廻る意にて、折手廻るといふ謂に云かけたるなり、集中に折廻里などよめるをも、思合べし、此詞、この上にも、十三にも見えたり、其はたゞに花黃葉を手折ことなり、今とはいさゝかつゞけのさま異りたり、○多武山は、大和國十市郡にあり、齊明天皇紀に、二年九月云々、於田身嶺冠以周垣、田身山名此云太務、と見え、後には談峯ともかけり、今はたうの嶺と云り、○細川は、多武峰の麓にあるなるべし、細川山と云るも同じきか、○歌意は、霧は水の性なる故に、山のきりりしげ、れば、そのうるほひのあつまりて、川水のまさる故に、波のさわげるか、さても喧しき浪音ぞと云なり、此も下心あるべし、多武山霧の潤のしたゞりあつまる如くに、皇子の御恩

澤の普くしげき故に、細微身の上にまで及びて、ほどくになり出さわげるならむ、吾ひとりのこざるべき由なれば、いかで御心したまへかしとなるべし。

冬木成春部戀而殖木實成時片待吾等叙

歌意は、花開む春方を待戀て、殖し木の花は開たれども、つひには其が實にならむ時を、偏に待吾ぞやとなり、此歌も、身の榮花を仰ぎてよみて奉れるならむ、下心あらはなり。

舍人皇子御歌一首

舍人皇子の御傳は、二卷上に委云り、藤森の明神は、此親王にてましますよし申す。

黒玉夜霧立衣手高屋於霏霰麻天爾

衣手は、枕詞なり、此つゞきは、いとく意得かてなるを、強て考れば、袖之布明といふ意に、高の言に云係たる枕詞か、布は氏と約り、(即白和布青和布など云り)その氏阿可を約れば、(氏阿の切多)多可となればなり、さて布明とは、古語に明妙照妙など云る、明妙を倒に云るにて、布明ると云にて、明布之袖といふ意を、(即白布之袖と云る、同ころばえなり)言を置かへて、云かけたる詞なるべし、○高屋は、神名式に、大和國城上郡高屋安倍神社とある、其地なるべし、〔頭註、高屋安倍神、紀略〕○御歌意は、高屋の地のあたりに、空にたなびきわたるまで、おびたしく夜霧を立たる、いかでこのいふせき霧の夜、間に清く晴ゆきて、あけむ朝は、明らか

空になれかしとの御心なるべし、此は今もやと云ものを、よませ賜へるならむ。

鷺坂作歌一首

山代久世乃鷺坂自神代春者張乍秋者散來

歌意は、契沖云、春者張乍は、このめの張を云、春はこのめはりて花咲、秋はこの葉もみちて散かくのごとく神代より、四時のおこなはるゝにつけても、見所ある山どとほむるなるべし、第十に、春者毛要夏者綠丹紅之、緑色爾所見秋山可聞、第十三の長歌にも、春山之四名比盛而秋山之色名付思吉などよめり、拾遺集に、元輔が筑紫へまかりける時に、かまと山のもとにやどりて侍けるに、みちつらに侍りける木に、ふかくかきつけて侍る、春はもえ秋はこがるるかまと山霞も霧も烟とぞ見る、とあり。

泉河邊作歌一首

春草馬咋山自越來奈流鴈使者宿過奈利

春草は、枕詞にて、春草を馬が咋とつゞけたり、○馬咋山は、神名式に、山城國綴喜郡咋岡神社あり、そこなるべし、と岡部氏云り、さて咋山を、上よりのつゞきに、馬咋といひ下したるにて、處女等が袖布留山、辛衣著奈良の山など云る類なるべし、○歌意は、咋山の方より、鴈のなきくるを待つて、本郷のたよりをきかむとすれば、本郷の人の使にはあらで、鴈もおのが本

郷へいそぐ心に、それさへとくたびのやどりをよそに見て過るよといふなるべし、
獻^{タテマツル}弓削皇子歌一首。

御食向^{ミケムカフ}南淵山之巖者^{ミナブチノイハホニハ}落波太列可^{ハツルハタリカ}削遺有^{セエノコリタル}。

御食向は、枕詞なり、契沖は、たゞ食にむかふごとく、まぢかく打むかひて、みわたすをいひて、
木庭の宮にも、あはぢのしまにも、今のみなふち山にも、さだまれる枕詞には、あらぬなるべしといへり、御食向は、御食奉る謂なるべし、さて南淵とつくは、ミの一言にかゝりて、ミは肉の意なるにや、肉をミと云は、刺肉作肉など云是なり、又御魚菜と云にてもあるべし、○南淵山は、大和國十市郡にあり、七卷に出て、そこに云り、十卷には見名淵山とも見えたり、○巖は、和名抄に巖以八保とあり、石秀の意なり、○落波太列可は、降る雪歟と云ことなり、雪をはだれと云ること、十卷に寄雪小竹葉爾薄太禮零覆消名羽鴨將忘云者益所念、十九に、吾園之李花可庭爾落波大禮能未遺有可母などあり、可は遺有の下にうつして意得べし、○削遺有は、削は消の誤にて、キエノコリタルなり、と略解に云るぞよき、○歌意は南淵山の石秀には、去冬ふれる雪のはだれの、春まで消遣りたるならむかとなり、これは浪の白く散を、雪と見なしてよめる表の意なり、さてこれも、弓削皇子に獻れる歌なれば、下心あるべし、普き春日の光にもれし地もなしと見ゆるに、なほ南淵山の巖にのみは、去冬の雪のそのまゝ遺れり

と見ゆるは、いかなるゆゑならむと、皇子の御恩光にもれしを、訴るやうによみて獻れるにや、さてこの作者、南淵氏の人などにてありしにや、

〔右柿本朝臣人麻呂之歌集所出〕

題闕

此間に題詞のあるべきが、落失たるなり、

吾妹兒之赤裳泥塗而殖之田乎^{ワケモノコノアカモヒツチヲウヅクニノタノ}菟將藏倉無之濱^{ウサヲサカサメクラナシノヘナシ}。

倉無之濱は、契沖云、豊前なりとかや、○歌意かくれたるところなし、契沖云、これはくらなしの濱と云むとて、かくはつゞけ來たるなり、物の妙にいたる時、言もたえおもひもたゆれば、たゞくらなしの濱とよめるが、あはれくらなしの濱やとほむる心なり、拾遺集十七に、わぎもてが衣ぬらして殖し田を、かりてをさめむくらなしのはま、とて載たり、今按、此は倉無之濱を、をかしくつゞけなしてよみて見せよなど、人のいひたる時の興に、よめるにもあるべし、さなくては、倉無の濱と云こと、その濱の用なければ、何の爲によめりとも知がたし、

百傳之八十之島廻乎^{モトツツノヤソノシマノメヅルコト}撈雖來粟小島者^{ウラヒナラヒコメコノシマノモノ}雖見不足可聞^{ウラヒナラヒコメコノシマノモノ}。

百傳之は、之は布字の誤なるべし、又は衍文にてもあるべし、七卷に、百傳八十之島廻乎撈船爾云々、とあり、○八十之島廻は、數多の島々を云なり、○撈雖來は、コギキケドと訓べし、こぎ

來けれどもといふが如し、(コギクレドと訓たるは、甚わろし)○粟小島は、粟島とよめる所に同じ、○歌意は、百と數多の島々を経傳來し中に、見所ある島山も多くありけれども、此島に勝れておもしろき處なし、さても見れども見れども見あかず、おもしろき風景したる、粟の小島哉となり、

〔右二首或云、柿本朝臣入麻呂作。〕

登筑波山詠月一首

月の下、歌字脱たるなるべし、

天原雲無夕爾鳥玉乃宵度月乃入卷恠毛

歌意は、此山に登て見れば、天原には、隈となるべき一むらの雲だになく、いと晴たる夜なるに、かゝる夜に、終夜照てあらば面白かるべきに、空を経渡りゆく月の程なく山の端に入むとする事の、さてもをしやとなり、(六帖に終句、かくらくをしもとて載たり)

幸芳野離宮時歌二首

瀧上乃三船山從秋津邊來鳴度者誰喚兒鳥

歌意は、三船の山より、秋津の邊に飛渡りて鳴は、そも誰を呼とて、あのやうに鳴わたる呼兒鳥ぞとなり、

落多藝知流水之磐觸與杼賣類與杼爾月影所見

歌意かくれたるところなし、見るやうなる歌なり、

〔右三首作者未詳〕

三字は、二の誤なるべし、

槐本歌一首

槐本は、人名なるべし、考るところなし、槐、和名抄に、槐、惠爾須とあり、

樂浪之平山風之海吹者釣爲海人之袂變所見

歌意かくれなし、此歌一度誦舉れば、今も目前に浮ぶやうなり、

山上歌一首

山上は、山上、臣憶良なり、此歌、一卷には、幸子紀伊國時、川島皇子御作歌、或云山上、臣憶良作とあり、

白那彌之濱松之木乃手酬草幾世左右二箇年薄經濫

濱松之木乃、舊本のまゝならば、ハママツノキノなるべし、又は木は枝、字なりけむを、旁の減たるにもあるべし、(略解に、一本によりて、本とせるは誤なり、既く一卷にいへるを考見べし)

〔右一首或云河島皇子御作歌〕

春日歌一首

春日は春日藏首老なるべし、

三河之淵瀨物不落左提刺爾衣手濕干兒波無爾

三河は地名なるべし、略解云、ある人近江國滋賀郡にありといへり、土人にとふべし、○淵瀨物不落は、瀨淵をも漏さずと云むが如し、一夜も落ずと云は、一夜も漏さずと云意なるに、例すべし、○左提は、纏なり、一卷に具釋り、○濕字、舊本には湖に誤、官本に従、又古本に温と作るも濕の誤なり、○歌意は、三河の淵瀨をも漏さず、纏を刺延て魚漁とて、衣手はひたくと濕ぬるよ、これを取擧て乾べき女はなきを、いかにかしてましとなり、

高市歌一首

高市は高市連黑人なるべし、

足利思代撈行舟薄高島之足速之水門爾極爾濫鴨

足別思代は、思は、オモヒのオは利の餘韻にこもる故、自省て、モヒとなるゆゑに、モヒに借たり、率而なり、いざなひてと云が如し、○撈行舟薄は、コギニシフネハと訓べし、行は往の誤にもわらむか、○濫は、監字の誤なるべし、又は濫は本のまゝにて、爾は去の誤ならむか、さらば

ハテスラムカモとよむべし、○歌意は、友船をいざなひ連て、漕出にし舟は、このころ高島の阿波の湊に、平安に泊にけむか、さてもその舟の心が、りやとなり、

春日藏歌一首

春日藏は、これも老なるべし、藏の下首、字脱たるにもわらむ、しかれども此、前後、みな姓名を

省きて書せるを思へば、藏字は、中々に衍なるべし、

照月遠雲莫隱島陰爾吾船將極留不知毛

歌意は、島陰に舟を泊むと思へども、夜なれば、その湊を知らざれど、月影をたよりにて、何方ぞに泊むと思ふに、月さへ曇りたらば、いとせむ方ならむぞ、嗚呼いかでこの照月を、心なく雲の隠すことなかれとなり、

〔右一首或本云小辯作也或記姓氏無記名字或傳名號不傳姓氏然依古記便以次載凡如此類

下皆效焉〕

小辯は、傳未詳ならず、○これは、後人の裏書なるべし、

元仁歌三首

元仁は、人名なるべし、考るものなし、

馬屯而打集越來今日見鶴芳野之川乎何時將顧

歌意は、數々の馬を乗ならべて、鞭を打て、友人と集て山坂を越て來て、今日見愛つる此、吉野の川を、又いつかへり來て見て遊ばむと思へば、大かたに見て歸るべきにあらざるをやとなり、

辛苦。晚去日鴨。吉野川。清河原乎。雖見不飽君。

辛苦は、クルシクモと訓べし、○歌意は、吉野川の清き河原の勝景を見れども、見れども、あきたらぬことなるを、さてもくもくも晩ぬる日哉、今しばし晩ざらましかば、心だらひに見て遊ぶべきにとなり、

吉野川。河娘高見。多寸能浦乎。不視歟成嘗。戀布眞國。

河浪高見は、河浪が高き故にの意なり、○多寸能浦は、瀧の裏なり、大瀧の裏なり、○戀布眞國は、戀しからむことなるをの意なり、戀しきは、人皆のこふるみよしぬとよめる如く、川の風景を賞て、戀慕ふよしなり、○歌意は、見ずていなば、後にこひしく思はむことなるを、吉野川の浪の高きが故に、瀧の裏を、行て得見ず成なむかとなり、

絹歌一首。

絹は、女名などか考るものなし、

河蝦鳴。六田乃河之。川楊乃根毛居侶。雖見不飽君鴨。

六田は、吉野にあり、今の人、牟駄といふとぞ、○歌意は、ねもころにかへすく見れども、飽足ぬ君哉、さても善しの君やとなり、本句は全序なり、

島足歌一首。

島足は、人名ならむ考るものなし、

欲見來之久。毛知久。吉野川。音清左。見二友敷。

來之久、手知久は、來しかひもありて、といはむがごとし、○歌意は、かねて見まほしく戀しく思ひて、來しかひもありて、吉野川の川音の、その清けさが見にあかず、めでたく面白しとなり、

麻呂歌一首。

麻呂は、人名なるべし、考るものなし、

古之賢人之遊兼。吉野川原。雖見不飽鴨。

賢人は、サカシキヒトと訓べし、略解に、カシコキヒトと訓たるは、いみじきひがことなり、凡サカシキと云言とカシコキと云言とを、中昔のかしらより混雜に誤れり、心をつけて考べし、委曲くは、三卷大伴、卿讚酒歌に、古之七賢人等毛云々とある條下に、云るを併考べし、○歌意は、古の賢人の遊びて、賞しと云傳へたる此、吉野の川原の勝景は、見れども見れども、

ても他足ず面白き事哉、これを思へば古より此勝地を愛て賢人の遊けむはげにもことわりぞとなり、一卷に淑人乃良跡吉見而好常言師芳野吉見與良人四來三思合べし、

〔右柿本朝臣人麻呂之歌集出〕

丹比真人歌一首

丹比真人は屋主歟、麻呂歟なるべし、

難波方鹽干爾出而玉藻荊海未通女等汝名告佐禰

海未通女等女字舊本に脱一本に従つは海女の中に容儀のすぐれたるに心うつりていへるよしなり等は、そのもと數あるものにいふ言なれど一人のうへにもいふこと、妹等子等などいふ良の言に同じ、これ古人の語のせまらざるなり、さて等は、等よといふ意なり、○歌意は、難波瀉の汐涸に出て玉藻を荊、そのをとめよ、汝が名を吾に告知して、吾妻とならむことを許してよと、心のうつれるあまりに、戯れて云やりたるなり、さて此歌贈れるは、むげなる海女にてはあるべからず、旅中にて心のよれる女に、實めきて、ものいはむもさすがなれば、戲に海女と見なして、その心をとれるなるべし、

某娘子和歌

某娘子の戲に海女といひかけられたるゆゑ、海女になりて、答へたるならむ、

朝入爲流人跡乎見座草枕客去人爾妻者不敷

流人跡乎見座は、流字は、海の誤か、又は流は上につきたるにて、人の上に海字脱たるにもあらむ乎は、其事をつよくいふ時の助辭なり、海人と見ませ、他の人とは決して見給ふなといふ謂なり、○客字、舊本には容に誤れり、○妻者不敷とは、敷は敷の誤り、妻となりて、名を告知らしはすまじとなり、○歌意は、たゞ漁業するおしなみの海人と見過しておはしませ、君は旅人なれば、其人に妻となりて、心かるく名を告知することはせじとなり、

石河卿歌一首

石河卿は、石河朝臣年足か、年足の傳は、十九に至りて云べし、

名草目而今夜者寐南從明日波戀鴨行武從此間別者

從此間別者は、こゝより別なばの意なり、○歌意は、明日は早別れなむと思へば、悲しくはあれど、いまだ別れぬうちなれば、とかくなぐさめて今夜は寝なむを、明日こゝより別れなば、其後は一向に家の方を戀しくのみ思ひつゝ、遠き海山を越行むか、さてもせむ方なしやとなり、

宇合卿歌三首

曉之夢所見乍梶島乃石越浪乃敷豆志所念

梶島は、契沖云、八雲御抄に、丹後と註せさせ給へり、此、宇合、卿は、行役にくるしめる人にて、詩にも歌にも、そのよしをよまる、されども丹後の方へは、おもむかれたる事は見え、西海道節度使にて下られけることあれば、もし筑紫にや、已上契沖説、今按に、七卷に、夢耳繼而所見小竹島之、越磯波之敷布所念、小は、乍、字の誤寫なり、とあるは、句の少異りたるのみにて、全同歌なり、されば近江國高島にて作賜へる歌なるを、誤り傳て、梶島とせるなるべし、○歌意は、旅なれば、夜ごと早く眠ることあたはず、やうく、曉にいたりて、すこし眠をもよほすれば、はやその夢にさへ、家人の見えつゝ、一すぢに頻りて、家の方が戀しく思はるゝとなり、○

第三四句は、句中の序なり、
山品之石田乃小野之母蘇原見乍哉公之山道越良武。

山品之石田は、契沖云、神名式云、宇治郡山科神社二座、久世郡石田神社、天月次新嘗、和名抄云、宇治郡山科也、末之奈、延喜式にも和名抄にも、山科は宇治郡なるに、此、集第十三にも、山科之石田之森之須馬神爾奴左取向而、とよみたれば、延喜式に、石田神社を、久世郡に載られたるに、たがへり、しかれば山科は、まづは宇治郡なれど、久世郡にもかゝりて、そこに石田神社はあるにや、例をいは、吉隱を日本紀には、兔田郡といひ、延喜式には、城上郡に載たるがごとし、○歌意は、石田の小野の、柞原の面白き風景を見つゝ、今日このごろ、君が山道を越行給ふ

らむかとなり、これは旅行人を、おぼしやりて、よみ給へるなるべし、

山科之石田社爾布靡越者蓋吾妹爾直相鴨。

社、官本には杜とかけり、○布靡越者は、中山巖水云、或人考に、布靡越は幣帛獻の誤にや、さればタムケセバと訓べしと云り、今按に、幣帛を帛幣に誤しを、又布靡に誤寫せしにや、但しは本のまゝにて、手向は布を掛靡してたむくれば、その義にてかけるにもあるべし、已上巖水説、○略解に、布靡勢者の誤ならむと云るよりは、幣帛獻者と云るぞ、理ありて聞ゆる、頭註、恒本書八、靡は、麻也の誤にて、タムケセハ、○歌意は、石田の神社に奉幣して、感懃に祈白しなば、若戀しく思ふ妹にあふ事あらむか、さてもゆかしやとなり、十二に、山代石田杜、心鈍、手向爲在妹相難、思合べし、

碁師歌一首。

碁師は、傳未詳ならず、圍碁をよく爲し故に負たる人、異名などならむ、中昔のすゑに、壹岐判官知康を、鼓判官と呼なせる類か、碁師と云ことは、三代實錄十三紀、夏井傳に、伴宿禰少勝雄、以善弈碁、延曆聘唐之日、備於使員、以碁師也、と見えたり、

母山霞棚引左夜深而吾舟將泊等萬里不知母。

母山は、本居氏云、七卷に、大葉山霞蒙の歌、此と全同、されば此、歌、母の上に祖、字脱たるにて、

オホハヤマなり山の下に爾字なきをも思ふべし、○歌意七卷上に既に云り、
思乍雖來來不勝而水尾崎眞長乃浦乎又顧津。

思乍は眞長の浦を愛思ひつゝの謂なり、思は愛賞むをいへり、○雖來來不勝而は眞長の浦のおもしろきによりてこぎつゝ過來れど得來ずしての意なり、○水尾崎は和名抄に近江國高島郡三尾、繼體天皇紀にも見ゆ、枕冊子に、崎は云々水尾が崎、○眞長乃浦も三尾郷にあるなるべし、○歌意は三尾が崎眞長の浦の風景のおもしろきに愛つゝ、そこを過來むとすれど得過來ずして又漕還りて見つるよとなり、

小辯歌一首

小辯は傳來詳ならず、春日藏首老が僧にてありし時の名を辨基と呼り、委三卷に見えたり、これはその辨基が男などにもあらむかもし僧名ならば、字音に讀べし、又下文に、式部兵部などあるによらば、左右少辨の官なる人を略書るか、官名ならば、スナキオホトモヒと訓べし、(略解に、コトモヒと訓るは謂なし)和名抄に、職員令云、左右少辨須奈於保止毛比とあり、

高島之足利湖乎撈過而鹽津菅浦今者將撈

湖字一本には浦とかけり、猶舊本に従べし、○鹽津菅浦は近江國淺井郡に鹽津あれば、菅浦もそこなるべし、○今者將撈者字は舊本のまゝにて、イマハコガナムと訓べし、こは自船に

モよめるなり、(略解に、元曆本によりて、者を香とあらためしは、中々の誤なり)○歌意は、阿渡の湖を漕過來つれば、今はかねて見まほしくなつかしく思ひし、鹽津菅浦を漕なむぞとなり、

伊保麻呂歌一首

伊保麻呂は、傳未詳ならず、

吾疊三重乃河原之礖裏爾如是鴨跡鳴河蝦可物

吾疊は、枕詞なり、本居氏疊は、幣てふ言に係たる序にて、幾重も重ねる物なる故に、然つゞけたるなり、物を重ねるを多々、牟と云ば、疊と云名も重ねるよしなり、三重とつゞくるは三にはかゝはらず、たゞ重にかゝれり、然るを三重は、表中裏を云など云は、後、世意なりと云り、今は云、吾はたゞ軽くそへたるにて、たれにもあれ、たゞ疊なり、○三重乃河原は、和名抄に、伊勢國三重郡、古事記に、伊勢國之三重采女とあり、その河なるべし、○礖裏は、礖は川にも池にもよめり、水邊の巖をいふ、裏はうちと云に同じ、○如是鴨跡は、いつまでも、かくしもがな住まほしとて、といふならむ、○歌意は、此三重の河原の面白き礖の裏に處得て、いつまでもかくしもがな住まほしとて、鳴河蝦歟、さても處得がほの河蝦の聲やとなり、

式部大倭芳野作歌一首

式部大倭とは、式部は、式部省の官職の人なるべし、大倭は、氏ならむ、國名にはあらじ、(略解に、大丞の誤ならむかといへれど、さにはあらじ)
 山高見、白木綿花爾、落多藝津、夏身之河門、雖見不飽香聞。
 本句、六卷にもありき、○歌意は、山が高さ故に、あたかも白木綿花を散したる如く、落たざりたる夏身の河門は、見れど、他足らず、さてもおもしろのけしき哉となり、
 兵部川原歌一首。

兵部川原とは、兵部は、兵部省の官職の人なるべし、川原は、氏ならむ、一本川、字なし、(略解に、川原は小丞などの誤かと云れど、さにはあらじ)
 大瀧乎、過而夏箕爾、傍爲而淨河瀬、見河明沙。
 傍爲而は、爲は居の誤にて、ソヒヲリテなるべし、と本居氏云り、○歌意は、吉野の大瀧を過來て、此夏身川に傍居て、清き河瀬を見が、淨けく面白さとふるに、詞なしとなり、岡部氏云、此所のさま、實に此歌の如し、古歌は徒に聞ゆるも、其地に到て見るに感あり、

詠上總末珠名娘子歌一首并短歌。
 上總は、和名抄に、上總加三豆不佐、とあり、古語拾遺に、好麻所生、故謂之總國、古語麻謂之總也、今爲上總下總二國、續紀に、元正天皇養老二年五月乙未、割上總國之平群、安房、朝夷、長狹、四郡、

置安房國とあり、○末は、和名抄に、上總國周淮郡季とあるそこなり、さて歌に、安房につきたる末とよめるは、右の如くに、末國を割ざりし前なれば、安房郡に繼たる、周淮郡といふなり、

○珠名は、娘子名なり、○子の下歌、字舊本脱、
 水長鳥、安房爾、繼有梓弓、末乃珠名者、胸別之、廣吾妹、腰細之、須輕娘子之、其姿之、端正爾、如花咲而立者、玉梓乃、道行人者、已行、道者不去而、不召爾、門至奴、指並隣之、君者、預己妻、離而不乞爾、鎰左倍奉、人乃皆、如是迷有者、容艷、緣而曾妹者、多波禮、互有家留。

水長鳥は、枕詞なり、水長は、尻長なるべきよし、既く云り、さて安房とかゝるは、甚意得難なるを強て考れば、尻長鳥表羽、といふ意にいひかけたるか、(表は安と縮れり)さて表羽裏羽は、何の鳥にもありて、其鳥とかぎりたることにはあらざれども、多く枕詞にいひなれたる鳥も、て、尻長鳥を云るにやあらむ、○梓弓も、枕詞なり、契冲云、第十四に、安豆左由美、須惠爾、多麻末吉、とよめるは、角弓などの如く、弓のかざりを云ば、今も末と云字のみならず、珠といふにもわたるべし、○胸別之、廣吾妹とは、胸別は、胸間と云むが如し、(鹿に胸別と云とは別なり)女は胸の廣きを美麗とせしなり、出雲風土記に、國之餘有詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衡別而云々、とある、童女胸鉏も、鉏の形の、美女の胸の如くに、廣らなるを云るなるべし、と本居

氏云り、契冲云、胸のせばくて高きを、俗に鳩胸とてわろき相に云り、楚辭景差大招曰、滂心綽態姣麗、只小腰秀頭若鮮卑只、○腰細之須輕娘子之とは、螺贏は、ことに腰細き蟲なれば、娘子の腰の細きを譬云り、十六竹取翁歌に、飛翔爲輕如來腰細爾爾取饒水、とあり、漢籍遊仙窟にも、細細腰支參差疑勤斷と見えたり、須輕のことは、品物解に具釋り、○其姿之は、ソノカホノなりカ。ホは、集中に姿貌容などの字を然訓り、書紀にも、容姿形容容貌容容止面貌顔色顔貌姿色相貌などを、皆然訓り、さてカ。ホは、先は一體の形様を總て云なるを、容姿などの字を訓るしかり、身體の長とあるものは顔面なる故に、即カ。ホといふぞ、顔面の形様を云ことの如くはなれる、面貌などの字を訓るしかり、後拾遺集に、人しれずかほには袖を覆ひつゝ、泣ばかりをぞなぐさめにする、とあるも、其なり、されどこれは後なり、この故に顔面の形様のみを、しかいふことゝ、意得ては、甚くたがへること多し、しかるを古事記傳にかほは、先は面の形様を云名にて、惣ての身體の形様を兼たりと云るは、本末を取たがへたる説なりけり、○端正爾は、キラキラシキニと訓べし、書紀にも、端正佳麗端麗閑麗姝妙分明などを然訓り、又文選に瀏を然訓り、靈異記に、端正岐良岐良之、新撰字鏡に、微媿支良支良志、と見えたり、今昔物語、貞道季武公時紫野見物語に、皆見る目きらしくしく、手き、魂太く、思量ありて、いかめしく、何につけても、おろかなることなかりけり、とあるは、目のき、たるをいふに

て、いさゝかかはれり、枕草子に、ゆづる葉のいみじうつやめきふさやきたる葉は、いとわをくきよげなるに、思ひかけずなるべくもあらぬ、くきのあかうきらきらしう見えたるこそ、あやしけれどをかしけれ云々、これは光うるはしく、目に立方にいへり、みあかし常灯にはあらで、うちに又人の奉りたる、おそろしきまでもえたるに、佛のきらしくと見えたるをいみじくたふとげにて云々、これも上に同じ、きらしくしき物、大將の御さきおひたる云々、これは威儀正しく、目に立かたにいへるなり、源氏物語明石に、月のかほのみきらしくとして云々、未通女、卷に、人がらいとすくよかにきらしくして、心もちひなどもかしこくて物し給ふ、落窪物語に、少將おちくぼの君とはさかざりければ、なにの名ぞ云々、きらしくしからぬ人の名なり云々、又平家物語に、きらをみかく、谷川氏は、きらは奇麗の轉音にやと云り、神皇正統記に、鳥羽院は、御容儀めでたくましませば、きらをこのませ給ひける、などもあり、○如花咲而立者、七卷に、道邊之草深由利乃花咲爾咲之柄二妻常可云也、十八に、夏野能佐由利能波奈能花咲爾、爾布夫爾惠美天、などあり、遊仙窟に、眉間月出疑爭、夜、頰上華開似闌春、○指並は、サシナラブと訓べし、指對へるを云、對並べる、隣のよしなり六卷に、刺並之國爾出座耶云々とあるは、サシナミノなり、○隣之君は、隣は、戸並の義なり、近隣の男をさす、○預は、古寫本、拾穗本等には、豫と作り、頓字の誤にて、タチマチニと訓べし、と岡部氏説り、これ宜し、此

下に頓情消失奴十六に頓爾吾可死などあり、安康天皇記に、倭忽舒明天皇紀に、當時などあり、○己妻離而竹取物語にもとのめどもは、かぐやひめを、かならずあはせむまうけして、ひとりあかしくらし給ふ、又云、家にすこしのこりてありけるものどもは、たつのたまをとらぬものどもにたびつ、是をきゝてはなれたまひしもとのうへは、はらをきりてしわらひ給ふとあり、思合べし、○不乞爾鑑左倍奉鑑字、拾穂本には鑑と作りは、鑑は、人の家にむねと大切にするものなり、それをさへ、珠名娘子が乞もせぬに打ぬたへて、家の内のことを、まかせむとするよしなり、と契冲云るが如し、鑑は、和名抄に、四聲字苑云、鑑關具也、楊氏漢語抄云、鑑匙門乃加岐、今案俗人印鑑之處用鑑字非也、また楊氏漢語抄云、鈎匙、戸乃加岐、一云加良加岐、鑑子藏乃賀岐などあり、奉は、マツルとよみて、たてまつることなり、マツルとのみ云るは、一卷に、山神乃奉調等、三卷に、一手者和細布奉、四卷に、余衣形見爾奉、十卷に、於君奉者夜爾毛著金、十一に、情左倍奉有君爾又君爾奉跡、十二に、吾幣奉、十三に、公奉而、十六に、父爾獻都也、十八に、萬調麻都流都可佐等、などあり、皆マツルと訓べし、右の奉をマタスと訓は、いみじきひがことなり、物を奉獻するをマタスと云ことなし、右の十八に、假字にて麻都流とあるを、證とすべし、○人乃皆は、もしは人皆乃とありしか、○容艶は、本居氏云、ウチシナヒと訓べし、十卷に、四槌二將有妹之光儀乎、廿卷に、多知之奈布伎美我須我多乎とあり、中山嚴水は、容艶は、か

たちつくるひする意なれば、トリヨソヒと訓べきか、古事記八千矛神御歌に、とりよそひとありといへり、○縁而曾妹者云々は、妹が其男に縁りてぞ、たはれてありけるとなり、反歌に、そのたはるゝさまをくはしく云り、

反歌

金門爾之人之來立者夜中母身者田菜不知出曾相來

金門爾之は、門にと云が如し、金門は門のことなり、四卷に具釋り、之は、その一すぢなるを、おもく云助辭なり、○田菜不知は、一卷に委釋り、○出曾相來は、くる男に出會よしなり、○歌意は、その娘子の門に、男が來立ばたとひ夜中にて、その身のならむやうを心得しらずに、出てぞあひけるとなり、

詠水江浦島子歌一首并短歌

水江浦島子は、水江は氏、水江をスミノエとよみて、墨吉とひとつと心得て、地名とするは、わろし、猶次に云べし、浦島は名、子は男子の通稱として、某子某子と云ること、古語に多し、浦島と云ものありて、それが子と云にはあらず、雄略天皇紀に、吉備臣尾代と云人を、尾代子と歌によめること見えて、其後往々例あり、さてこの浦島子の事、なづ書紀雄略天皇卷に、二十二年秋七月、丹波國餘社郡管川人、水江浦島子、乘船而釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦島子感以爲婦、

相逐入海、到達菜山、歷觀仙家、語在別卷、とあり、丹波國とあれども、和銅六年に丹波國五郡を割て、丹後を置れて後、與射郡は丹後國に屬たり、丹後國風土記に、與射郡日量里、此里有筒川村、此人、此の下に、村字などの脱せるか、夫日下部首等先祖名云筒川嶋子、爲人姿容秀美、風流無類、斯所謂水江浦嶋子者也、是舊宰伊類部類は福の誤か、馬養連所記無相乘、故略陳所由之旨、長谷朝倉宮御宇、天皇御世、嶋子獨乘小船、汎出海中、爲釣經三日三夜、不得一魚、乃得五色龜、心思奇異、置于船中、即寐、忽爲婦人、其容美麗、更不可比、嶋子問曰、人宅遙遠、海庭人乏、詎人忽來、女娘微咲、對曰、風流之士、獨汎蒼海、不勝近談、就風雲來、嶋子復問曰、風雲何處來、女娘答曰、天上、仙家之人也、請君勿疑、乘相談之愛、愛嶋子知神女、慎懼疑心、女娘語曰、賤妾之意、共天地畢、俱日月極、但君奈何早告、許不之意、嶋子答曰、更無所言、何觸乎、女娘曰、君宜廻棹、赴于蓬山、嶋子從往、女娘教令眠目、即不意之間、至海中博大之島、其地如敷玉、闕臺掩映、樓堂玲瓏、目所不見、耳所不聞、携手徐行、到一大宅之門、女娘曰、君且立此處、開門入內、即七豎子來、相語曰、是龜比賣之夫也、亦八豎子來、相語曰、是龜比賣之夫也、茲知女娘之名、龜比賣、乃女娘出來、嶋子語豎子等事、女娘曰、其七豎子者、昂星也、其八豎子者、畢星也、君莫恠焉、即立前引導、進入于內、女娘父母共相迎、揖而定坐、于斯稱說人間仙都之別、談議人神偶會之嘉、乃雪百品芳味、兄弟姊妹等、舉坏獻酬、隣里幼女等、紅顏戲接、仙歌寥亮、神儻透迤、其爲歡宴、萬倍人間、於茲不知日暮、但黃昏之時、群

仙侶等、漸々退散、即女娘獨留、雙眉接袖、成夫婦之理、于時嶋子遺舊俗、遊仙都、既經三歲、忽起懷土之心、獨戀二親、故吟哀繁發、嗟歎日益、女娘問曰、比來觀君夫之貌、異於常時、願聞其志、嶋子對曰、古人言、少人壞土、死狐首岳、僕以虛談、今斯信然也、女娘問曰、君欲歸乎、嶋子答曰、僕近離親故之俗、遠入神仙之界、不忍戀眷、輒申輕慮、所望還本俗、奉拜二親、女娘拭淚歎曰、意等金石、共期萬歲、何眷鄉里、棄遺一時、即相携、偕同相談、慟哀、遂接袂、退去、就于岐路、於是女娘父母親族、但悲別、送之、女娘取玉匣、授嶋子、謂曰、君終不遺賤妾、有眷尋者、堅握匣、慎莫開見、即相分乘船、仍教令眠目、忽到本土筒川鄉、即瞻眺村邑、人物遷易、更無所由、爰問鄉人曰、水江浦嶋子之家人、今在何處、鄉人答曰、君何處、人問舊遠人乎、吾聞古老等相傳曰、先世有水江浦嶋子、獨遊蒼海、復不還來、今經三百餘歲者、何忽問此乎、即荷弃心、雖迴鄉里、不會一親、既送旬日、乃撫玉匣、而感思神女、於嶋子忘前日期、忽開玉匣、即未瞻之間、芳蘭之體、寧于風雲、翩飛蒼天、嶋子即乖違期要、還知復難會、迴首脚躡、咽淚、徘徊于斯、拭淚、哥曰、等許余弊、爾久母多智和多留、美頭能、能宇良志、麻能古賀計等、母知多留、久母を、本に父母と作るは、誤なること著ければ、今改めて引り、終句聞難し、誤字脱字など有べし、嘗に按に、計は許字を誤れるならむ、母知は、那和とありしを誤れるならむか、多留は、須禮會などありけむを、字を落しもし、誤りもせしなどにて、元は許等、那和須禮會とありしにもあらむかな、は此歌のこと、南京遺響にいへるを併考ふべし、又神女遙

飛芳音歌曰夜麻等弊爾加是布企阿義天久母婆奈禮所企遠理等母與和遠和須良須奈嶼子
 更不勝戀望歌曰古良爾古非阿佐刀遠比良企和我遠禮波等許與能波麻能奈美能等企許由
 後時人追加歌曰美頭能叙能宇良志麻能古我多麻久志義阿氣受阿理世波麻多母阿波麻志
 等許與弊爾久母多知和多留多由女久女波都賀未等和禮會加奈志企(第三四句は誤字脱字
 あるべし例の菅に云は第三句女久女は萬奈久とありしが字を誤り又顛倒へたるならむ
 かさらば無絶間なり絶間をタユマといへることは書紀の歌に例あり第四句初に伊比二
 字を脱し未は米字を誤れるにて伊比波都賀米等とありしならむかなほこの歌のことも
 南京遺響にくはしく云たるを併見て考ふべしこの風土記の文の趣にて水江は氏なるこ
 と著く又歌に美頭能叙とあるにて訓もミヅノエなること疑ことなし伊勢集に水の江の
 かたみとおもへば鶯の花のくしげを明てだに見ず後撰集にわけてだに何にかはせむ水
 の江のうら鳥の子を思ひやりつゝそもこの浦島子の故郷へ還來れりしといふ談は舍
 人親王の書紀を撰れしよりは前の事と覺ゆるを此風土記に雄略天皇御世より三百餘歲
 を經て還來れるよし云るはいとみだりなり浦島子傳に雄略天皇廿二年水江浦島子獨乘
 釣船曳得龜浮於波上眠於舟中之間靈龜反忽作美女玉顏之艶布威障袂而失魂素質之閑西
 施掠面無色眉如初月出嫩眉山靨似落星流於天漢水纖軀雲笠尙當散暫留輕體鶴立將飛未
 於歎

翔島子問曰神女有何因緣而他來哉何處爲居誰人爲祖神女云妾是蓬萊山之女也不死之金
 庭長生之玉殿妾之居處父母兄弟在彼金闕妾在昔世結夫婦之儀而我成天仙生蓬萊宮之中
 子作地仙遊於澄江波上今感故昔之因來隨俗境之緣也宜向蓬萊宮將遂曩時之志願合眼島
 子唯諾隨神女語須臾之間向於蓬萊山於是神女與島子携到蓬萊宮而令島子立於門外神女
 先入告於父母而後共入仙宮神女衣香馥々似春風之送百和香珮聲鏘々如秋調之韻萬籟響
 島子已爲漁父亦爲釣翁然而志成高當陵雲彌新心存強弱得仙因健其宮爲體金精玉英敷於
 丹墀之內瑤珠珊瑚滿於立圃之表清池之浪心芙蓉開唇而發榮玄泉之淮頭蘭菊含咲不稠島
 子與神女共入玉房薰風吹寶帳而羅帳添香翡翠簾寒而翠嵐卷蓬芙蓉帷開而素月射幌朝服
 金丹石髓暮飲玉酒環漿丸先芝草駐老之方百節菖蒲延齡術妾漸見島子之容顏累年枯槁遂
 日骨立定知外雖成仙宮之遊宴而内生舊鄉之戀慕宜還故鄉尋訪舊里島子答曰久侍仙洞之
 筵常嘗靈藥之味何非樂哉忽非幸哉抑神女爲天仙余爲地仙隨命進退當得逆旨哉神女與送
 玉匣裹以五綵之錦繡緘以萬端之金玉誠島子曰若欲見再逢之期莫開玉匣之緘言了約成分
 手辭去島子乘舟眠自歸去忽以致故鄉澄江浦云々これにも水江浦島子といひ又澄江波上
 又澄江浦など書るにて氏と地名とひとつならぬ一證とすべし又釋日本紀に天書第八
 曰雄略天皇廿二年秋七月丹波入水江浦島入海龍宮得神仙丹波とあるは書紀の文によれ

るか丹後を誤れるかなるべし本朝神仙傳曰浦島子者丹後國水江浦人也昔釣于濱得大龜變成婦人閑色無双即爲夫婦被婦引級到蓬萊通得長生銀臺金闕錦帳繡屏仙藥隨風綺饌彌日居之二年春月初暖羣鳥和鳴烟霞淺蕩花樹競開問歸歟之許婦曰列仙之陬一去難再來縱歸故鄉定非日往浦島子爲訪親舊強歸駕婦與一筥曰慎莫開此若不開者自再相逢浦島子到本鄉林園零落親舊悉亡逢人間之曰昔聞浦島子仙化而去漸過百年爰帳然如失步於邯鄲心中大恠開匣見之於是浦島子忽變衰老皓白之人不去而死居之三年は此集の長歌に三とせのほどにいへもなくとよめるによれりこれに水江浦人とあるは誤なり水江は地名ならぬこと上に云る如し次に引日本後紀も亦同じく誤れりさて又此浦島子が故郷へ歸來しと云こと俗本日本後紀に天長二年乙巳云々今年浦島子歸郷雄略天皇御宇入海至今三百四十七年也浦島子者丹後國水江浦人也昔釣得大龜變成婦人云々この事古事談にも載たり又元亨釋書に如意尼者天長帝之次妃也丹州余佐郷人云々又云妃之同閭有水江浦島子者先妃數百年久棲仙郷所謂蓬萊者也天長二年還故里浦島子曰妃所持篋曰紫雲篋海刻櫻像時妃藏篋像中とあるは例の佛説妄誕なり紫雲篋と云るは續後紀の長歌に紫の雲のたなびけてとあるを據として付たる物なりこれらは上に引風土記の文に故郷に歸りしことを經三百餘歳とあるみだりごとを據として雄略天皇廿二年よりこのかた三百餘年を推算

へて作れる説にしていよく妄偽なり此集の歌にさへ古の事とよめるをいかでさばかりの事をだに考へいたらざりけむ又或説に天長に還しは同名異人なるべしと云るは強て妄説をたすくるわざにしてさらに論にもたらぬことなりさて又上件書どもに云る趣はみな外國のかの蓬萊山の説どもに云る故事に倣へるものにて浮たる説のみにしてさらに信用るに足れるものなしなほこの後も浦島子のことを佛家道家の妄誕をとりまじへて文れる書どもあれどうるさければひかずさて長明が無名抄に丹後國與謝郡にあさもがはの明神と申す神いますこれはむかし浦島の翁の神になれるとなひ云々としるせりさて又浦島子のことを此集の後歌によめるは續日本後紀十九興福寺僧等奉賀天皇四十寶算長歌に故事爾云語來留澄江能淵爾釣世志皇之民浦島子加天女釣良禮來豆紫雲泛引豆片時爾將豆飛往而是曾此乃常世之國度語良比豆七日經志加良无限久命有志波此島爾許曾有介良志云々と見え中古の歌に夏の夜は浦島が子の宮なれやはかなくあけてくやしがるらむなどよみて悔しきことに多くよみならへり又この宮を歌林良材集には玉手宮と物せられたり

春日之霞時爾墨吉之岸爾出居而釣船之得乎良布見者古之事曾所念
水江之浦島兒之堅魚釣鯛釣矜及七日家爾毛不來而海界乎過而擄行

爾海若神之宮乃內隔之細有殿爾携二人入居而老目不爲而死不爲而永世
 爾有家留物乎世間之愚人之吾妹兒爾告而語久須臾者家歸而父母爾
 事毛告良比如明日吾者來南登言家禮婆妹之答久常世邊爾復變來而
 如今將相跡奈良婆此篋開勿勤常曾己良久爾堅目師事乎墨吉爾還來
 而家見跡宅毛見金手里見跡里毛見金手惟常所許爾念久從家出而三
 歲之間爾牆毛無家滅目八跡此篋乎開而見手齒如本來家者將有登玉
 篋小披爾白雲之自箱出而常世邊棚引去者立走叫袖振反側足受利四
 管頓情消失奴若之皮毛皺奴黑有之髮毛白斑奴由奈由奈波氣左倍
 絶而後遂壽死祁流水江之浦島子之家地見

墨吉は、澄江とも書り、丹後國與謝郡にある地名なるべし、○得乎良布見者は得乎良布は、稻
 掛大平が手湯多布の誤なるべしと云り、タユタフミレバと訓べし、釣船の浪上に猶豫ふさ
 まを見ればと云なり、○古之事會所念は浦島子が故事が思ひ出さるゝと云なり、○堅魚釣
 は、堅魚を釣矜と云意なり、矜の言は次句にて帶たり、さて堅魚と云る名の意は、此魚の肉を
 長く裂て煎て乾し堅めて、いはゆる鯉節といふものにしたるよりの稱にて、堅魚の謂なれ

ど、今世にも京などにてこそ、鯉節を常に加都乎といふなれ、海ある國々にては、生魚を直に
 加都乎と云ことめづらしからず、なほ此魚の事、品物解に委云り、考合べし、○鯛釣矜は、契沖
 釣の利あるゆゑにほこりて、七日まで家に歸らぬなり、惠慶法師歌に、わかめよるよぎのあ
 ま人ほこるらしうら風ゆるく霞わたれり、源氏物語明石に、をやみなかりしそらのけしき
 なごりなくすみわたりに、いざりするあまどもほこらしげなり、とありと云り、矜の假字、十
 七に、情爾波於毛比保許里底云々、とあり、土佐日記に、みやこぼこりにもやあらむ、からくし
 てあやしき歌ひねり出せりとあるも、京の近くなれるを、悦び矜る意にて同じ、さて此は堅
 魚を釣矜り、鯛を釣矜りと云意なるを、一の矜の言にて、二を兼帶たること、上に云る如し、○
 及七日云々は、海上の和たるに魚釣ほこりて、歸るさを忘れたるよしなり、○海界は、古事記
 に、塞海坂而返入とあるをもて、ウナサカと訓べし、と本居氏云り、○海若は、海神なり、海若の
 字のことは、既に云り、○伊許藝越とは、伊はそへ言、越は趣にて、イコギムカヒと訓べし、と岡
 部氏云り、○相詭良比は、舊本のまゝに、アヒカタラヒと訓べし、カタラヒは、今も夫婦の語ひ
 をするなど云が如し、カタラフは、トフと云ともはら同じ詞なり、詭字は、説文に相呼誘也と
 云り、夫婦のかたらひには、よく叶へる字なり、此下に、垣廬成人之詭時とあり、又十六開卷歌
 の序に、昔者有娘子、子時有二壯子、其詭此娘而捐生格競云々、又美麗物云々の歌の左註に、時

有娘子此娘子不聽高姓美人之所誂、應許下姓媿士之所誂也、なども見えたり、(畧解に、此末真間娘子をよめる長歌に、水門入爾船己具如久、歸香久禮人乃言時云々、又筑波、燿歌會の歌に、未通女壯士之往集加賀布燿歌爾云々、とあるに依て、アヒカ、イラヒとよめれども、加賀良比と云る例なければ、これも例のひがことなり、舊訓に、アヒカ、イラヒとあるを、いかでひがこと、は思ひたりけむ、○言成之賀婆は、言は借字にて、事の成就したればといふなり、○加吉結とは、加吉は添いふ辭結は夫婦の約をなすを云り、欽明天皇紀に、始約和親又自古以來約爲兄弟續紀廿九詔に、惡奴止母止相結互謀家良久云々、などあり、○當代爾至は、到蓬萊山と云なり、○海若神之宮は、神代紀に、乃作無目籠、内彦火火出見尊於籠中、沉之于海、即自然、有可憐小汀、於是棄籠遊行、忽至海神之宮、其宮也、雉、塼、整頓、臺、宇、玲、瓏、云々、海神於是鋪設八重席薦以延内之云々、困娶海神女豐玉姬、仍留住海宮、已經三年、彼處雖復安樂、猶有憶鄉之情、故時後太息、豐玉姬聞之、謂其父曰、天孫、悽然歎、蓋懷士之憂乎、海神乃延彦火火出見尊、從容語曰、天孫、若欲還鄉者、吾當奉送云々、これを思へるなるべし、○内隔は、禁裏の内重にならずらへて云るなり、凡そ天皇のおはします、外の御門を宮城門と云、左右衛門守れり、此を外重と云、其内の諸門を中重と云、左右兵衛守れり、其内の御門を閤門と云て、それより内には御門なし、これ内重なり、舒明天皇紀に、閤門

とあり、なほ既に三卷に云るを、併考べし、○世間之愚人、之は、世間にあらゆる第一の愚癡なる人のと云意なり、愚はカタクナと訓べし、皇極天皇紀に、愚癡、催馬樂夏引に、加太久名爾毛乃以不乎美名、榮花物語に、此宮たち五六人おはするに、すべてしれかたくなしきがなきなり、字鏡は、燈、不明貌、加太久奈、又、癡、癡也、加太久奈、とあり、(癡は癡の誤なり)又靈異記に、陋をカタクナとよめるは、クナ、の倒置なり、紫式部日記に、あいなくかたはらいたきぞ、かたくなしきや、枕冊子に、人のなぞ、あはせしける所に、かたくなにはあらで、さやらの事に、らう、しかりけるが、云々、天智天皇紀に、癡奴、續紀廿に、狂迷、遍流、頑奈留、奴心乎波、三十に、頑爾無禮、伎心乎念、豆、横、乃、謀、乎、構、とあり、廿六に、志、愚、仁、心、不、善、之、天、これ、も、カタクナとよむべし、(加多は、偏倚なる意なり、久那は、續紀廿卷の、大命に、惡、逆、在、奴、久、奈、多、夫、禮、麻、度、比、某、伊、逆、黨、乎、伊、射、奈、比、率、而、云、々、又、久、奈、多、夫、禮、良、爾、所、註、誤、百、姓、波、云、々、などありて、無智なるを云古言なり、されば、カタクナと云ふは、愚、字の古言にぞありける、)又一思ふに、十六に、端寸八爲老夫之歌、丹大欲寸、九兒等哉、蚊、間、毛、而、將、居、とある、大欲寸は、愚、字の意に近き言と聞ゆれば、こゝも、オ、ホ、シ、ヒ、ト、とよまむかとも思ひしかども、猶前に云るに據べし、又畧解に、神代紀に、愚をウルケキと訓れば、しか訓むかと云れど、それは當らず、又舊訓に、シレタルとよめるもなほあらず、○如明日云々は、けふゆきてあす歸る如く、はやくかへらむとなり、

○開勿勤常は、ゆめく開くことなかれと云なり、○曾己良久爾は、そこばくにと云なり、○堅目師事乎は、堅く約り交したる事なるをの意なり、○家見跡宅毛見金手云々、家を見むと欲へども見ることを得ずしてなり、加泥は、しかせむと心に欲ふことのつひにその本意を得ざるを云言なり、既く委云り、大和物語に、本の夫をたづねて、難波に來たる女のことを云る所に、をとこにいひけるよう、津の國と云所のいとおかしげなるに、いかでなには、はらへしがてらまからむと云ければ、いとよき事、我ももろともといひければ、そこにはな物し給ひそ、おのれひとりまからむといひて、いでたちていにけり、難波にはらへして、歸りなむとする時に、このわたりに見るべき事なむあるとて、今すこしとやれかくやれと云つゝ、此車をやらせつゝ、家の有しわたりを見るに、屋もなし、人もなし、いづかたへいにけむと、かなしう思ひけりとあるは、こゝのおもかけをまねべるにや、○惟常はアヤシトと訓べし、惟きに因ての意なり、常の辭に意なし、○所許爾念久は、契冲が、そこにも思ふやうと云むが如しと云り、○三歳之間爾は、ミトセノホトニと訓べし、間はカラとも訓べし、神代紀に、一夜之間、崇峻天皇、紀に問、此下に、一夜耳宿有之柄二、十八に、安須余里波都藝豆伎許要牟保登等、藝須比登欲能可良爾古非和多流加母、續後紀長歌に、七日經志加良などあり、されどこれらのカラは、故の意にて、たゞ間の意にはあらじと覺ゆ、なほ續後紀歌、註に委辨おけり、披考ふ

べし、續後紀歌、註は、余が著せる南京遺響と云ものに載たり、○家滅目八跡は、按に跡は誤字なるべし、イヘウセメモヤモと有べし、トにては、下に家者將有登とあるにかさなりてわづらはし、故考るに、跡は裳と有けむを、常に誤りて、さてイヘウセメモヤトとよめるより、又誤りて、跡とはかけるなるべし、○此宮乎、宮字、舊本には、宮に誤、本居氏云、波古は、蓋籠の切たるにて、蓋のある籠を云名なりと云り、さてクシグと云は、もとは櫛納る宮を云稱なるを、轉りては、惣て宮をいふことゝなれる故に、此歌はハコともクシグともよめり、○本來、舊本に來本に誤れり、○玉篋とは、玉は美稱にて、たゞ宮なり、○足受利四管、此下又十五にもよめり、伊勢物語に、率て來し女もなし、足ずりをしてなげどもかひなし、源氏物語かげろふにも、あしずりと云ことをしてなくさまわかきこどものやうなり、などあり、○消字、舊本清に誤、拾穂本に従つ、○皮毛皺奴は、字鏡に、酢測板、反、醜面、效於毛氏志和牟とあり、○黒有之髮毛白斑奴は、竹取物語に、此ことをみかどきこしめして、竹取が家に御使つかはせ給ふ、御使に竹取出あひて、なくことかぎりなし、此ことをなげくに、ひげもしろく、こしもかままり、めもたれにけり、おきなことしは、いそちばかりなり、けれども、物おもひには、かたときになむ、おいになり、にけり、土佐日記に、舟君なる人浪を見て、國よりはじめて、海賊むくいせむと云なる事を思ふうへに、海のまたおそろしければ、頭も皆しらせぬ、七十八十は、海にあるものなり、けり、十

訓抄に、顯光左大臣は、小一條院の女御あらそひによりて、御堂關白を恨奉りて、惡靈と成て、一夜の内に、ことごとく白髮になりたまひけむこそ、いとおそろしけれ、などみゆ、○由奈由奈波は、或人考に、由李々々波の誤なるべしと云るぞよき、ユリユリは、後々と云に同じ、○家地見、是は家の跡と語傳へし地のありて、そこを見てよめるなれば、ミユと訓べし、さて初にタユタフ見者といふを、此にて結びたるなり、

反歌

常世邊可住物乎、劔刀己之心柄、於曾也是君。

本二句は、契沖云、歸らでそのまゝ、住べきものをと、評しいふなり、浦島が後悔にはあらず、また歸るとも箱をあけざらましかば、ふたゝび常世に行て住べき物をと云心とも聞ゆ、○劔刀は、枕詞なり、契沖、劔刀の心とつゞけたり、柄のかたにさしいるゝなかごを、心といふなり、第十二に、高麗劔己之景迹、故外耳、見乍哉、君乎戀渡奈牟、これも同じつゞけやうなり、禮記云、禮其在人也、如竹箭之有筠也、如松柏之有心也、周易云、其於木也爲堅、多心也、などある心に同じと云り、○己之心柄は、汝が心故と云が如し、○於曾也是君とは、於曾は、心おそきにて、にぶきなり、十二に、山代石田杜、心鈍、手向爲在妹、相難、此心おそくと云に、心鈍とかける字の意なり、源氏物語よもぎふには、かなさふる歌、ものがたりなどやうの、すさびごとにてこそ、

つれづれをもまぎらはし、かゝるすまゐをも、思ひなぐさむるわざなめれ、さやうのことも、心おそく物し給ふ、橋姫には、あやしく、かうばしくには、ふ風の吹つるを、思ひかけぬほどなれば、おどろかさりける、心おそさよと、心もまどひては、ぢおはさうずと云り、此二の心おそき、今に同じ、也は、歎息、辭なり、世の中のかたくな人のと云る心を、再び云て、あゝ心鈍やと歎き罵たるなり、是君とは、浦島子をさしていへり、○歌意は、たとひ本郷に還り來るとも、期しごとく、箱をひらかずして、ふたゝび常世に行て永く住べきものを、期をたがへて、かくはかなくなれるは、嗚呼、さても心鈍き愚人や、この君となり、

見河内大橋獨去娘子 作歌一首并短歌

河内、大橋は、歌に見えたる、河内、國片足羽に懸れる大橋なり、

級照片足羽河之左丹塗、大橋之上從、紅、赤裳數十引、山藍用、摺衣服而直、獨、伊渡爲兒者、若草乃、夫香有良武、糧實之、獨、歟將宿、問卷乃、欲我妹之家、乃不知。

級照は、枕詞なり、契沖、級はきざはしの等級なり、照は階をほむる詞なり、片につゞけたるは、階は、かたがひにあるものなればなり、遊仙窟曰、碧玉綠階、參差於雁齒、雁齒者、刻木亦刻石爲之、其形一前一後、如雁之行列、人馬牙齒之形、今人作牀脚、又作階砌、皆累縛作之、とあり

と云り、今按に、此つゞけは、既く書紀聖德太子御歌に、斯那提流箇多鳥箇夜摩爾とあり、さてこゝに級と書ればとて、階級とせむは、あまりに字に泥みたる事とおぼゆ、又照を美る詞なりとせむも、心ゆかず、故考るに、斯那は、嬪の意、提流は、佐比豆流など云豆流と、同言にて、然ある形容をいふとき、附ていふ言なるべし、さて片とつゞくは、肩の義にて、弱々と嬪やぐ肩といふ意に、いひ係たるなるべし、人の肩は、屈伸の縦由なるもの故、嬪やぐよしもて、古語に嬪肩とも云るを、併思ふべし、○片足羽河は、本居氏河内志に、志紀郡と安宿郡との堺なる、石川の舊名なりと云、或人も、此河なりとして、彼大橋は、今國府、渡と云處に掛れりしなりと云る、是ら古く語傳へたる説にやあらむといへり、さて和名抄に、越前國足羽郡足羽、越後國沼垂郡足羽などあるを、みな安須波と註したれば、片足羽は、もとよりカタアスハなり、又もし古事記安寧天皇條に、師木津日子玉手見命、坐片鹽浮穴宮治天下也、とあると同地ならば、片足羽は、即カタシハと訓べし、片鹽も河内國なり、○左丹塗とは、左は例の眞に通ふ美稱なり、丹塗は、ゆきげたを丹にぬりて色どり飾れるを云なるべし、○山藍用摺衣は、山藍染の衣なり、貫之集に、やまゐもてすれる衣の赤紐のながくぞ吾は神につかへむ、新古今集に、衣手のやまゐの水に影見えし猶そのかみの春ぞこひしき、いにしへのやまゐの衣なかりせば、わすらるゝ身となりやしなまし、民部式に、凡神祇官、卜竹及諸祭諸節等所須、箸竹柏生蔭山

藍等類、亦仰畿内令進、とあり、山藍のことは、猶品物解に云り、○伊渡爲兒とは、伊はそへ言、渡爲は、渡を延言るにて、渡り賜ふ兒といふほどの意なり、兒は娘子を云り、○若草乃、枕詞なり、○夫香有良武、夫は字の如く、男夫をさす、夫があるらむかと云なり、○樞實之、枕詞なり、此は栗などの實は、一房の内に二も三も裏まれたるを、樞實は、一棟の内に一づゝ實のなるものなれば、獨といはむとて、かく續けたるなり、冠辭考に、稚子などは、聚りて結ぶを、樞の子は、疎く一づゝなる物故に、しか冠らせたりと云るは、いさゝかたがへり、樞實と云は、さのみ聚り聚らざるには、かはらず、一棟の内に放れて實なるをこそ、獨とはいふべけれ、○問卷乃、問む事といふ意なり、○家乃不知、家の知れぬ事となり、問まほしくは思へども、打つけに問べきよし、のなければ、問ことも得せず、いかにもして、家の知たき事ぞと、深く慕へるなり、

反歌

大橋之頭爾家有者心悲久獨去兒爾屋戸借申尾

頭はツメなり、天智天皇紀に、于知波志能都梅能阿素弭爾伊提麻栖古催馬樂にも、橋のつめと云り、○心悲久は、マガナシクとよむべし、マは、うはべをかざりて、しか思ふには、あらず、心の裏より信實に愛憐く思ふよしなり、心字をかける即其意なり、悲久は、物語書に多く、かな

しくしたまふ子など云るに同じ、愛憐の意なり、さて此一句は終句の上にくぐらして心得べし、○歌意は、あの大橋の頭に、吾家のあるならば、唯獨往、愛しき娘子に、今夜は此處にやどりて、ゆきたまへとて留めて、心よりかなしくめで思ふとほりに、宿を借て、共に寝べきものをとなり、

見武藏小崎沼鴨作歌一首。

前玉之小崎乃沼爾鴨曾翼霧己尾爾零置流霜乎掃等爾有斯。

旋頭歌なり、○前玉は、和名抄に、武藏國埼玉郡佐伊太末とあり、伎を伊といへるは、後の音便なり、○翼霧は、羽だ、きすることなり、○己尾は、ヲノガヲなり、尾は、ミには非ず、十五に、可母須良母都麻等多具比豆和我尾爾波之毛奈布里曾等とあり、鴨は尾を大切にするよしにて、かく云り、○掃等爾有斯は、ハヲフトナラシと訓べし、清少納言草子に、かもは、はねの霜打はらふらむとおもふに、をかしとあり、○歌意は、此小崎の沼にて、しきりに鴨が羽だ、きするよ、われは己が大切にするその尾に、霜が降おく故に、その霜をいとひて、はらふとにてあるらしとなり、

那賀郡曝井歌一首。

那賀郡曝井は、略解に、武藏國那珂なるべし、といへるは、あらず、右の小崎沼は武藏國なれど、

これは武藏にみらず、和名抄に、常陸國那珂郡、國造本紀に、仲國造志賀高穴穗朝御世伊豫國造同祖、建借馬、命定賜國造常陸風土記に、那賀郡、自郡東北、挾栗河而置驛家、當其以南泉出坂中、多流尤清、謂之曝井、緣泉所居村落、婦女夏月會集洗布曝乾、契沖、さらし井の名は、布などさらすに、この水にては、よくしるむこゝろにて、つゞけたるなるべし、といへることし、又此郡内に、大井、河内、川邊、洗井など云郷あるは、みな此曝井によれる名にや、

三粟乃中爾向有曝井之不絶將通彼所爾妻毛我。

三粟乃は、枕詞なり、契沖云、粟は多分粟毬の中に、三づゝあるものなり、たとひまろき粟の一、有にも、栗楔とて、兩邊にそへたる物あり、其、栗楔は杓子に似たれば、俗に杓子と云なり、此故に三あるものには、必中あれば、中といふこと葉まうけむとて、みつくりとはいへり、○中爾向有は、本居氏、向は回の誤にて、メグルルなりといへり、那珂郡に流れ廻れると云なるべし、○不絶將通は、曝井の水のたえぬ如く、いつまでも、たえずかよはむとなり、○歌意は、那珂郡に流れ廻りてある、この淨潔き曝井の水の絶ぬごとく、いつまでも絶ず通ひ來て、この水を掬ばむと思ふに、同じくは、そこに愛しき妻もがなわれかし、さらば井を見がてら、常に通ひ來べきとなり、井をめで、讀るなるべし、

手綱濱歌一首。

手綱濱は、八雲御抄に、紀伊と注せさせたまへり、
遠妻四。高爾有世婆。不知十方。手綱乃濱能尋木名益。

遠妻四は、遠妻とは、本郷に置いて、遠く別れ來たる妻を云べし、四は例のその一、すぢなるを、おもく云助辭なり、○高は、其の誤なりと岡部氏云り、さもゆるべし、〔頭註、和名抄に、常陸國多珂郡、高穴、彌佐比命、定賜國造〕○歌意は、遠く別れ來ぬる本郷の妻が、ありし如く家に居て、其所にありせば、たとひ道しらずとも、尋ね慕ひ來て、この手綱濱の面白き風景を、吾と共に愛ま、しものを、さもなきは、他の夫に心うつりして、吾戀しく思ふ如く、吾を思はぬにやあらむ、となり、これは旅なる人の、手綱濱にてよめる歌なり、

慶雲三 丙午 春三月 諸卿大夫等 下難波時歌二首并短歌

并短歌の三字、舊本にはなし、目錄にはあり、官本にもあり、○これは慶雲三年九月丙寅行幸難波、十月壬午還宮と續紀に見えたれば、此、春より、幸の御用意ありて、三月に卿大夫等を難波へ下されし、その時によめるなるべし、この故に、次の長歌に、君之三行者今西應有といへり、

白雲之龍田山之瀧上之小鞍嶺爾開乎鳥流櫻花者山高風之不息者春雨之繼而零者最末枝者落過去祁利下枝爾遺有花者須臾者落莫亂草

枕客去君之及還來

白雲之は、立とつゝきたる枕詞なり、○瀧上は、次下の長歌にも、瀧上之櫻花者とよみ、又その次の歌に、鳥山乎射往廻流河、乃岳邊道、從と云て、峯上之櫻花者、瀧之瀨、從落墮而流、と云たれば、この瀧は、立田の川瀧にて、小鞍はその上の山なれば、瀧上とは云なり、○小鞍嶺は、立田山の中に、しか名付るがありと見えたり、此、卷初に、暮去者小椋山、爾臥鹿之、とあるも、此を云なるべしと契沖云り、新古今集に、白雲の春は重ねて立田山、小鞍の嶺に花にほふらし、○開乎鳥流、鳥字、舊本爲に誤れり、は既に委釋り、盛に開滿たる形なり、○山高は、山が高き故にの意なり、○最末枝は、神代紀に、上枝をホツエとよめり、秀津枝なり、○下枝は、シヅエにて、石著枝の意なり、下に垂て、石土に著よしなり、○草枕云々は、契沖、これはとゞまれる人の、よみたるやうに聞ゆれど、反歌に、吾去者七日不過と云るを思ふに、我も難波へ下る身ながら、卿大夫のしりへにしたがへる人の、貴人のために、草枕客去君之及還來、といひ、みづからもゆく故に、反歌には、吾去者七日不過とも云るなりと云り、略解に、君は吾の誤にて、タビユクワレガなるべしといへるは、太じき非なり、さて難波へ下るに、龍田山を越るとて、其山の花の散残れるは、ほどなく還り來て見むまて、散はてずしてあれと令するなり、

反歌

吾去者七日不過龍田彦勤此花乎風爾莫落

七日不過は十七に知加久安良波伊麻布都可太未等保久安良婆奈奴可乃宇知波須疑米也
母伎奈牟和我勢故禰毛許呂爾奈孤悲會余等會伊麻爾都爲都流下の麻は米の誤なるべし
十三にも夕ト之吾爾告良久久有今七日許早有者今二日許將有等會君者聞之二勿戀吾
妹とあり○龍田彦は神名式に大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座並名神大月次
新嘗また龍田比古龍田比賣神社二座と見えたり即龍田山の東の麓立野と云處に坐て今
もそこを立野村といへり是則天御柱國御柱神社なり其立野の神社の瑞籬の内に東に向
て大なる社二ましますこれ比古神比賣神なりとぞ古事記上卷に次生風神名志那都比古
神云々これ則龍田彦神なり書紀神代一書に伊弉諾尊曰我所生之國唯有朝霧而薰滿之哉
乃吹撥之氣化爲神號曰級長邊命是風神也とあるこれ則龍田姫神なり級長は籙疏に息長
といはむが如しと云るが如し風神は大御神の御息より成給へればなり岡部氏説に龍田
風神祭祝詞に此神は比古神比賣神ならび坐ことしるければ古事記日本紀たがひに一神
脱たるべしと云るごとしかくて祝詞式に我御名者天乃御柱乃命國乃御柱乃命止御名者
悟奉氏云々奉宇豆乃幣帛者比古神爾云々比賣神爾云々とあるこの比古神比賣神と指
奉れるは即龍田彦龍田姫のこととさきこゆるを天御柱國御柱の二神と龍田彦龍田姫の二

神とを神名式にも別に擧今も別社に齋奉れるは和魂荒魂などのよしによれるかさて崇
神天皇の御代天皇の大御夢にさとし奉りたまへるによりて龍田の立野に宮柱定め奉り
たまふ趣祝詞に見えたりその前は大和志に父老云平群郡立野村西有劔尾山山上有兩封
土崇神天皇七年十一月定天社國社于此とあるごとくならばその劔尾山に拜祭られしな
らむか但し書紀に見えたる天社國社はひろく神祇を申せることなれば天御柱國御柱を
云るにはあらずしかれども神祇を申せる中にはおのづから風神もこもれることはさら
なり(頭註大和志に龍田比古龍田比賣神社二座俱在平群郡立野村父老云村西有劔尾山山上有兩
立野萬葉集云々神幸之地在龍田村舊名御愁今建小祠曰新宮按に此説によると大御夢の悟に
りて天武天皇四年龍田立野に祭られし以前は劔尾山に祭られしにやあらむ其事崇神天皇紀考ふ
べし神幸は考ふべし)○歌意はたとひ吾旅行は久しくても七日をば過さし風神の龍田
彦よゆめこの花を風にちらしたまふとなり龍田彦は風神なる故に風にちらしめ
たまふなよと祈るなり

白雲乃立田山乎夕晚爾打越去者瀧上之櫻花者開有者落過祁里含有
者可開繼許智期智乃花之盛爾雖不見左右君之三行者今西應有
打越去者は馬に鞭を打て山を行越ばと云なるべし○許智期智乃は此此之にて彼此之と
云むが如しこの詞のこと三卷に委釋り○雖不見此までの意は早く咲たるはさきに散過

にけり、今含みてあるは、やがて咲つぐべし、されば彼方此方の花の満盛を、一度に御覽せしめむことは、叶ふまじくともといふなり、さてこの下に、脱句あるべし、落莫亂などの三字を失へるか、さらば雖不見落莫亂と訓べし、さてせめて遅く咲たるばかりは、しばらく落て亂るなよ、君の行幸は、今追付てあるべきぞ、と云るなり、○左右は、兎にも角にもと云意なり、速くても遅くても、最早とにかくに間はあらじとなり、○君之三行者は、天皇の行幸者といふなり、字鏡に、馳幸也、行也、於保三由支とあり、美由伎と云も、古言なるべし、○今西應有は、今は俗に、追付といふが如し、今と云こと、古言にさまじくにつかへる中に、此なるは、十二に、湊入之、葦別小船障多、今來吾乎不通跡念莫、十三に、門座郎子内爾雖至、痛之戀者今還金、土佐日記に、今日破籠持せて來たる人名などぞや、今思ひ出む、源氏物語末摘花に、今心のどかにを、寄生に、よろづは今さぶらひてなむなど、物語書にことに多し、これらみなことなると同じく、俗に追付といふ意なり、其他即今の今の外に、新の意にも、又と云意にも、通はし用たることあり、各、其處に釋べし、西の之は、助辭なり、さだかにしかりとする意のとき、爾之と連ぬること、さきふに云る如し、さてこれは行幸の前に、卿大夫の難波へ下れるが中に、よめるにて、今しばらくの間、散過ることなかれと願へるなり、さて此歌にて見れば、春内に、難波に幸し賜はむの大御心なりしにや、さるをかにかく、さはることなどおはしまして、秋になりたま

へるにもあらむ、

反歌

暇有者魚津柴比渡向峯之櫻花毛折末思物緒

暇有者は、行幸の御用意に事しげなれば、暇もあらばと云なり、○魚津柴比渡は、本居氏云、昔より此詞をときたる説、みなあたらず、今その歌をあまねく考へ合するに、或は海川などにかかべること、或は船より渡ることなどに、いひ枕詞にも、引網の鳥ともの、には鳥のなどいひて、いづれも、水に著くことにのみ云り、水によらぬは、一もなし、集中の歌共をこゝろみてしるべし、其中に、三卷なる長歌に、何在歲月日香茵花香君之牽留鳥魚津匝來與云々、これは上にも下にも、海川などの事見えねども、他の例をもて思ふに、海路を経て、歸り來べき國の人なるべし、又今の歌にも、海川のことは見えざれども、渡といひ、長歌にも、瀧上之とあれば、山川を渡りゆくことなり、此外、みな海又川などにのみよめれば、論なし、然るに此詞、中昔の物語書などに云るは、いたく意異にして、なれしたしむことに云り、神樂の歌に、すめ神の御手にとられてなづさはましを、とあるも、然なり、いかにして、かくまではうつりかはりけむ、萬葉にいへるとは、いさゝかも似よれるかたなし、此説玉勝間からあむに見ゆ、今按に、言義は、古事記歌に、那豆能紀とあるは、浪漬之木といふ事と聞えたれば、那豆佐布は、浪漬傍

なるべし、此事既く三卷下にも云りき、○櫻花毛、といへるに、心を付べし、吾自見て愛るのみならず、折取来て、後れ居たる本郷人にも、見せまほしく思ふよしなり、さらば櫻花乎と云て、事足りぬべき處なり、櫻花を折ても來ましものをと、毛を下にめぐらして見るときは、よく聞ゆるなり、○歌意は、公用の暇があるならば、山川を浪漬傍渡り行て、向の瀧の上の櫻花を、吾見るのみならず、折取来て、本郷人の褻にもせましものを、さるいとまのなきが、くちをしき事となり、

難波經宿明日還來之時歌一首并短歌

明日還來は、行幸の御用意をなしをへて、難波を立てかへるときをいふなるべし、

島山乎伊往廻流河副乃岳邊道從昨日已曾吾越來牡鹿一夜耳宿有之
柄二峯上之櫻花者瀧之瀨從落墮而流君之將見其日左右庭山下之風
莫吹登打越而名二負有杜爾風祭爲奈

島山は、契沖云、大和なり、第五に、奈良路なる島のこだちとよみ、十九に、島山爾安可流橋とよめる所なり、(已上契沖說)今按に、この島山は、地名にはあるべからず、前の長歌どもにも龍田山をよみ、此歌にも立田川の瀧をよみ、名二負有杜とよめるも、立田彦神社のことなれば、これは立田川に臨める山を、島山といふなるべし、○伊往廻流とは、伊はそへ言、廻流はまはる

と云に同じ、○宿有之柄二とは、柄は故と云に同じ、宿たりし故には、宿たりしものをの意なり、たゞ一夜ばかり宿たりしものを、はやその間に、ちりてなかるゝよと云なり、○峯上は、廿卷に、多加麻刀能乎能宇倍乃美也波云々とあり、○落墮而流は、水の上に落て、瀧と共にたぎりて流ると云なり、○君之將見は、君は、天皇なり、行幸させ給ひて、御覽せむまでにはといふなり、○山下之は、アラシノと四言に訓べし、八卷に、霞立春日之里梅花山下風爾落許須莫湯目とあり、(ヤマオロシとよめるは後めきたり)○風莫吹登は、風吹事なかれよと云なり、契沖云、拾遺集云、亭子院大井川に御幸ありて、行幸もありぬべきところなりと、おほせ給ふに、ことのよし奏せむと申て、貞信公をくら山みねのもみちば心あらば今一度のみゆきまたなむ、花と紅葉とはかはれども、歌も詞書も、よくこゝに似たれば、こゝの二首をおもひて、貞信公もよみ給へるか、おのづからも通ひぬべし、○打越而は、馬に鞭打て、龍田山を越てと云か、又は打は、唯いひおこす料に、そへたる詞にもあるべし、○名二負有杜は、風神と名に負たる杜と云なり、これ龍田社なり、神名式を上引たる如し、その天、御柱國、御柱二神は、級長津彦、神級長戸邊、神男女二柱にましゝて、上に古事記書紀を引ていへることし、但古事記には、姫神を傳へもらし、書紀には、彦神を傳へもらせり、書紀に、吹撥之氣化爲神號曰級長戸邊命、亦曰級長津彦命、是風神也、この亦曰は、本居氏の、二云を後にかく誤れるものなりと云り、

信にしかり、邊は女神の稱、彦は男神の稱なれば、級長戸邊、命の亦、名を級長津彦、命と申すべ
 き謂なければなり、龍田、風神祭祝詞にも、比古神比賣神二柱なる證明白なり、さてかの祝詞
 に、大御夢の悟によりて、立田に祭給へるよし、見えたるは、崇神天皇、御代の趣なるに、天武天
 皇、紀に、五年夏四月甲戌朔癸未、遣小紫美濃王、小錦下佐伯、連廣足、祠風神于龍田、立野云々、と
 あるは、よしあるべし、これは風神を立田、立野に、始めて祠り賜へるにはあらじ、中間疎忽に
 なるを、天武天皇の御世に由縁ありて、嚴重に拜祭らしたまへるにぞあるべき、かくて、前
 にもいへることく、龍田比古龍田比賣は、天、御柱國御柱の二神の、和魂荒魂の差別ありて、分
 て祭れるなるべし、もとより別神のよしにはあらじ、杜の事は既くいへり、字鏡にも、杜、毛利
 とあり、○風祭爲奈は、風祭は、四月七月兩度に行はる、よし、延喜式に見えたる、そは五穀成
 就のために、式まりて祭給ふなり、今はさだまれる祭にはあらずて、行幸の前なれば、花のた
 めに祭らむといふなり、爲奈は、爲牟を急云るなり、

反歌

射行相乃坂上之踏本爾開乎鳥流櫻花乎令見兒毛欲得

射行相乃坂上とは、射はそへ言なり、此は坂の名にはあらず、こなたかなたより、躋る人行逢
 故に、行相の坂と云るなり、坂上とかけるは、人の躋りて行あふ頂上の意もてかけり、神武天

皇紀に、皇師勸兵步趣龍田、而其路狹峻、人不得並行とあり、坂路思ひやるべし、○開乎鳥
 流(鳥、舊本爲に誤)は、盛に開滿たるさまなり、上に出づ、○歌意は、龍田山の坂の麓に、盛に開滿
 たる櫻花を、思ふ其女に見せまほしく思ふを、いかで其女もがな、こゝにあれかしとなり、

萬葉集古義九卷之上終

萬葉集古義九卷之下

檢稅使大伴卿登筑波山時歌一首并短歌。

檢稅使は、税とは、ちからとよみて、年貢なり、主税と云官は、これをつかさどる故の名なり、さて年貢の損益多少等を、檢按ふる勅使なれば、こゝには檢稅使といへるなり、○大伴卿は、契沖安麻呂か、此卷に、古人のしるしおけるにまかせたりと見ゆればなり、安麻呂にても旅人にて、日本紀續日本紀に、檢稅使につかはされたること見えず、下に、鹿島郡刈野橋、別大伴卿歌一首并短歌、うたの後に註していはく、右二首、高橋連蟲麻呂之歌集中出、これ檢稅使の事をはりて歸京の時、蟲麻呂は常陸にとまりてよめるなりと云り、いかにまこれ、歌主は、常陸國守か、或は屬官などにて、彼國に居ける人のよめるなるべし、さて詞中に、君とさせ

衣手常陸國二並筑波乃山乎欲見君來座登熱爾汗可伎柰氣後木根取
嘯鳴登岑上乎君爾令見者男神毛許賜女神毛千羽日給而時登無雲居

雨零筑波嶺乎清照言借石國之眞保良乎委曲爾示賜者歡登紐之緒解
而家如解而曾遊打靡春見麻之從者夏草之茂者雖在今日之樂者

衣手は、枕詞なり、乎乃等の字なければコロモテと四言に訓べし、常陸國風土記に倭武尊巡狩東夷之國、幸過新治之縣、所遣國造毘那良珠命、新令堀井流泉淨澄、最有好愛、時停乘輿、翫水洗手、御衣之袖垂泉而沾、依漬袖之義、以爲此國之名、國俗諺云、筑波岳黑雲掛衣袖、漬國是矣、とあるは、衣袖漬國といふが、もとよりの國號にて、比多知といふは、衣袖の詞を省ける物なるべければ、此風土記の説による時は、衣手は枕詞にはあらず、其は古説にてはあれども、なほ思ふに、衣手は、常陸の枕詞にてありけむを、かの説は、此枕詞ありて已後に作れる國談にてもやあらむ、さて枕詞とせむに、吾黨細木瑞枝が考に、此は衣手端揚といふ意なるを、波多は比多に通ひ多藝は知と約れば、比多知に云係たるなるべし、波多々藝は、古事記八千矛神御歌に、奴婆多麻能久路岐美、祈斯遠云々、波多々藝母許禮婆布佐波受、とあるこれなり、と云り、波多は、袖の波多又波名、袖などありて、袖の端の方を云、多藝は、たぐり揚るを云なり、と古事記傳に説り、○常陸は、諸國名義考に、立入信友云、日高は景行天皇紀を思ふに、今の蝦夷地にて、常陸はかの日高へ通ふ道なれば、日高道なるべしと云る、これめでたき説なりといへり、比多加は比多に約れば、しかいへるなるべし、但日高道の義ならば、比多遅と濁るべ

きをなほ知を清るにて思へば別義にてもあらむか。○二並は、この山峯二相並びて高きを男神といひ下きを女神と云り既く三卷に儕立乃見杲石山とよめる歌に、委註りき。○熱爾は、アツケクニと訓べし、後世の心ならばあつけきにと云べき所を、かく云るは古言なり、熱けくあるにと云ほどの意なり、なほ一卷下見吉野乃山下風之寒久爾云々の歌の下に委云り、考合べし。○汗可伎奈氣伎は、伎字舊本になきは脱たるなり、楫取魚彦が考によりて、今補へつ、奈氣伎は歎なり、さて次に夏草をよめれば、其時節あつきころなるに、まして山坂を踏れば汗出て大息をつきて歎くなり、汗の出るを汗かくと云は、今世もしかり。○木根取は、けはしき坂路を踏るとて、木根を取草にするなり、三卷に、霰零吉志美我高嶺乎險跡草取可奈和妹手乎取とある、この草取に同じ。○嘯鳴登は、氣を申て、吟ひ嘯きつ、坂路を上るなり、嘯は、玉篇に、盛口而出聲とあり、字鏡に、嘯、宇曾牟久と見ゆ、うそ吹と云べきごとくなれども、牟久と云が古なるべし、傾は、かた向とこそ云べきに、かへりて可多夫久とのみいへり、これかへぎまにて、又相例すべし。○君爾令見者は、歌主より、大伴卿をさして云るにて、其歌主も隨のばれ、ば、いぎこの岑上を御覽せよとて、卿に見すればと云なり。○男神毛云々女神毛、これは神名式に、常陸國筑波郡筑波山神社二座、一名神大、一小とある是なり、大社は男神、小社は女神なりと云り。○許賜とは、檢稅使の山に登る事をゆるしうけひき給ふよしなり。○千羽

日給而とは千羽日は、幸にて、此は山に登る事を納受したまひてと云意なり、靈治波布の知波布も同じ言なり、但彼知彼布は人の靈を幸ひ佐け保つよしにいへるにて、すこし意異なることときゆれど、言はひとつなり、略解に千羽日は、さきはひともし、さちはひともし、云に同じといへるは、いさゝかたがへり、さきと云とさちと云とは、似て異言なればなり、さて男神女神も、許賜ひちはひ賜ひてと云意なるを、文を互に云るなり。○時登無云々は、いつといふ時の定りもなく、雲の居て雨のふる、いふせきつくばねなるを、今日檢稅使のまうづるを納受して、その雨雲を拂ひ棄て、清かに日光を照し賜へるよしなり、いや彦のおのれ神さび青雲のたなびく日すら小雨をばふる、と云る如く高山は、常に雲居て雨ふることのあるものなればなり。○言借石は、常は雲居雨ふりて、鬱々としてさやかに見えぬ、いふせかりし國のまほらを委曲に見せ給ふと云なり、略解に石は木の誤にて、イフカシキなりと云るは甚しき謾言なり、いふかしきにては、叶はぬことなるをや、石は過去し方の事をいふ之なり、言借は、十卷に秋芽子之散去見鬱三妻戀為良思棹鹿鳴母、十一に眉根搔下言借見思有爾去家人乎相見鶴鳴などあるに、言は同じ但イフカシは、物をとらへていふせく思ふときにいひ、イフカルは、自いふせくあるを云との異あり、古今集小註に、いふかり思ひてといへるなどは、今と全同じ。○國之眞保良は、五卷に、許能提羅周日月能料多波云々、企許斯遠周久爾能麻保良

敍云々十七に、伎己之乎須久爾能眞保良爾云々、などあり、抑この語は、もと古事記倭建命御歌に、夜麻登波久爾能麻本呂波、多々那豆久阿袁加岐夜麻基母禮流夜麻登志宇流波斯、書紀には、此御歌を景行天皇の大御歌として、麻本呂波を摩保邏摩とあり、とあるに本づきたるなり、麻保呂波と云言意は、麻は眞呂波は助辭にて、同記應神天皇大御歌に、知婆能加豆怒袁美禮波毛毛知陀流夜邇波母美由久爾能富母美由、とある國の富に同じく、大和國は、青山四周るがゆゑに倭者國の富と詔へるにて、その富と云は、保々麻留府保吾茂留、など云ると同意にて、含まれ隠れるを云古言なり、さて此集に云る國之眞保良は、心さる意にてよめるにはあらず、たゞ國と云ことを、彼大御歌の古語を假て、言を文りなしたるのみなり、なほ此言の義、本居氏國號考に甚詳に辨へ云たるを見て考べし、○示賜者は、神のさだかに見せ給へばと云なり、○歡登は、歡しさにと云意なり、登の言に、ことに意なし、○紐之緒解而は、裝束を脱て安する意なるべし、欽明天皇紀に、願王、開襟緩帶、恬然自安、勿深疑懼、とあるを考合べし、○家如は、吾家の如くなり、○解而會遊は、心のうちとけてぞあそぶなり、○打靡は、枕詞なり、既く出づ、○春見麻之從者は、春見べきよりはの意なり、春は花さき鳥さへづりなどしておもしろき時なれど、その時に見べきよりはとなり、按に、之は久字を誤寫せるものか、ハルミマクヨハとあらば、理さだかなり、○夏草之茂者雖在今日之樂者は、夏草の生茂りて、山阪を

のぼるには、いたづかはしけれども、かやうに打はれて、眺望の面白ければ、春霞の立おほふ時にのぼりてみべきよりは、立まさりて、たのしさたとへむ方なしとなり、

反歌

今日爾何如將及筑波嶺昔人之將來其日毛

何如將及は、イカデシカメヤと訓べし、こゝはヤの言にあたる字を省て書たれども、かならず泥むべきにあらず、オヨハムといふは、古言に非ず、○歌意は、往昔の人の、此筑波嶺に登りて遊びけむ、其日も興はありつらめども、今日の面白さには、いかでか及ぶべきとなり、契冲云、此歌を六帖に紐の題に入たるは、結句に將來其日毛と云るを、紐と心得たるか、長歌に紐之緒解而とあるに、まどひてなるべし、

詠霍公鳥謂一首并短歌

謂字、舊本になきは脱たるなり、目錄にはあり、
 鳴之生卵乃中爾霍公鳥獨所生而已父爾似而者不鳴己母爾似而者不
 幣者將爲退莫去吾屋戶之花橘爾住度鳴
 生卵乃中爾とは、生卵は、和名抄に、卵鳥胎也、加比古とあり、さて霍公鳥は、鶯の巢の中より、ひ

なの出来るものなれば、かく云り、むかし人の宅の木に、鶯の巢つくりけるに、子の生出て漸
 大くなるまゝ、ほとゝぎすと鳴て飛去りぬと、江談抄三卷に、しるせり、契沖、せうとなるもの
 の申けるは、江戸にて、或人の御もとに、ひろき庭の木だちふかきに、鶯のすくひたりけるに、
 その中にほとゝぎすひとつ出来けるを、見におはすべき人を、今しばし待つせずして、すだ
 ちければ、あるとほいなきことにおぼされき、たちて後も、しばしそこにかよひたると申き
 と云り、かゝることは、田舎にてまゝあることなり、十九に、四月之立者、欲其母理爾、鳴霧公鳥
 從古可多理都藝都流、罵之宇都之眞子可母、とよめり、眞子は孫にはあらず、字の如く眞子な
 り、夫木集に、ほとゝぎす汝が加そいろの鶯に、まれになくてふことなゝらひそ、○己父爾云
 云、己母爾は、シガチ、ニシガハ、ニと訓べし、シガは、それがといふ意なり、こゝはその己之
 父母と云意にて、己父己母と作り、五卷に、愛久志我、可多良倍姿、十八に、老人毛女童兒毛之我
 願心、太良比爾、十九に、鶴河立取左牟安由能之我、姿多姿、同黃楊小櫛賀之左志家良之、同秋花
 之、我色々爾、古事記歌に、波毘呂由都婆都婆岐斯賀波那能云々、芝賀波能云々、又加良奴袁志
 本爾夜岐斯賀阿麻理云々、雄略天皇紀、歌に、志我都矩屢麻泥爾云々、又柯該志須彌灘波旨我
 那稽摩云々、などあり、雀公鳥は、父母ともに鶯なれば、己が父母には似て鳴ずと云なり、○開
 有野邊從はサキタルヌヘヨと訓べし、從は乎と云が如し、○終日はヒネモスニと訓べし、ヒ

メモスと訓はわろし、十八に、乎敷乃佐吉許、藝多母等保里比禰毛須爾、美等母安久倍伎宇良
 爾、安良奈久爾、とあり、ひねもすといへること、大和物語の歌にもあり、○聞吉は、神代紀に、是
 時天孫、見其子等、嘲之曰、妍哉吾皇子者、聞喜而生之、歟、この聞喜は、嘲りての給ふなれば、
 言は同じけれど、ことよき、ことよき、などいふ類に、わざとその反を詔へるなり、今はこと
 に聞がよきなり、○幣者將爲幣、字舊本弊に誤、は、まひなひはせむなり、なひは、音を音なひ、商
 を商なひなどいふごとく、活かぬ言をはたらかすときに、つけていふ詞なり、されば幣を幣
 なひ、幣なふなど用かしいへるなり、さて後世には、正しからぬ賄賂をのみ、まひなひと云
 ど、古は何にまれ、受る方を敬ひて進る物を、まひといへり、○住度鳥は、鳥は鳴、字の偏の滅て
 かくなれるならむ、スミワタリナケと訓べし、十卷に、橘之林乎殖、雀公鳥、常爾冬及住度金
 とあり、

反歌

搔霧之雨零夜乎、雀公鳥鳴而去成、何怜其鳥

搔霧之は、搔は、搔曇のかきにて、そへたる言、霧之は、キリの伸りたるにて、霧の立覆ふをいふ、
 キリてふ言を伸て、キラヒともキラシとも多く云なり、アマギラヒとも、アマギラシともい
 ふ類なり、さて其は自然ると然令むると、少異あるのみなり、既く委云り、景行天皇紀に、峰霧

谷ニクワクテ、とあり、○アハレソノトリ、何アハレソノトリ、怜アハレソノトリ、其アハレソノトリ、鳥アハレソノトリ、は、ほとゝぎすを賞メテ、翫メテ、て、あゝ、其アハレソノトリ、鳥アハレソノトリ、やといふなり、七、卷に、名ナ、兒コ、乃ノ、海ウミ、乎カ、朝アサ、撈ウケ、來キ、者モノ、海ウミ、中ナカ、爾ニ、鹿カ、子コ、曾ソノ、鳴ナレ、成ル、何アハレソノトリ、怜アハレソノトリ、其アハレソノトリ、水ミヅ、手テ、同ナリ、語コト、勢セ、なり、○歌、意、かくれたるところなし、

登ノボリ、筑ツク、波ハ、山ヤマ、歌ウタ、一ヒト、首クビ、并ナリ、短ミジカ、歌ウタ。

草クサ、枕マクラ、客キヤク、之ノ、憂ウレ、乎カ、名ナ、草クサ、漏ル、事コト、毛モ、有アル、武ヤト、跡アト、筑ツク、波ハ、嶺ネ、爾ニ、登ノボリ、而シテ、見ミ、者モノ、尾オシ、花ハナ、落タル、師シ、付ツク、之ノ、田タ、井イ、爾ニ、鴈カニ、泣ナク、毛モ、寒サムク、來キ、喧ナク、奴ヌ、新ニヒ、治バツ、乃ノ、鳥トリ、羽ハ、能ノ、淡アハレ、海ウミ、毛モ、秋アキ、風カゼ、爾ニ、白シラ、浪ナミ、立タチ、奴ヌ、筑ツク、波ハ、嶺ネ、乃ノ、吉キ、久ク、乎カ、見ミ、者モノ、長ナガ、氣キ、爾ニ、念オモヒ、積ツキ、來キ、之ノ、憂ウレ、者モノ、息イハヒ、沼ヌマ、

憂ウレ、を、後ノチ、世ヨ、ならば、ウウ、ケケ、キキ、とよむべき處トコロ、なれども、ウウ、ケケ、クク、といふが古言コトコト、なり、憂ウレ、あるを、と云イハ、は、との意イハレ、なり、○名ナ、草クサ、漏ル、とは書カ、たれど、ナナ、ググ、ササ、ムム、とよむ例レイ、なり、(ナナ、ググ、ササ、ムム、とよむは、わろし、既スデ、く、委マカ、い、へり)○事コト、毛モ、有アル、武ヤト、跡アト、は、武ヤト、は、も、しくは、哉ナニ、字ジ、の誤アヤマ、には、あらざるか、さらば、ココ、トト、モモ、アア、レレ、ヤヤ、トト、と、訓ツケ、べし、事コト、も、あれ、か、しの意イハレ、なり、二、卷に、吾ワガ、戀コイ、千チ、重ジュウ、之ノ、一ヒト、隔ヘ、毛モ、遣ナク、問ト、流ル、情シヨウ、毛モ、有アル、八ヤチ、等トウ、吾ワガ、妹イモ、子コ、之ノ、不ズ、止ズ、出イデ、見ミ、之ノ、輕カク、市シ、爾ニ、吾ワガ、立タチ、聞キク、者モノ、とあるを、考カウ、合アヒ、べし、○師シ、付ツク、之ノ、田タ、井イ、師シ、付ツク、は、筑ツク、波ハ、の、麓アシ、に、今イマ、も、雫シヅク、村ムラ、とて、ありと云イハ、り、常トコ、陸リク、國クニ、風フウ、土ツチ、記キ、に、茨ハシ、城シロ、郡クニ、云イハ、々々、從ヨリ、郡クニ、西ニシ、南ニミナ、近ニチカ、有アル、河カハ、謂イハ、信シ、筑ツク、之ノ、川カハ、源ノチ、出デ、自ヨリ、筑ツク、波ハ、之ノ、山ヤマ、從ヨリ、西ニシ、流ル、東ニヒ、歷ル、郡クニ、中ナカ、入リ、高タカ、濱ハマ、之ノ、海ウミ、とあり、東ヒ、鑑カミ、廿ニ、三サン、に、常トコ、陸リク、國クニ、志シ、筑ツク、鄉サト、内ノチ、とも、見ミ、えたり、田タ、井イ、は、田タ、の、井イ、といふ義イハレ、に、あらず、たゞ、田タ、の、ことなり、此コト、上ノチ、に、委マカ、云イハ、り、○新ニヒ、治バツ、は、新ニヒ、治バツ、郡クニ、なり、○鳥トリ、羽ハ、能ノ、淡アハレ、海ウミ、は、常トコ、陸リク、國クニ、風フウ、土ツチ、記キ、に、新ニヒ、治バツ、郡クニ、西ニシ、一ヒト、里リ、有アル、騰トコ、波ハ、江エ、(長ナガ、二ニ、千チ、九ク、百ヒャク、步フ、廣ヒロ、一ヒト、千チ、九ク、百ヒャク、步フ)、とある、是コト、なり、

○吉キ、久ク、乎カ、見ミ、者モノ、は、見ミ、る、に、あ、か、ず、好コト、あるを、見ミ、れば、と云イハ、ほどの意イハレ、なり、吉キ、伎キ、といはざるは、古コ、風フウ、なり、○長ナガ、氣キ、爾ニ、は、長ナガ、き、月ツキ、日ヒ、に、と云イハ、が、如ス、し、○念オモヒ、積ツキ、來キ、之ノ、は、いろくさまく、旅ツツ、の、憂ウレ、苦ク、を、思オモ、積ツキ、來キ、し、といふなり、

反カヘ、歌ウタ。

筑ツク、波ハ、嶺ネ、乃ノ、須ス、蘇ソ、迴イ、乃ノ、田タ、井イ、爾ニ、秋アキ、田タ、菊キク、妹イモ、許ヨリ、將ヤム、遣ム、黃オウ、葉エフ、手テ、折オ、奈ナ。

須ス、蘇ソ、迴イ、乃ノ、田タ、井イ、は、スス、ソソ、ミミ、ノノ、タタ、キキ、と、訓ツケ、べし、山ヤマ、の、す、そ、に、め、ぐ、れる、田タ、なり、田タ、井イ、は、上ノチ、なる、に、同ナリ、じ、○手テ、折オ、奈ナ、は、手テ、折オ、牟ム、を、急イサ、云イハ、る、なり、○歌、意、は、筑ツク、波ハ、山ヤマ、の、す、そ、の、め、ぐ、りの、田タ、面オモテ、に、稻イネ、を、刈カ、る、女メ、の、愛アイ、し、き、を、あ、は、れ、び、て、そ、れ、が、許ヨリ、へ、や、ら、む、た、め、に、い、で、く、紅ベニ、葉エフ、を、手テ、折オ、む、と、急イサ、ぎ、進イ、める、よ、し、なり、

登ノボリ、筑ツク、波ハ、嶺ネ、爲ニ、耀カ、歌ウタ、會ヒ、日ヒ、作ヤス、歌ウタ、一ヒト、首クビ、并ナリ、短ミジカ、歌ウタ。

耀カ、歌ウタ、會ヒ、は、い、ゆる、歌ウタ、垣カキ、と、同ナリ、事コト、と、お、ぼ、ゆ、常トコ、陸リク、國クニ、風フウ、土ツチ、記キ、に、香カ、島シマ、郡クニ、輕カ、野ノ、以テ、南ミナ、童コ、子シ、女メ、松マツ、原ハラ、古コ、有アル、年トシ、少シ、童コ、子シ、男ヲ、稱ナヅケ、那ナ、賀カ、寒サムク、田タ、之ノ、部ベ、子シ、女メ、號ナヅケ、海ウミ、上ノチ、安ヤス、是コト、之ノ、嬢シヨウ、子シ、竝ナリ、形カタ、容ヨウ、端ヘ、正チカ、光ヒカ、華カ、鄉サト、里リ、相アヒ、聞キク、名ナ、聲コエ、同ナリ、存ゾク、望ノゾミ、念オモヒ、自ヨリ、愛アイ、心シン、滅メツ、經キ、月ツキ、累ツキ、日ヒ、耀カ、歌ウタ、之ノ、會ヒ、俗ソコ、云イハ、宇ウ、多タ、我ガ、岐キ、又マタ、云イハ、加カ、我ガ、毘ヒ、也ナリ、避ヒ、近チカ、相アヒ、遇ユ、于コト、時トキ、郎ラウ、子シ、歌ウタ、曰イハク、云イハク、々々、とある、に、て、し、ら、れ、たり、(但シカ、し、歌ウタ、垣カキ、を、も、一ヒト、に、お、し、こ、め、て、俗ソコ、云イハ、と云イハ、る、は、い、かゝ、なり、)その、歌ウタ、垣カキ、は、古コ、事コト、記キ、清スミ、寧ニギ、天アメ、皇ノミコ、條ノ、に、平ヒラ、群ムラ、臣ミコト、之ノ、祖ソノ、名ナ、志シ、毘ヒ、之ノ、臣ミコト、立タチ、于コト、歌ウタ、垣カキ、取トリ、其コト、袁ヘン、祁シ、命ノチ、將ヤム、婚ユメ、之ノ、美ウツクシ、人ヒト、手テ、云イハク、々々、爾ニ、

袁祁命亦立歌垣於是志昆臣歌曰云々書紀にはこのこと武烈天皇卷に見えて歌場此云宇多我岐とあり攝津國風土記に雄伴郡波比具利岡此岡西有歌垣山昔看男女集登此山常爲歌垣因以爲名と見え續紀十一に天平六年二月癸巳朔天皇御朱雀門覽歌垣男女二百四十餘人五品以上有風流者交雜其中云々等爲頭以本末唱和爲難波曲倭部曲淺茅原曲廣瀬曲八裳刺曲之音令都中士女縱觀極觀而罷賜奉歌垣男女等祿有差三十に寶龜元年二月庚申車駕行幸由義宮云々三月辛卯葛井船津文武生藏六氏男女二百三十人供奉歌垣其服並著青摺細布衣垂紅長紐男女相並分行徐進歌曰乎止賣良爾乎止古多智蘇比布美奈良須爾詩乃美夜古波與呂豆與乃美夜其歌垣歌布智毛世毛伎與久佐夜氣志波可多我波知止世乎萬知天須賣流可波可母每歌曲折舉袂爲節云々など見えたりかくて同事を都方にては昔のまゝに歌垣と稱傳へ東語には加賀比とぞいへりけむされば左に東俗語云々と註せりさて古事記及攝津風土記などに見えたるは時として行はれける一の戲場と見ゆるに此集に見えたる耀歌會は毎年日月定りて昔よりありける行事なること歌の趣にてしられたり又風土記に載たる童子女松原の耀歌之會もその類ならむかかくて右の續紀なるは又いよ／＼さらにうつりてこと／＼しくたくみなしたる一の遊藝にてかの踏歌と云ものたぐひにぞありけるかくて歌垣といひ加賀比といふ言義は此下に委云べし

驚住筑波乃山之裳羽服津乃其津乃上爾率而未通女壯士之往集加賀布耀歌爾他妻爾吾毛交牟吾妻爾他毛言問此山乎牛掃神之從來不禁行事敍今日耳者目串毛勿見事毛咎莫

驚住は十四に筑波爾爾可加奈久和之能爾乎未乎可とよめり○裳羽服津は地名なるべし湖あれば其津をかく名付るならむ故其津のうへにともよめり契冲云裳羽服津は著裳津と云心にて名付たる所の名か心は女の筑波山にまらうづるにこゝにして衣裳をあらためて裳を著ると云心にや○率而はアドモヒテと訓べし此詞のこと此下阿騰母比とあるに附て委註べし○加賀布耀歌爾は耀歌會をするをうらかして加賀布と云り故かくいへるなり○交牟は交字は交接の義もて書しとおぼゆればアハムと訓べし舊訓にカヨハムとあるはわろし又略解にマジラムとよみしは例のいたく字に泥めるものなり○言問は妻問をせよと云なり○牛掃は五卷六卷にも出て註しつ領知賜ふを云○從來はイニシヘヨとよむべし(ムカシヨリとよみても難はなし)○不禁行事敍は神の制へとゞめ給はぬ事業ぞとなり伊勢物語に戀しくはきてもみよかしちはやぶる神のいさむるみちならなくにとあり○今日耳者はかくよみたれば九月の末に筑波山神を祭る日に耀歌會を年に一度行ふなるべし○目串毛勿見は中山嚴水云この言を代匠記にて

は歌字などをめぐり、めぐしなど云るには同じからず、みぐるしくもみるななりと云るにつきて、人皆しか思へり、按に、めぐし、心ぐしは、みなめでなつかしむ意の言にて、婆字よくあたれり、十八に、父母乎見波多布刀久、妻子見婆可奈之久、米具志十七に、己許呂具志伊謝美爾由加奈、同妹毛吾毛許己呂波於夜自多具弊禮登伊夜奈都可之、相見婆登許波都波奈爾、情具之、眼具之母奈之爾、この餘四卷に、春日山霞多奈引情具久、照月夜爾獨鳴念、とあるも、かすみたなびき月てりて、いとうらなつかしき夜に、ひとりかもねむのよしなり、又同卷に、情八十一所念可聞春霞輕引時二事之通者、とあるも、かすみたなびきてうらがなしき時に、君が言のかよへば、いよゝうらなつかしく戀しき意なり、又八卷に、情具伎物爾曾有鶏類春霞多奈引時爾戀乃繁者、と有も同意なり、こゝも右の意にて、たとひ他妻を吾ことひかはずとも、けふのみはよそにのみ見て、別てかなしくめぐしくなみそと云意にて、よく聞えたり、又上に引る十七の眼具之毛奈之爾の奈之は、かてをかねと云と同意なる例にて、心ぐめぐゝあることを云、奈之は無の意にはあらず、○事毛谷莫は、言害をも爲なと云り、

〔雜歌者東俗語曰賀我比〕
かく註せるは前にいへる如く、都人は、歌垣と稱云て、東國にのみ、加我比といへる故なるべし。

反歌

男神爾雲立登斯具禮零沾通友吾將反哉

沾字舊本沾に誤、○歌意は、たとひ男神の高峰に、雲が立登り、霖雨ふりて、衣の裏まで沾通るとも、吾かへらむやは、この面白き、雜歌會を見すて、かへりはすまじとなり、常陸風土記に、夫筑波岳高秀子雲最頂西峰嶮嶮謂之雄神、不令登臨、但東峰四方磐石昇降決屹、其側流泉冬夏不絶、自坂已東諸國男女春花開時、秋葉黃節、相携駢圓、飲食齋資、騎步登臨、遊樂栖遲、かくあれば、春花秋葉の時々の遊樂はあれど、此歌よめるは、九月の末、定まりて行なはれし、祭日の雜歌會なること、上に云たる如し、

〔右件歌者高橋連蟲麻呂歌集中出〕

下に、鹿島郡荊野橋別大伴卿歌とあるも、同じ蟲麻呂集に出とあり、もしは蟲麻呂、常陸國守あるは、椽などにて、彼國にありてよまれけるか、

詠鳴鹿歌一首并短歌

三諸之神邊山爾立向三垣乃山爾秋芽子之妻卷六跡朝月夜明卷鶯視
足日本乃山響令動喚立鳴毛

神邊は、カムナビなり、然るに邊字にては、ナヒと訓べき謂なし、海邊とかきて、ツナヒとよむ

はあらぬことなり、其由は既に委釋り、今按に、邊は連字の誤なるべし、七卷に、佐左浪乃連庫山爾云々、とあるを、相例すべし、さて神連は、高市郡飛鳥のなり、○三垣乃山は、契冲云、神なび山に向へる山のありけるなるべし、それを神なび山は、神のます山なれば、いかきにたとへて、名はおふせけるにこそ、○秋芽子之妻とは、鹿は萩原はむつれてよく鳴ものなれば、萩を妻と云り、今は鹿のまことの妻を、なぞらへていへるなり、○妻卷六跡は、將娶妻となり、十卷に、上瀬爾河津妻呼暮去者、衣手寒三妻將枕跡香、とあるに同じ、こゝは鹿の自が妻に娶むとするを云り、略解に、六跡は鹿字の誤にて、ツマクシカノと訓べきよし云るは、いとつたなし、此歌一首の中に、鹿と云ずして、自鹿のこと、聞せたり、○朝月夜は、曉方の月を云、○明卷養視は、夜の明むことの惜き故にの意なり、夜明れば、妻問するに便あしきが故なり、○山響令動は、山の中より、木靈の響應るまでと云なり、○喚立鳴毛は、聲をあげて呼立鳴は、さてもあはれの鹿やとなり、毛は歎息、辭なり、

反歌

明日之夕。不相有八方。足日本乃山彦令動。呼立哭毛。

八方は、八は後世の也、波の意方は、呼立哭毛の毛に同じく、歎息辭なり、○歌意は、こだまのひびきたるまで、聲にあげて妻を呼立鳴は、さてもあはれの鹿や、あれほど心を苦しめて、

妻に娶むとするからは、たとひ今夜は、程なく明て、得あはずとも、嗚呼明日の夜には、あはずあらむやはとなり、

○舊本こゝに、右伴歌、或云、柿本朝臣人麻呂作、と註り、後人の裏書か、

沙彌女王歌一首。

沙彌女王は、傳未詳ならず、

倉橋之山乎高歟。夜窄爾。出來月之片待難。

片待は、片就待意にて、偏に待意なり、略解に、下待と云に同じく、心に待なりと云るは、いさゝかたがへり、○歌意は、倉橋の山が高さ故に、其山に障られて、いたく夜深て出來月の待遠にして、待得難きにやあらむとなり、此歌、三卷には、初月歌として、末句光乏寸とかへて載たり、初月としては、理さだかならず、

〔右一首、間人宿禰大浦歌中既見、但末一句相換、亦作歌兩主、不致正指、因以累載〕

兩字、舊本雨に誤、

七夕歌一首并短歌。

久堅乃天漢爾。上瀬爾。珠橋渡之下湍爾。船浮居。雨零而風不吹。登毛風吹而雨不落。等物裳不令濕。不息來益常。玉橋渡須。

珠橋は橋を贅て云り、詞花集に、天河玉橋いそぎわたさなむ淺瀬たどるも夜の更行に、○船浮居は、フ。ネ。ウ。ケ。ス。エ。と訓べし、○風不吹云々、雨不落云々、本居氏、或人説に、二の不字は、者の誤にて、カ。ゼ。ハ。フ。ク。ト。モ。云。々。ア。メ。ハ。フ。ル。ト。モ。ならむといへり、と云り、

反歌

天漢霧立渡。旦今日旦今日。吾待君之。船出爲等霜。

霧立渡は、船こぎるとき浪さわぎて、水霧立故に、かく云り、○旦今日旦今日は、今日か今日かと、佇待よしなり、二、卷人麻呂の身まかりける時、妻のよめる歌に、旦今日旦今日吾待君者石水、貝爾交而有登不言八方、とあり、○歌意は、今日か來座む、今日か來座む、と吾佇待牽牛の君が、此方に來座むとて、今こそ舟發して漕來賜ふならし、天漢の霧の立渡るは、船こぎ來賜ふ故に浪のさわぎて、あの如く霧の立のぼるにこそあらめ、さてもうれしやとなり、

〔右伴歌、或云、中衛大將藤原北卿宅作也〕

北卿は、房前卿なり、

相聞

振田向宿禰退筑紫國時歌一首。

振田向宿禰は、傳未詳ならず、振田向は、ブルノタムケにて復往か、又振は氏にて、田向は名か、

姓氏錄に、布留宿禰、と見ゆ、

吾妹兒者久志呂爾有奈武。左手乃吾奧手爾。纏而去麻師乎。

久志呂は、劍なり、一卷に委説り、○左手乃云々と云るは、劍は、左手にかぎりて、まくものにはあるまじけれども、物を執あつかふには、もはら右の手してすれば、左手の用少きかたの臂に纏ひて、大切にしてゆかましをと云なり、物をとりあつかふ時は、龜相になる故に、右手にはまかじと云ならむ、奥手は、袖にかくるゝ方の臂を云、劍は、ひぢまきとも云て、ひぢに纏ものなればなり、又やがて左手を奥手といへり、と思はるゝこともありて、其説は、既に二卷にいへり、合考べし、○歌意は、愛しき妹は人ならずて、いかで劍にてわれかしと、せめて思ふなり、もし劍ならば、吾左手の臂に纏ひて、大切にして、身を離さず、何處までも持、愛て、行べきものなるをとなり、これは筑紫に退る時、京方にてかたらへる女に、別れて下るとてよめるなり、

拔氣大首任筑紫時娶豐前國娘子紐兒作歌三首。

拔氣大首は、傳未詳ならず、拔氣は、スカケか、神代紀に、鏡作部、遠祖天糠戸を、一書には、天抜戸と作り、思合べし、今按に、拔字、もしは和を寫誤れるにて、和氣なるべきか、姓氏錄、右京皇別に、和氣朝臣、垂仁天皇、皇子、鐸石別、命之後也、また和泉國皇別に、和氣公、犬上朝臣、同祖、倭建尊之

後也、と見えたり、但し和氣朝臣、姓は光仁天皇寶龜五年に賜へるよし記されたれど、それよりも前に、和氣氏は聞えたり、續紀に、大寶三年夏四月、從七位下和氣坂本賜君、姓とも見ゆ、しかれども、これはたゞ嘗にいへるのみなり、なほよく考ふべし、さて大首は名にて、オホビトと訓べし、(加婆禰にあらざ)大人と書むに同じ、天武天皇紀に、忌部首子首、また三輪君子首などあるを、子人とも書たるを考合せて知べし、

豐國乃加波流波吾宅、紉兒爾、伊都我里座者、革流波吾家。

加波流は、和名抄に、豐前國田河郡香春とある所なり、續後紀に、承和四年十二月、庚子、太宰府言管、豐前國田河郡香春岑神云々、○伊都我里座者は、契沖、伊は例の發語にて、都我里は、袋の口を鏢のやうにぬふを、つがりといふ、その心なり、紉の兒と云名より、つがりをるといふは、あひおもふ心の緒をもて、つがりたるやうなるをいへりと云り、今按に、いつがるは、即自、紉兒にぬひつけたる如く、つきそひをるを云ならむ、十八に、左夫流其兒爾比毛能緒能移都我利安比豆、ともよめり、○歌意は、紉兒が住豐前國の香春の里は、即吾家なり、などといはゞ、紉兒に物を縫著たる如く、あさよひにつき副をれば、わが家は、ことになきも同じこととなりとなり、ふたゞ、び革流波吾家と打返して云るは、ことを深切て云るなり、題詞に、ひろく任筑紫とあれば、豐前は筑紫九國の内なれど、即其任國は、豐前なりとも定めがたければ、筑前筑後

などへ任られて、その任國へ往路に、豐前に宿れるほど、よめるにもあるべし、

石上振乃早田乃穗爾波不出心中爾戀流比日。

振乃早田乃は、穂と云む料の序なり、不出と云までには關らず、振は、大和國山邊郡布留なり、既くたびゝ出づ、○穗爾波不出は、發見さずと云なり、○比字、舊本此に誤、元曆本に従つ、○歌意は、色に出ば、人の見て、あるまじき事と、そしりわらはれむ事の面なさに、うへに發見さずして、心の中にむせゝとして、戀しく思ふこの頃ぞとなり、第一二句は序ながら、大和の布留をいへるは、自が本郷なればなるべし、

如是耳志戀思渡者、靈刻命毛吾波惜雲奈師。

歌意は、うへにあらはさず、心の中にむせゝとして、苦しく、かくばかり一すぢに戀しく思ひて、月日をおくれば、今は死ば、中々に安からむと思へば、よにうへもなく、長からまほしき命にてあるに、その命の惜きことをも、このころは思はずとなり、前の歌に引つゞけて心得べし、

大神大夫任長門守時集三輪河邊宴歌一首。

大神大夫は、三輪朝臣高市麻呂なり、書紀に、天武天皇元年六月辛酉朔己丑、令吹負、拜將軍、是時三輪君高市麻呂云々、悉會將軍麾下、七月庚寅朔壬子、是日三輪君高市麻呂云々、戰于箸

陵大破近江軍朱鳥元年九月戊戌朔乙丑諸僧尼亦哭於殯庭是日云々次直大肆大三輪朝臣高市麻呂諫理官事天武天皇十三年十一月戊申朔大三輪君云々凡五十二氏賜姓曰朝臣と見ゆ七年二月丁酉朔乙卯是日中納言直大貳三輪朝臣高市麻呂上表敢直言諫爭天皇欲幸伊勢妨於農時云々續紀に大寶二年正月乙酉從四位上大神朝臣高市麻呂爲長門守三年六月乙丑爲左京大夫慶雲三年二月庚辰左京大夫從四位上大神朝臣高市麻呂卒以壬申年功詔贈從三位大花上利金之子也大日本靈異記に故中納言三位大神高市萬侶卿者大皇后天皇時忠臣也云々懷風藻に從三位中納言大神朝臣高市麻呂一首(年五十)○三輪河は卽泊瀬河の流なれば歌にはやがて泊瀬河とよめるなり

三諸乃神能於婆勢流泊瀬河水尾之不斷者吾忘禮米也

三諸乃神と云るは三諸は卽大和國城上郡なる三輪山にて其山をやがて神と云るなり○於婆勢流は所帶なり帶賜へると云むが如し泊瀬河の流穴師の南を廻りて三輪山の下へ流るゝと云り故かく云り十七立山歌に於婆勢流可多加比河波能云々七卷に大王之御笠山之帶爾爲流細谷川之音乃清也古今集にまかねふく吉備の中山おびにせる細谷川之音のさやけさ十三に甘嘗備乃三諸乃神之帶爲明日香之河之云々などあるに同考合べし○歌意は三輪山の神の帶賜へる泊瀬川の水脈の涸て斷る事はあるまじき理なれども若や

その流の斷る時もあらば忘るゝ事もあらむさらずは今日の宴の面白さを忘るゝ世はあ
るまじとなり

於久禮居而吾波也將戀春霞多奈妣久山乎君之越去者

歌意は今こそあれ程なく立わかれて春霞のたなびく遠方の山を越て君がおはしなば吾
は遣り居て戀しくのみ思ひ居むかとなりこれは大神氏のためにうまのはなむけする人
のよめるなり

〔右二首古歌集中出〕

歌字舊本に脱

大神大夫仕筑紫國時阿倍大夫作歌一首

大神大夫は前に同じく高市麻呂なるべし○任筑紫國は考るところなし長門は筑紫に屬
ざれば前とは別時なるべし○阿陪大夫は廣庭卿なるべし阿陪朝臣御主人の子なり後神
龜元年に至りて從三位になられしよし續紀に見えたれば此歌よまれしほどは未五位な
りしによりて大夫とするせるなるべし廣庭卿の傳は三卷上に委云り考見べし
於久禮居而吾者哉將戀稻見野乃秋芽子見都津去奈武子故爾
子故爾は子なる物をとといふ意なり俗に子ぢやにといふが如し子は大神氏をさして云り

凡て子と云は、男女にわたりて、人を呼ぶときの稱なり、余考あり、○歌意は、稻見野のおもしろき秋はぎを見て慰みつゝ、物思ひもなくして行む君なるものを、われはのこり居て、ひたすらに戀しくのみ思ひつゝ、をらむことか、といふなり、契沖云、これは山陽道を経て、陸にてくだるを送るとて、かくはよめるなるべし、

獻 弓削皇子歌一首

神南備神依板爾爲杉乃念母不過戀之茂爾

神南備は、高市郡飛鳥のなるべし、さて本句は、神依板に造る、神南備山の杉のと云意なるべし、神並山の神木を伐て、神依板に作るよしなり、神南備の神を依る板と云にはあらじ、○神依板は、カミヨセイタと訓べきか、本居氏、杉を神依板にすると云ことは、琴の板とて、杉の板をたゝきて、神を請招することあり、今も伊勢の祭禮には此事あり、琴頭に神の御影の降り給ふなりと云り、基俊集には、ふり子が神寄板にひくまきの、くれゆくからにしげき戀哉、ともよめり、これによらば、杉には限らぬか、神功皇后紀に、琴頭尾に、千緞高緞を置て、請給ふに、神降ませしと云ことも見ゆ、さて本句は序なり、○念母不過は、思ひのはるけぬをいふ、○歌意は、皇子を戀したひ奉る心の茂きによりて、思をはるけなぐさむかたもなしとなり、三卷に、明日香河川余藤不去立霧乃、念應過孤悲爾不有國十三に、神名備能三諸之山丹隱藏

杉思將過哉、蘿生左右、などあり、

獻 舍人皇子歌二首

垂乳根乃母之命乃言爾有者年緒長憑過武也

母之命は、母をたふとみて云り、父命、夫命なども云る類なり、○歌意は、吾を深く慈み親み賜ふ母君の言ならば、僞のあるべき理はなければ、數年長く頼に思ひてのみ、そのかひもなく、むなしく月日を過さましやは、然はあるまじきを、まことの母親ならぬは、頼みがたきものぞとなり、契沖云、此歌と次下の歌、まことえたるまゝなるを、舍人皇子にたてまつるに心あるべし、君は天下の人のちゝは、のやうにましますが、身にとりても、をりふし歌など、よましめ給ふみことのりの、いかさまにも、ちかく官位を昇進し、俸祿をもまし給ふべく頼もしくて、今やと待に、さもなくて年月を経れば、あはれまことのおやのことばならば、たのめてのみは過さじをと、此皇子へまであれへ申さるゝなるべし、ふたおやの中に母ことにうつくしみて、こまやかなれば、母のことばならば、といへり、

泊瀬河夕渡來而我妹兒何家門近春二家里

家門は、家の金門なり、○春字、舊本春に誤、○歌意、契沖、年の緒長く憑過來し身は、泊瀬川の早き瀬を、からうじて、夕わたりし來れる人の如くなるが、此皇子のあはれませ給ひて、御陰

にちかくかくろひぬべきことは、彼ゆふわたりせし人の、妹が家にちかづくが如しと、たとへたるなるべし、妹は我をひつまじくするものなれば、貴賤ことなれど、皇子に比へて、たてまつらるゝかと云り、からく勤しみ勞きて、年長く頼み奉りし、皇子の御吹舉によりて、身となり出べき時節の門に近く至りにけりとよるこべる意を、聞え奉れるならむ。

〔右三首、柿本朝臣人麻呂之歌集出〕

石河大夫遷任上京時播磨娘子贈歌一首

石河大夫は、君子なり、續紀に、和銅六年正月丁亥正七位上石川朝臣君子授從五位下、靈龜元年五月壬寅爲播磨守、養老四年正月甲子從五位下石川朝臣若子授從五位上、十月戊子從五位上石川朝臣若子爲兵部大輔、これらみな、若は君字の誤なり、五年六月辛丑爲侍從、神龜元年二月壬子授正五位下、三年正月庚子授從四位下、と見えたり、○磨字、舊本磨に誤、

絶等木笑山之岑上乃櫻花將開春部者君乎將思

絶等木笑は、八雲御抄に、たゆらさの山播磨と註せさせ給へり、さもあるべし、笑はノの假字なり、三卷に具釋り、○歌意かくれたるところなし、

君無者奈何身將裝飭匣有黃楊之小梳毛將取跡毛不念

歌意これも明けし、毛詩衛風に、自伯之東、首如飛蓬、豈無膏沐、誰適爲容、とあると、同意なり、

藤井連遷任上京時娘子贈歌一首

藤井連は、契沖、これは葛井連廣成なるべし、葛井は、フヂキとよむ、和名抄云、播磨國明石郡葛江、布知江、これに准へて知べし、續紀に、元正天皇養老四年五月壬戌、改白猪史氏賜葛井連姓、これ廣成なり、此人なるべし、と云り、廣成が傳は、六卷上に委云り、

從明日者吾波孤悲牟奈名欲山石踏平之君我越去者

名欲山、ナホリヤマと訓るによりて、略解に、豊前國直入郡直入郷あり、その山歟、とあれど、上の歌の端書に、播磨娘子贈歌とありて、こゝにはたゞ娘子贈歌とのみ有を見れば、こゝの娘子も上に同じく、播磨の娘子なることしるし、さらば此山も、播磨攝津の國ならでは、道の次叶はず、故考るに、三卷高市連歌に、吾妹兒二猪名野者令見都名次山角松原何時將示、とある名次山は、神名帳に、攝津國武庫郡名次神社あれば、その山なるべきを、思ひ合するに、此名欲山は、かならず名次山を寫誤しこと疑なし、と中山嚴水云り、○石踏平之は、主從人馬かず、道を歩み行さまをいへるなり、崇神天皇紀に、官軍屯聚而躡躡草木、因以號其山曰那羅山、躡躡此云布瀨那羅須、とあるを、思合べし、踏令平とは、石にまれ、木にまれ、其地に凸凹あるを、平かに引ならし、踏堅むるをいふがもとなれど、こゝはさのみ設けて、然するにはあらず、たゞ人馬の數多く、列行たる形をいへるのみなり、○歌意は、君は官にめさげられ賜ひ

て京に上り賜ふなれば、かの攝津國の名次山を、主從人馬、かずく、列行て越往賜ふらむが、
いかに楽しく勇ましく思召らむと思ふに、われは陪從ふことの叶ふまじき身なれば、唯獨
おくれぬて、明日よりはひたすらに、君をのみ戀しく思はむなわ、さても悲しき事ぞとなり、

藤井連和歌一首

命乎志麻勢久可願名欲山石踐平之復亦毛來武

麻勢久可願は、勢は、幸字なりけむを、昔此一句をあしく訓たる故に、勢字の旁の滅たるもの
と思ひて、謾に畫を加たるならむ、さて他所には、眞幸間幸などありて、麻幸と音訓まじへて
書むことは、少いかゞしきやうなれど、既に美籠、美草などの例もあれば、妨なかるべし、可は、
岡部氏の説る如く、母の誤なるべし、さて麻幸久母願にて、岡部氏の訓る如く、マサキクモガ
モなるべし、同人説に、麻狹伎久母願とありしなるべし、といへるは、いさゝかわろし、○復亦
毛來武は、亦毛は變の一字の誤なるべし、復變來武にて、マタカヘリコムなり、變は反と通用
たること集中に多し、此上にも、鉤爲海人乎見變來六、と二首ならべて、同じく書たり、復は後
字の誤にて、後亦毛來武なるべしとする説は、よろしからず、○歌意は、人の壽命は、たのみが
たきものなれども、し心にかなひて、ながらへてあるならば、今越行ごとく、又名次山を越來
て、其方に今の如く相見むとおもへば、いかに命さへ、平安くてもがなわれかしと、一すぢに

ねがひ思ふぞとなり、

鹿島郡野橋別大伴卿歌一首并短歌

野橋は、和名抄に、常陸國鹿島郡野橋郷とあり、常陸風土記に、香島郡、古老曰、難波、長柄、豊前、大
朝御宇天皇之世、己酉年、大乙上中臣子、大乙下中臣部、兎子等、請惣領高向、大夫割下總、國海上、
國造部内、輕野以南一里、那賀國造部内、塞田以北五里、別置神郡、其處所有天之大神、社、坂戸、社、
沼尾、社、合三處惣稱香島天之大神、因名郡焉、と見ゆ、○別大伴卿は、契沖上に、檢稅使大伴卿登
筑波山時歌、といへり、しかれば當國の檢稅ことをへて、下總國海上津をさして、わたらるゝ
ときの別の歌なり、

牡牛乃三宅之酒爾指向鹿島之崎爾狹丹塗之小船儲玉纏之小梶繁貫
夕鹽之滿乃登等美爾三船子呼阿騰母比立而喚立而三船出者濱毛勢
爾後奈居而反側戀香裳將居足垂之泣耳入將哭海上之其津乎指而君
之已藝歸者

牡牛乃、牡字、舊本牝に誤、拾穂本に従つ、は、枕詞なり、まづ牡牛は、和名抄に、辨色立成云、牡牛頭
大牛也、俗語云、古度比、と見えたり、(俗語云、と云るはいかゞ)集中十六に、事負乃牛とあり、名義
は、許多物負牛と云なるべし、(もろこしの書にも、牛負重載馬、涉遠路などいへり)さるはまづ、